

第54回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第1日）

平成25年3月4日（月曜日）

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	船 曳 覚	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農 林 振 興 課 長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	和 田 進	天文台公園参事	安 本 泰 二
	上 月 支 所 長	岩 本 弘 美	南 光 支 所 長	上 谷 和 之
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	前 澤 敏 美
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (1名)	教 育 長	勝 山 剛		
		※午後3時30分より 早 退		
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 施政方針について
- 日程第 4. 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて 専決第 21 号）
- 日程第 5. 議案第 1 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 日程第 6. 議案第 2 号 西播磨地域消防広域化協議会の廃止について
- 日程第 7. 議案第 3 号 佐用町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 8. 議案第 4 号 工事請負契約の変更について（佐用町防災行政無線デジタル整備工事）
- 日程第 9. 議案第 5 号 工事委託契約の締結について（町道小赤松線小赤松橋橋梁架設工事）
- 日程第 10. 議案第 6 号 佐用町南光地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 11. 議案第 7 号 町道路線の認定について
- 日程第 12. 議案第 8 号 町道路線の廃止について
- 日程第 13. 議案第 9 号 町道路線の変更について
- 日程第 14. 議案第 10 号 区域外道路の変更の承諾について
- 日程第 15. 議案第 11 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について
- 日程第 16. 議案第 12 号 畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について
- 日程第 17. 議案第 13 号 佐用町まちづくり基本条例の制定について
- 日程第 18. 議案第 14 号 佐用町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19. 議案第 15 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20. 議案第 16 号 佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21. 議案第 17 号 佐用町南光ひまわり館運営基金条例を廃止する条例について
- 日程第 22. 議案第 18 号 佐用町まちづくり推進会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23. 議案第 19 号 佐用町水防に関する条例の制定について
- 日程第 24. 議案第 20 号 佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25. 議案第 21 号 佐用町課設置条例及び佐用町職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第 26. 議案第 22 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 27. 議案第 23 号 佐用町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 28. 議案第 24 号 佐用町消防本部及び消防署の設置に関する条例等を廃止する等の条例の制定について
- 日程第 29. 議案第 25 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 30. 議案第 26 号 平成 24 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について
- 日程第 31. 議案第 27 号 平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 32. 議案第 28 号 平成 24 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について

- 日程第 33. 議案第 29 号 平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 34. 議案第 30 号 平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 35. 議案第 31 号 平成 24 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 36. 議案第 32 号 平成 24 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 37. 議案第 33 号 平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 38. 議案第 34 号 平成 24 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 39. 議案第 35 号 平成 24 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 40. 議案第 36 号 平成 24 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 41. 議案第 37 号 平成 24 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 42. 議案第 38 号 平成 25 年度佐用町一般会計予算案の提出について
- 日程第 43. 議案第 39 号 平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について
- 日程第 44. 議案第 40 号 平成 25 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について
- 日程第 45. 議案第 41 号 平成 25 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について
- 日程第 46. 議案第 42 号 平成 25 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について
- 日程第 47. 議案第 43 号 平成 25 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 48. 議案第 44 号 平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 49. 議案第 45 号 平成 25 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 50. 議案第 46 号 平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
- 日程第 51. 議案第 47 号 平成 25 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
- 日程第 52. 議案第 48 号 平成 25 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
- 日程第 53. 議案第 49 号 平成 25 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 54. 議案第 50 号 平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 55. 議案第 51 号 平成 25 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について
- 日程第 56. 議案第 52 号 平成 25 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について
- 日程第 57. 請願第 1 号 年金 2.5% の削減中止を求める請願
- 日程第 58. 予算特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 59. 予算特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 60. 委員会付託について

午前 09 時 30 分 開会

議長（西岡 正君）

皆さん、おはようございます。開会にあたり一言ごあいさつを申し

上げます。

本日、ここに第 54 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては早朝よりお揃いでご参集を賜り、誠にご苦労様でございます。

議員各位におかれましては、平素より議会活動に専念され、住民福祉向上のためにご尽力をいただいておりますことを、議長から、厚く御礼を申し上げるところでございます。

また、町長をはじめ、職員の皆さん方におかれましては、予算編成につき、大変ご努力いただきまして、ありがとうございます。

今回の内容は、かなり多く案件がございますので、議員の質問については、十分、ご答弁をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

なお、今回、定例議会において、本日付議されております案件につきましては、報告案件が 1 件、条例に関する案件が 13 件、25 年度各会計予算案が 15 件、平成 24 年度各会計補正予算案が 12 件、請願 1 件、その他の案件が 12 件、計 54 件であります。

何とぞ、議員各位には、これらの諸案件につきまして、慎重なるご審議を賜り、適切妥当な結論が得られますようお願いをいたしまして、開会のあいさつに代えます。

町長、あいさつをお願いします。

町長（庵逄典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。早朝からのご参集、ご苦労様でございます。

今朝も、まだ、冷え込みましたけれども、昨日が 3 月 3 日、桃の節句。非常に日差しもですね、明るく春めいて参りました。

24 年度も後 1 カ月を、こうして切った中で、年度末、本年度の整理と、25 年度に向けての準備ということで、何かと、大変忙しい、この 3 月になろうかと思います。

本議会におきましても、先ほど、議長からのごあいさつのように、24 年度の補正予算、また、新年度に向けての予算案、また、たくさんの条例の改正等、議案を提出をさせていただきます。

十分、ご審議をいただきまして、適切なご判断をいただきますように、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますけれども、あいさつに代えさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、ありがとうございました。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 54 回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長、消防長、天文台公園参事、代表監査委員であります。

なお、本日、1 名の傍聴の申し込みがありました。傍聴者におかれましては、傍聴中、守らなければならないことを遵守していただきますよう、お願いを申し上げます。

これより、本日の会議を開きます。ただちに日程に入ります。

日程第 1．会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第 1 は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定により議長より指名をいたします。

5 番、金谷英志君。7 番、井上洋文君。両君にお願いいたします。

日程第２．会期決定の件

議長（西岡 正君） 続いて、日程第２に移ります。会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日３月４日から３月２５日までの２２日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日、３月４日から３月２５日までの２２日間と決定いたしました。

日程第３．施政方針について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第３、施政方針に入ります。

町長から施政方針を受けます。

町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、第５４回佐用町議会定例会の開会にあたりまして、平成２５年度の施政方針及び予算編成方針につきまして、私の所信を述べさせていただきます。

古い言葉であります。光陰矢の如し、合併から早や８年が過ぎようとしています。

私が最初に手掛けました新町の当初予算は、平成１８年度でございました。当時は、三位一体改革の嵐が吹き荒れ、合併直後で行財政のスリム化が進んでいない中、予算編成に非常に苦慮した記憶がございます。以来、私は、効率的で健全な財政運営と佐用町の一体的な均衡ある発展を念頭に、町政の運営に当たってまいりました。

しかし、この間、残念ながら、少子化、高齢化に伴う人口減少は続き、そのために地域活力の低下と地域社会の歪は、年々大きくなっていくことを率直に受け止めなければなりません。

その上、平成２１年８月の大水害は、新町のまちづくりにとっても、大きな危機をもたらし、わが町を取り巻く状況は、大変厳しいものであります。この状況に対応する課題は、山積しておりますが、一気にこれを解決する方策はなく、一つ一つ着実に取り組んでいくことが重要であります。それが、まちづくりであり、行政の使命だと思っております。

幸いにして、災害からの復旧、復興は、町民、皆様の努力と多くのボランティアのお助け、国、県の支援によって、いち早く取り組むことができ、河川の大規模改修や砂防ダムの建設など、治水工事も着々と進めていただいております。

また、災害によって、財政が非常に苦しくなると予想をいたしておりましたが、災害に対して、特別交付税など、国、県による手厚い財政措置をいただき、また、合併後、計画的な行革に取り組んできた結果、災害前以上の財政の安定化を図ることができました。

しかし、財源の多くを交付税に依存した財政運営に変わりなく、合併特例法による特例期間も残るところ少なくなり、また、国の財政状況も、安倍政権による経済政策によって、幾ばくかの明るさが見え、景気の回復に期待が寄せられておりますが、実態は、破たんす

前であると言われる厳しい状況に変わりなく、佐用町の将来は、もっと厳しい状況になることを覚悟しなければなりません。

そのような情勢の中、町運営の効率化と行財政サービスの維持を図り、町民福祉の更なる向上を目指すため、町総合計画に掲げた、ひと まち 自然がきらめく 共生の郷 佐用の実現に向け、引き続いて、町が一丸となって、あらゆる努力を傾注しなければなりません。そういう思いを持って、25年度の予算を編成いたしました。まず、その概要を申し上げ、予算審議を、よろしく願いを申し上げます。

また、予算全体といたしましては、国において、緊急経済対策に基づく24年度補正予算が成立をして、本町といたしましても、国と歩調を合わせ、平成24年度補正予算と一体的な15カ月予算として、新年度予算を編成いたしております。

それでは、主だった施策について、申し上げます。

まず、協働のまちづくりの推進でございます。まちづくりは、行政と町民が協力をし、将来を見据え、その厳しさを共有しながら、継続的な取り組みを行う必要があります。より良い町政運営のため、町民の参画を促し、町民と行政、また、議会の、権利や義務、役割を明確にした、まちづくり基本条例を制定し、まちづくりの基本となる仕組みづくりを構築したいと考えております。

また、地域の創意と工夫、地域の特性に応じた魅力ある協働のまちづくりを推進するため、地域自治包括交付金を創設し、地域づくり協議会の支援を強化して参ります。

一方では、少子高齢化の影響で、集落機能を維持できない、いわゆる、限界集落の問題が深刻なものとなってきておりますが、自治会の相互協力体制の促進、自治会及び農会の統合に対する財政的支援など、集落コミュニティを支えていきたいと考えております。

次は、子育て支援対策の充実でございます。

保育内容の充実と、適切、必要な幼児就学前教育を実施するため、保育園の規模適正化に取り組んで参ります。

また、子育て支援センターを核とした、子育て環境のさらなる充実を図りますとともに、平成25年度中に、DV対策基本計画を策定し、DVの防止と被害者支援の取り組みを進めて参ります。

次は、循環型社会の構築でございます。

太陽光発電やバイオマスなど、原子力や化石燃料に頼らない代替エネルギーへの取り組みは、国だけでなく地方自治体にも求められています。民間会社と共同で事業組合を立ち上げ、本年4月からメガソーラー事業を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、当該施設に国内初の本製架台を使用することによりまして、森林資源の活用による循環型環境配慮社会の実現を目指して参ります。

また、平成24年度に開始した、住宅用太陽光発電システム設置補助につきましても継続実施して参ります。

本年4月から本格稼働する、にしはりまクリーンセンターは、ごみの分別収集・リサイクルの面で、循環型社会拠点施設の役割を担うものでございます。ごみの減量化や省資源化について、より一層、町民の皆さまに周知を図りますとともに、収集体制の整備等、新施設の運営が円滑に進むよう、努めて参ります。

次は、災害に強いまちづくりの推進でございます。未曾有の大災害をもたらした平成21年台風第9号災害、その教訓を生かすとともに、迅速な災害対応を図るため、地域防災計画の改訂を行います。また、災害時における被害を最小限に抑えるため、防災行政無線など、あらゆる防災情報伝達手段の強化を図って参ります。

平成21年台風災害からの復興についてでございますが、平成25年度は、県とともに進めて参りました大規模な河川改修工事が、2年後の完成を目指して佳境を迎えます。次の

年度には、災害復旧事業に一定の目途がつき、災害発生から5カ年が経過をすることとなります。災害復興計画きらめきプランに沿って、引き続き取り組みを進め、節目となる平成26年度を迎えたいと考えております。

次は、よりよい教育環境の整備でございます。

次の時代を担う人材育成は、地域社会の最も重要な課題であり、困難な諸課題に立ち向かい、自ら乗り越えていく力を持った児童・生徒を育む教育環境をつくるため、教育委員会の方針に基づき、学校・保育園の規模適正化の取り組みを継続して参ります。

最後は、活力ある商工、農林業の振興でございます。

農林業生産基盤の維持・保全と生産性の高い農林業経営を確立するため、農地・農業用施設の整備や、林内路網整備など、農林業生産基盤整備事業を継続実施して参ります。

また、新たに、森林資源のエネルギー資源としての活用や新しい工業技術を取り入れた農業の研究などを行い、事業として成り立ち、若者にも魅力ある、やる気を起こさせる、新しい農林業を目指して取り組んでいきたいと考えております。

また、質の高い、町の特産物として、質の高い農作物や加工品の生産によって、町の魅力を高め、観光、交流人口を増やし、商工業の振興にもつなげていきたいと思っております。

以上、私の思いを簡単に概略を申し上げましたが、続きまして、そのような方針に基づいて編成をいたしました、平成25年度予算案の概要について申し上げます。

予算額は、一般会計137億5,302万6,000円。特別会計・企業会計を合わせた総額で216億6,665万9,000円となります。

予算案に計上しております主な事業でございますが、まず、災害関連事業では、前年度着工した防災行政無線デジタル化整備事業でございます。本年度完成する予定であり、事業費は、本年度分として4億4,071万6,000円を計上いたしております。

また、携帯電話等エリア整備事業費を新規計上しており、防災行政無線と合わせて、多種多様な情報伝達手段の確保を図るため、携帯電話の電波不感地域の解消を進めます。実施箇所は淀集落で、事業費は780万5,000円でございます。

災害関連事業のソフト面におきましては、平成21年台風第9号災害の記録でございます。

災害の記憶を風化させないための資料の収集、災害直後からの様々な復旧、復興の状況をまとめた記録誌を作成をいたします。事業費は、予算計上額が600万円、平成26年度にかけて2カ年で作成をする計画であるため、債務負担行為を設定をいたしており、総額で850万円となります。

新規事業といたしましては、合併特例債を活用した庁舎整備事業費11億937万2,000円を計上しております。役場本庁舎を増築し、分散配置している部署を集約し、業務の効率化と住民サービスの向上を図りたいと考えております。

また、防災対策拠点としての施設整備等、現庁舎の機能の補完も併せて行うことといたしておりますが、増築は必要最低限の規模とし、事業費を極力抑制したいと考えております。

そのほかの新規事業といたしましては、上月地区における再生可能エネルギーの学習啓発モデルとして、太陽光発電システムの設置に9,026万3,000円。

地域づくり協議会への地域自治包括交付金の創設で2,800万円。

介護予防拠点施設として、三日月、南広地区のほっとちゃんの整備に3,220万円。

土づくりセンター混合破碎機の更新に2,211万5,000円。

町営住宅長寿命化計画の策定に750万円などを計上いたしております。

国の緊急経済対策として編成されました、24年度補正予算と連なる事前防災・減災事業

費といたしまして、農業関係費で 1,100 万円、道路橋梁関係費で 3,200 万円を計上いたしております。

次に、歳入につきまして申し上げます。

まず、町税につきましては、総額 22 億 2,422 万 5,000 円、対前年度比 0.1 パーセントの微増でございます。個人町民税におきまして、台風第 9 号災害に伴う雑損失の繰越控除が減少するため、増収を見込んでおりますが、固定資産税におきましては、償却資産税について新規設備投資が見込めないなど、減額計上いたしております。

町債は、庁舎整備事業に合併特例事業債 10 億 5,340 万円を充当するため、対前年度比 38.5 パーセント増の総額 27 億 7,000 万円を見込んでおります。

減債基金の計画的繰り入れとして 5,852 万 4,000 円、災害関連事業の荒廃溪流等整備事業等の財源として、災害復興基金 7,680 万円など、計約 1 億 4,000 万円の特定目的基金を取り崩しをし、それぞれの事業等に充当をいたしますが、なお一般財源の不足が生じますので、財政調整基金 1 億 2,600 万円を取り崩し、予算に繰り入れております。

平成 24 年度の普通交付税の合併算定替えによる増加額は、算定額ベースで 15 億 2,094 万 1,000 円。この優遇措置も残り 3 カ年度となり、平成 28 年度以降は交付額の逡減が始まることとなっております。

そのために、引き続いて、行財政改革を推進し、効率的で健全な財政運営による財政基盤の強化が、本町にとって大きな課題でございます。この課題解決を図りつつ、町内の一体的な均衡ある発展を目指して、これまでと同様、まちづくりを進めて参りたいと思っております。

議員各位、並びに町民の皆さまのご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。施政方針並びに予算編成の概要とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 以上で、施政方針は、終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付いたしており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 4. 報告第 1 号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて 専決第 21 号)

議長（西岡 正君） 続いて日程第 4 に入ります。報告第 1 号であります。専決処分の報告について、専決第 21 号、損害賠償の額を定め和解することについて、町長より報告があります。

町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました報告第 1 号、専決処分の報告につい

てのご説明を申し上げます。

本件は、町有自動車が起こしました交通事故により、町に損害賠償責任が生じ、相手方と、その賠償額を決定し、和解したことを報告申し上げるものであります。

事故の概要といたしましては、平成 24 年 10 月 19 日、午後 6 時 5 分頃、本町のマイクロバスが上月地内の国道交差点付近において、乗客を下ろした後、道路沿いの駐車場から道路に出ようとした際、運転を誤り信号機等に接触、損傷を与えたというものであります。

町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、修理費 36 万 2,250 円を支払う内容で、12 月 27 日に地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項に関する条例第 1 号の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をいたしておりますので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定によりご報告を申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 昨年からです、平福での出会い事故。そして、時間外とはいえ、テクノの上で通夜に行きよって職員が人身事故を起こしたり、前にも、役場前に、兵庫信用金庫の職員が直進してきておるところを、右折する職員が、少し待てばいいのですが、人身事故を起こしたり、シカが飛び出したものについては、不可抗力で、どうしてもありませんが、こういうようなことで、3 件、4 件目だと思いますけれど、このことについてですね、副町長や総務課長は、職員に対して、そういう交通事故のことについて、1 年に 1 回でも皆さん集めて、そういう基本的なルールも含めてですね、朝の各課長、支所長は、こういうことを共有して、ちゃんと職員に徹底されておるかどうかが、そこらへんについて、伺います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、交通事故につきましては、注意して、あつてはならないことですが、どうしても、どうしても、こういう社会の中で、交通事故、誰もが起こる危険性を持っております。

町といたしましても、町職員に対しましてですね、朝礼等の度にですね、交通事故、交通安全を、ルールを守り、交通事故を起こさないように注意するようには、当然、注意喚起をいたしております。

しかし、たくさんの公用車走っておりますし、どうしても、重大な事故だけでなくで、すね、小さな事故というのは、もうお互い、これは、誰もが、起こす可能性はありますし、確率的に起こること、これは、ある程度、やむを得ないところがあるというふうに思っ

おります。

当然、これ、今後もですね、十分に注意していくよう、職員に対しての指導を行って参ります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） どうしてもですね、不可抗力で、雪でスリップするとか、また、相手が飛び込んでくるとか、自分が、どう言うんですか、注意しておっても、そういうもらい事故もあつたりします。しかし、毎日ですね、さよさよサービス並びにスクールバス等も含めてですね、ちゃんと、そういう運転手の方についてはですね、今、大きな人身事故が起きてないのが何よりでございますけれど、小さな事故が、ちょっとでも、そうやって続くということは、そういう大きい事故につながりかねませんので、そこらへんについては、十分注意して、今後、やっていただきたいと、このように思っております。以上。

議長（西岡 正君） はい、答弁要りませんね。

3 番（岡本義次君） はい、よろしい。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 安全運転管理者は、どなたですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 私です。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） ザクツとした話じゃなしに、具体的に今回の事故で安全運転管理者として、どういうふうな処置をされて対応されているのか。

それから、1年間を通しての安全教育、これについて、答弁してください。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 安全運転については、先ほど、町長のほうから話がありましたように、課長会を通じて等、運転者の健康状態の把握とか、そういったもの、毎朝、各課でするようには指導というか、注意をしております。

特に、時間外の多い職員とか、また、不規則勤務の職員とか、病中なり病後の職員等については、特に、注意して管理をしてくとかいうようなことも、各課長なり職員の中で、注意をしあっております。

それから、出張等については、時間に余裕を持った行動をするとか、それから、事故全体に関してですけれども、出発前の車両点検、これには、ブレーキの点検とか、タイヤなら空気圧とか、釘が刺さってないかとか、そういった点検。そういったこともあります。

それと、どういった教育というか、指導という中においては、よく言われる事故の原因。かもしれない運動とか、あそこから子どもが出て来るんじゃないかとか、老人の方が出て来るんじゃないかとかいったような予測、飛び出すかもしれないというような、こういった、かもしれない運動とか、また、逆に、だろー運転。安全だろーとか、そういったことのないように。止まってくれるだろーとか、あの車はかわしてくれるだろーとか、そういったこと。だろー運転はしないようにとか、そういったことで、指導というか、注意を促すようにしております。

私自身の責任は、十分、反省しておりますし、今後、そういったことで、徹底していきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 私は、別に管理者の方の責任どうこうとは言ってません。

ただまあ、このように頻繁に公用車関係での関連車両の事故が多いということは、やっぱり、従来やられている安全運転管理者としての安全教育というのを、もう一度見直して、もう少しマニュアル化するなり、定例化するなりして、職員のほうの意識の変革をやっていかないと、継続する恐れがあるということだけ申し上げておきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 関連ですが、本町の安全運転管理規定ですね、これに基づいて、どう、処置されているのかということで、確認しておきたいんですが、今までの、先ほど、岡本議員が言われた件というのは、ほとんど、過失割合が、町が悪いということでね、そういった和解をしております。

で、安全運転規定の中ではね、職員に過失がある場合は、云々というような処分規定ですね、そういった内容も出ておるわけですが、安全運転規定から照らして、これまで、今回もそうだと思いますけども、過失の程度の問題で、処分というようなことは、あり得ないのかどうか。ちょっと、そのあたり、確認しておきたいのですが。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。
総務課長ですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） この処分等については、交通安全委員会というのを開催しまして、
随時開催をし、検討いたしております。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。

〔鍋島君「いや、だから」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） だから、今回のケースは、そういった該当にはならないわけ。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） この状況では、ならないというように案としております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3 番（岡本義次君） ちょっと、老婆心ながら、私、ちょっと、よく聞くんですけど、
昼の時間ね、お昼、うちへ食事に帰られとう方が、あるということで、聞いておるん
ですけど、近所の人と言われるんはね、いつも5分前にですね、慌てて、猛スピードで飛ん
で、役場へ帰っておるということも、よく聞いておるんですよ。耳に。
ですから、そういうようなことは、一つ間違えば、大事故につながる恐れがありますの
で、十分ですね、時間に余裕持ってですね、そこらへんのことについて、周知徹底だけは
お願いします。もし、事故が起きてからだったら、遅いですからね。

議長（西岡 正君） はい、答弁要りませんね。

3 番（岡本義次君） はい、よろしい。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。

ないようですので、これで質疑を終結します。

日程第５．議案第１号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

議長（西岡 正君） 続いて日程第５、議案第１号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それではただ今、上程をいただきました議案第１号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、ご説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第２９０条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

その内容につきましては、平成２５年４月１日付けで新設される相生市、たつの市、宍粟市、太子町及び佐用町で構成する西はりま消防組合の兵庫県市町村職員退職手当組合への加入と宍粟環境事務組合の脱退を認め、同組合規約を変更するため、組合構成市町等の議会議決が必要であるために議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案件につきましては、本日即決いたします。
これから質疑を行います。ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

８番（笹田鈴香君） お尋ねします。

この条例が変わってくるわけなんですけども、西はりまの消防組合ができることによって、宍粟の環境事務組合が削除される。ということは、千種の美化センターですね、ここもなくなるというわけなんです。お尋ねしたいんですが、ここの条例上ではなくなっていますが、完全、これの基になる美化センターの跡地などは、どういうふうになるのでしょうか。お尋ねします。

議長（西岡 正君） 笹田議員、質問なんです。今回については、この退職手当組合を組織する公共団体の数の増減でありますので、それに伴う質問なら受けますが、それは、ちょっと違うと思います。いいですか。

８番（笹田鈴香君） いいです。はい。

議長（西岡 正君） ほかにございますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから討論を行います。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 1 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 1 号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 2 号 西播磨地域消防広域化協議会の廃止について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 6 に移ります。議案第 2 号、西播磨地域消防広域化協議会の廃止についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迩典章君。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 2 号、西播磨地域消防広域化協議会の廃止につきまして、提案のご説明を申し上げます。

相生市・たつの市・宍粟市・太子町及び佐用町で構成する西播磨地域消防広域化協議会につきましては、平成 24 年 4 月 1 日に設置されて以降、7 回の協議を重ね、西播磨地域広域消防運営計画を作成していただいたところでございます。

また、昨年 12 月議会では、この運営計画に基づく、西はりま消防組合の設置について議決をしていただきました。

これを受けて、兵庫県知事に、西はりま消防組合設置についての申請を行い、去る 2 月 8 日付け、兵庫県指令市振第 2040 号により正式に許可をいただいたところでございます。

西はりま消防組合に関する業務につきましては、平成 25 年 4 月 1 日から開始することといたしておりますので、これに伴い、西播磨地域消防広域化協議会としての任務は、本年 3 月 31 日で終了することとなりますので、同協議会を廃止することについて議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案件につきましても、本日即決いたします。
これから質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第2号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第2号、西播磨地域消防広域化協議会の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第3号 佐用町過疎地域自立促進計画の変更について

議長（西岡 正君） 日程第7、議案第3号、佐用町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第3号、佐用町過疎地域自立促進計画の変更につきまして提案理由をご説明申し上げます。

この度の変更は、平成22年に策定した、佐用町過疎地域自立促進計画に、農道や林道、町道等の生活道路をはじめ、観光・レクリエーション施設、電気通信施設、上下水道、消防施設、また、保育園や養護老人ホーム、診療施設などの福祉・医療施設のほか、小中学校などの維持・修繕事業を追加するとともに、太陽光発電事業などの再生可能エネルギーの推進・普及事業を追加するものであります。

これらの事業が、佐用町の将来を支える極めて重要な事業であると判断したため、過疎債を有効活用し、安定的な財政運営を図るための計画変更でございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決いたします。
これから質疑を行います。質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 実はね、お尋ねしますけれど、一番最初の9の過疎地域ね、観光・レクリエーション施設の維持修繕事業とか、新たに加わったわけでございますけれど、例

えばですね、そういう施設の、いわゆる、どういうんですか、安倍晴明とか、そういうような石垣が崩れかけておるとかというようなことに対しては、こういうようなことに謳った以上はですね、地元からの要望があれば、直していくと。そういうふうな、とらまえ方でよろしいんですか。そこらへんについてと。

それからですね、林道なんかについても、ここに挙げてありますけれど、そういう、山の、そういう林道が傷んで、地元からの要望でですね、ある程度、修理なり、人や車が入れるように直してくれと言ったら、その、やっぱり、金との兼ね合いもあるかも分かりませんが、積極的に、それらに伝えていくというふうに、どのへんまでお考えになっておるかどうか、そこらへんについて、ちょっと、説明をお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） 過疎債の充当できる事業、これ、計画に乗せなければならないということで、広範囲な、いろんな事業に対応できるようにですね、こうして、今回、過疎計画の変更をするものであります。

今さっき、議員よりお話のようなですね、事業。地域からの要望もありますし、また、町といたしまして、今後、それぞれの施策の中でですね、取り組んでいかなきゃいけないもの。これは十分に、その事業、個々については検討した中で、過疎債を財源として、適当であるというものについては、過疎債を充当していきたいというふうに思っております。

具体的に、今、どの事業に過疎債を充てるとするのは、これからのことで、その項目として、事業内容としてですね、こういうものを追加、変更をさせていただきたいということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） ここに挙がっておるですね、例えば、棚田のこととか、新宿の菖蒲園でございますけれど、新宿の菖蒲園についてもですね、私も J R 退職後、10 年ほど前から草刈とか、車の誘導の応援とか行かせてもらっております。

しかし、その地元の方が、年いかれてね、段々、段々、地元だけでできないような状態になって、佐用高校の生徒さん達が、草刈や、そういう、ここにいらっしゃる岩本支所長とか、商工観光課長も、休みには、応援にかけつけて来てくださるわけでございますけれど、地元がですね、本当に、もうできなくなったような場合は、どのような格好で、援助いうんか、支援をしていかれようとしておるんか、そこらへんについては、商工観光課としても、どのようなプランを持っていらっしゃいますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） そういう、一つ一つですね、具体的な課題については、その課題として、また、いろいろと財源的な問題だけではなくってですね、運営方法とか、いろいろ

ろと、総合的にやっぱり考えていかなければなりません。

ここでの、今、提案は、過疎債の充当計画。充当できるような過疎自立計画の変更ということですので、個々については、また、それぞれの時に、ご質問いただき、また、答弁をさせていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、理解していただきましたでしょうか。
いいですか。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） それでは、全体的にお伺いします。

まず、今回、変更は、10 項目の追加ということでね、広範な維持修繕関係のね、事業として挙げておるといふ、町長の答弁がありましたけど、従来だと、例えば、昨年度は、病院群の輪番制を含め二つほど追加して、当初予算に予算化して過疎債を適用したというような経過があります。

で、今回は、町長も言われたように、いわゆる自治体インフラのほとんど。もう該当しないのは、庁舎ぐらいかなという感じのね、維持修繕の追加になっています。

何もこれ、悪いことじゃありません。いいんだけど、なぜ、ここに来てね、この維持修繕関係を、自治体インフラの全てにわたって、事業採択。過疎債適用の事業として挙げるということになったのか。それが 1 点。

それから、いや、広く挙げておったら得だからということじゃないというふうに思うけれども。

それから、2 点目。例えば、この計画の中で、再生可能エネルギーの関係は、25 年度当初予算に 8,400 万円で、過疎債の予算化されています。

で、ほかの項目もね、今回の補正や、それから予算の中で、もう具体的に予算化しているのかどうか。あれば、教えてください。

それから、ご存知のように、今回の改正過疎法というのは、平成 27 年度。平成 28 年 3 月までが適用であります。ということになれば、後、3 年です。だから、3 年の中に、いかにこれだけのね、事業を、当然、必要な事業だから、挙げていくと思われまふけれども、この 3 年間で、できるだけね、この過疎を申請し、事業をされようとしておるのかどうか。そのあたりのことを、全体的にお伺いします。

議長（西岡 正君） はい、町長ですか。総務課長ですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これまでですね、過疎債の充当できる事業。これも何でもできるというわけじゃなくてですね、計画に挙げながら、これを申請して、その許可をいただくという形です。

で、総額もですね、ある程度、当然、限度があります。

過疎債についても、その充当できる内容について、いろいろと、これまでのようなハー

ド事業だけではなくって、ソフト事業にも活用ができる。また、ハード事業においても、これまでですと、新規のですね、施設の建設、整備等について、充当してきたわけですが、これも、こういう、その維持。今、新しい施設を作ることではなくてですね、財政的にも、これまで作ってきたもの、そういうものをですね、維持していく。そういう修繕等、そういう事業も非常に大切であるという中でですね、また、これにも大きな財源が必要ということで、その財政的に、この過疎債を充当できれば、非常にまあ、町としても助かるということであります。

で、過疎法も、これは、期限があります。そういうことで、延長はされておりますけれども、もう、残り少なくなっております。そういう中で、どれだけ過疎債を活用できるかは、これまだ、具体的にはですね、個々には、検討はいたしておりますけれども、できるだけ、有利な過疎債を充当しながら、今できる、こういう対策を行っていきたいということで、今回、このような形で、項目を全部、網羅させていただきました。

これは、県と協議して、今、挙げておいて、これに充てるだろうと。充てていこうという、今後の財政運営上の措置でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、ちょっと個別の問題でね、例えば、町道の修繕というのは、維持修繕が挙がっています。本町、町道等、それから、昨年度の予算議会の中でも問題になった、町道橋ですね、橋。673 基が老朽化していると。長寿命化計画を策定しておるということで、今後、予算化していくということなんだが、町道挙げておけば、町道橋も、この事業申請できるのかどうか。

申請できないのであれば、なぜ、町道橋を挙げないのか。あれだけの多額な予算がかかるのね。その点が 1 点。

それから、2 点目に、再生可能エネルギーの関係では、今、予算説明の中にあつた上月地区の 8,400 万円のメガソーラーの過疎債。適用が来年度予算にあります。で、私聞きたいのは、上月地区のメガソーラーは、それでいいんだけど、申山のね、例の組合の関係では、事業費が 15 億円。で、本町負担が、折半だから、7 億 5,000 万。この申山の必要経費ですね、再生可能エネルギーの、これも、事業採択できるように申請できるのかどうか。

その点で、その 2 点お願いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まず、最初の町道橋等でありますけれども、県と協議をしておりますのは、これも、ある程度、今後、当面充当できる限度額というのがございます。農道や林道の修繕等にも、だいたい、考えておりますし、また、交通体系の整備の中で、町道の維持修繕等にも充てていきたいということなんで、橋等については、相当、大きな、これ、事業費が掛かります。これはこれで、起債等を、充当できるものは充当していきたいと思いますが、今のところ、町道の維持等、25 年度の追加として、ソフト事業なりの、事業費の追加といたしましては、道路の修繕とかですね、そういうもので、今、挙げさせ

ていただいております。

今後、そういう充当できるものという、その道路の維持、町道の維持ということの中にね、橋梁等もあれば、当てはめれば、また、そういうことでも申請もできればしていきたいと思っております。

それから、太陽光の、今、施設についてであります、やはり過疎債もですね、何でも充当できるということではなくてですね、本来、この太陽光の、今、施設は、町が、いろんな施策を総合してやっておりますので、特に、木材の活用とかですね、そういうことを関連させて取り組んでいるという点についてはですね、これ、国のほうにもですね、これ、助成をお願いをいたしております。

ただ、事業そのものはですね、やはり売電をして、収益を上げるという事業でありますので、その事業そのものに、過疎債を充当するということは、これは認めていただくことはできません。

ただ、上月で考えておりますのは、再生可能エネルギーなどのですね、これは啓発、モデル事業としてですね、学習施設として、まず、考えるということで、過疎債の充当を許可していただけるということでありまして。

中身は、一応、売電をしてですね、収益は上げますけど、その収益は、そういう事業に、充当して、逆に使っていくということで、その太陽光の設置だけではなくてですね、前にもご報告申し上げましたけども、上月支所等なんかに、そういう学習できるような、その施設を、また、活用し、また、学習室ですね、展示室のようなものを作っていきたいと。そういう一体的な事業として考えた中で、過疎債の発行を、適用をお願いをしております。

以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、もう 1 点お願いします。

今回ね、10 項目の追加と、一つ削除されたやつがあるんですね。それは、市町村有償運送の(さよさよサービス)、これが削除されています。

それで、確認したいのは、これ、社協に移譲ということで、削除されたというように思うんですけども、今までの町長見解からすればね、いろんな財政負担は、従来どおり町がやるんだと。車の更新にしてもね、いろんな運営費というふうに言っておられます。

そういうことになれば、さよさよサービスで、車の更新や何やら、従来は、過疎債、申請できたけども、社協に移譲すれば、過疎債申請はできないということになるのか。

それとも、市町村有償運送として、さよさよサービスの車更新等も、過疎債の申請ができるのか。そのあたりは、どうなるのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、今回、さよさよサービスの運行を、社協に移譲するという形を取りましたので、町の過疎計画の中からは、これは削除せざるを得ないということで、

削除させているということでもあります。

で、車両等の、今後、これも、過疎債も、いつまでも、これが充当出来るものではなくって、この期限もありますので、この点については、今のところ、新しい車両等、当面の車両については、もう全て町のほうで更新して、社協に、そのまま移譲をいたしておりますので、今後につきましては、過疎債という形では、充当は、もしあったとしても、これはできないというふうに、私は思っております。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下議員。

11 番（大下吉三郎君） 農業とか林道の維持事業にですね、修繕事業等ということで、挙がっておるんですけれども、これについて、林道以外にですね、作業道があるわけなんですけれども、ましてや、これからの山林の再生ということにつきますと、やはり作業道の追加ということを考えておられるのか、そのあたり、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） 林道、作業道、その、なかなか区別はですね、できないところがあるんですけれども、やはり、ここですね、やっぱり、こういう、その、過疎債を充当するような事業ということになりますと、当然、何でも、細かい、修繕とか、改修工事を充当するというわけにはいきません。過疎債として申請するわけですから。

それにはですね、やはり山、林道なんかにつきまして、まず、作業道においてもですね、山の施業管理計画ですね、そういう、その計画に基づいて、団地化をするということで、今、取り組んでいるわけなんですけれども、そういう施業を今後行っていくという、団地化計画を行ったような中での林道や作業道、そういうものについて、事業費は、相当、これもかなりの額になってくるというふうに考えます。そういうものについての過疎債を、想定をいたしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 自然エネルギーの具体的な事業についてお伺いしたいんですけれども、新しく再生可能エネルギーの普及として、太陽光やバイオマス等に代表される再生可能エネルギーとして、事業として挙げられて、それで具体的な事業としては、小規模な太陽光だけなんですけれども、自然、再生可能エネルギーについては、この間、神戸新聞にも報道されてましたけれども、たつの市が、用水路を使った小水力発電の、それも、町長言われたような、具体的な小規模の啓発とか、街路灯に使うようなことですから、この具

体的な事業としても、再生可能には、小水力とか、それからバイオマスなんかも。なぜ、これを除かれたんでしょうか。

具体的には、小規模な太陽光だけということになっているんですけれども、その点はいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁。

町長（庵逄典章君） 過疎債の計画変更につきましては、再生可能エネルギーという、そういうものを含めた、その個別に限定せずにですね、その計画変更はいたしております。

ただ、今、取り組むべき、町として、今、当面取り組むのは、太陽光発電。これについて、取り組んでいきたいということであります。

で、当然、今後、そういう、いろんなエネルギーについて必要、そういう取り組み、研究がなされて実施していこうという形になれば、そういうものが、その対象になってくるということでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

5 番（金谷英志君） 当面と言いますか、先ほどもありましたけれども、27 年度までですから、この中の挙げる事業としては、具体的には、それも含まれると言われるんでしょうけれども、実際の具体的な事業として挙げられておるんは、こういうふうな項目だけ。太陽光の、小規模な太陽光だけですから、表の中にある再生可能エネルギーの推進事業としては、太陽光だけかなという、そういうふうに取りられるんですけれども。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、この過疎債の、この、今、過疎特別法もですね、そういうことで、期限が来て、その後、また、どうなるのか分かりませんが、当面もう 27 年までということになります。

ですから、その間にですね、今のところ、具体的に、そういう小水力等の、そういう事業については、今、取り組みは考えておりませんので、それは、具体的には挙げてないというだけで、今後、それがまた、課題として挙がってくれば、そういう物も、その間にできるものであれば、この充当ができるという、そういう考えであります。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 3 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 3 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 3 号、佐用町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 8．議案第 4 号 工事請負契約の変更について（佐用町防災行政無線デジタル整備工事）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 8、議案第 4 号、工事請負契約の変更について、佐用町防災行政無線デジタル整備工事を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 4 号、工事請負契約の変更についての提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、昨年の第 51 回定例会におきまして議決をいただきました防災行政無線デジタル整備工事請負契約の締結の変更でございます。

今回の変更請負契約に関しましては、主に、水害をはじめとする災害が発生する恐れのある時に、速やかに注意喚起の合図を鳴らすために設置するモーターサイレンの増設に伴う工事内容の変更に基づくものでございます。

6 月議会において議決をいただいた後、工期を平成 24 年 6 月 27 日から平成 26 年 2 月 28 日までとした本契約を行い、施工業者におきましてモーターサイレンの吹鳴テストを実施をいたしました。

その結果、町内全域に注意喚起を行う設備の充実を図るため、当初予定をいたしておりましたモーターサイレンの設置数を、当初の 43 箇所から 16 箇所追加し、59 箇所に設置することといたしました。追加設置する箇所につきましては、佐用地域の、奥金近、奥長谷、奥海、甲大木谷、末包など。上月地域の皆田、田和、小日山、大日山、西新宿など。また、南光地域の多賀などでございます。

この工事内容の変更に伴い、契約金額 12 億 750 万円を 8,778 万円増額し、12 億 9,528 万円に変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしくをお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日、即決とします。

これから、質疑を行います。ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3 番（岡本義次君） 16 箇所ですね、いわゆる追加ということで、9,000 万ほど増えたわけでございますけれど、これは、どうなのでしょう。地元からの、今、言われた淀とか、その、奥のほうですね、皆田とか、それから奥海、そういうふうな所については、その地元から、その声がもう一つ聞こえない。サイレンいうんですか、聞こえない所があるから、ここ、ここについても、追加してくれというようなことが、上がって来たんですか。そこらへんについては、どんなん。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは、今、設置をして工事を行っていておりますので、実際には、その設置を全てしてみないと、まだ、分からない点も、多々あると思いますけれども、工事の、やっぱり、その計画の中で、請負業者が決まった段階です、施行業者が、再度、その地域、非常に複雑な地形でありますので、それぞれ、現地において、試験をした結果、この地域に必要であるということを、今の段階で想定をして追加をしたものであります。

だから、当然これは、地域からの要望とか、そうじゃなくって、町が責任を持って設置をしているものでありますから、今、当初の設計段階における、その計画というもののだけではなくてですね、その請負契約を締結後に、実施業者が、再度、それぞれの業者のノウハウを持って、現地を踏査して、そして、その地形とか、そういうものを勘案しながら、この地域に、こういうふう設置すれば、だいたいこういうふうが届くだろうという形で計画をしたものであります。

3 番（岡本義次君） はい、分かった。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 今の質問に関連するんですけれども、当初の計画から変わった。その、なぜ変わったかということ。テストして調べたということなんですけれども、その当初の計画の中でも、拡声子局の増設。その中で、拡声子局は、200 メートルや 30 メートルしか声が届かないということで、1 キロぐらいになると。当初これ、私、計画の時から、本郷谷については、中村なり鎌倉いう計画がありましたから、それが、実際、調べて、こういうふうな計画を立てられた。当初から、こういう、調べてね、調査して、拡声子局、それから、モーターサイレンの設置位置も、こういうふうに決まったんだということで、そういうふうに、当初は、説明されたんですけれども、当初から変わったという、そのね、ましてやテストして、地形なんかも、それは、当初から、そういうことは分かっていたと思うんですけど、改めて、この増えたいいう、その理由は何でしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） この事業につきましてはですね、旧町で、いろいろと整備をされてきたものを、まず、基にして、当然、しております。その中で、こういうモーターサイレン等、また、拡声局もですね、たくさんある所とない所。屋外拡声器がですね、そういう所がありました。

で、非常にまあ、こういう設備も、事業費も非常に高額、たくさんかかる事業ですから、どこまで、こういう設備を増設していくかというのは、なかなか、いろんな議論が分かれるところでした。

当初の計画においては、どうしても個別受信機。これをやっぱり中心にですね、設置をするということで、屋外の拡声設備、局とか、モーターサイレン、拡声器ですね、そういう物は、非常に聞きにくい点もあるのでということで、設置の数というのは、限定をしておりました。

そういう中で、この議会にも、いろいろと説明をさせていただいた中でですね、議員皆さんからも、やはり、外に出ていた人、いろいろと、その、外で仕事をしているような人についてもですね、これ、やはり、まず注意喚起をする施設も必要だという指摘もいただいたわけです。

そういう中で、契約後、業者決定後ですね、改めて、そういう最低限の注意喚起ができる、音が届くような設備。これはやはり、モーターサイレンで知らせるということが、適当であり、それによって、後は、個別受信機で、直接、内容を確認をしていただくという方式。そういうことで、それまで、屋外拡声器のない所、また、モーターサイレンのない所についての増設ということで、現地を踏査しながらですね、増設計画をしたということでもあります。

ですから、当然、内容的に、当初から、そういう物を入れておけば、追加でということではならなかったかもしれませんが、当初の計画から、いろいろと検討し、また、皆さんからのご指摘を受けて、そういう計画変更をしていたということでもありますので、ご理解いただきますようにお願いします。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。

はい、ほかに。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 変更の契約額の内容確認なんですけれども、総額で 8,700 万の増額、16 基の増加ということになると、単純に計算すれば、1 基当たり 400、500 万かかるということですね。

で、議会の中で、ご意見ということで、私、意見させてもらったんですけれども、まさか、こんなに高額に 1 基がなるとは思わなかったんですが、その技術的な面で、もう少し、その単価を圧縮するとか。単純に考えたら、信号を送って、電柱に付いてるサイレンを鳴らすというシステムだけなんで、リレー塔、後は、その受信機とサイレンぐらいで思っていたんですけれども、1 基が、500 万になるという基準というのは、どういうふうな内容なんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁ください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） ちょっと設計の細かいあれまで、ちょっと詳細把握してないところあるんですけど、1基、モーターサイレンの大、大きい分であれば、1.1キロぐらい行く分と、600メートルぐらいの想定のと、ちょっと若干違うんですけども、平均で500万という計算になってきます。

その詳細まで言われると、ちょっと1個、1個の積み上げは、ちょっと分からないんですけども、それ以外に、サイレンの制御装置とか、そういった無線機等の機器の関係もありますし、コンクリート柱の設置を、新たにしなければいけないという所も出て来ます。そうすると、やっぱり、そのぐらいの費用が、やっぱりかかってくるようになります。

ちょっと、説明不足かも知れませんが。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 単純にね、機械のことなので、あまり、その、金額を詰めたところというのは、分からないんですけども、要は、無線を受信して、リレー作動させて、サイレンを鳴らすシステム自身は、受電設備は別にして、そんなに500万も。独で全く新しい物立てるとすればね、かかるかなという気はするんですけども、普通に考えれば、例えば、元々、このサイレンの設置というのは、従来、三日月なんかで、布設されていた物。あれの効率性、効果性を考えて拡大されたものだと思うんですよね。

それから考えると、当然のことながら、各機器の音達距離とかっていうのの範囲で、全部カバーをするというのは、当然、前提だと思うんですが、やっぱり、従来からやっているように、集会所とか、既存の電源設備がある施設を利用するということで、そういう受電設備を省略することで、相当単価というのは、見直されると思うんですよね。

で、機器、当然、出ている見積書とか、詳しい設計内容というのは、確認されていると思うんですけども、率直に言うと、ほんまに、400万、500万というのが、非常に高い。もうちょっと効率的に運用できるのであれば、実際、実施工事をされる段階で、その受電設備が整った、例えば、集会所が近くにあるんだったら、多少、音達距離の関係で、音が小さいとか、届かないかもというところがあったら調子悪いんですけども、なるべくね、効果的な設置を、現場では考えていただきたいなというふうに思うんです。

多分、その400、500万というのは、元々、受電から全てを、1基、1基、単独で整える、そういうふうな内容になっているんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長。はい。

町長（庵逄典章君） 私も、なかなか、電気な事業なんで、詳しくですね、専門的な点で、

理解するのは難しい点もあるんですけども、担当者からですね、いろいろと説明を受けて、実際、石堂議員と同じように、そんなにかかるのかというのが、当初の、率直な、私の考え、思いでしたけれども、やはり今、その、全て、システムとして連動させてですね、場所的にも音達していく。地形が非常に複雑なものですから、そういう所を、できるだけ箇所も少なくしながら、有効にサイレンの音が到達するような場所、そういう所に設置をしていくということで考えられておりますので、特にですね、今回、追加する所は、いわゆる山間部であります。周辺部ですね。

そういう場所でありますので、そういう点においても、どうしても、そういう事業費というのは、精査した中で、これだけの追加工事が必要であるということを認めたところであります。

内容については、当然また、専門的にですね、まだ、システムとして全体のもので、これだけで済むかどうか分かりませんので、まだ、今後、若干の変更も、事業をしながらですね、また、試験をした結果ですね、ある程度、当然、その結果を、また、調査をして、変更しなければならない所は、しなきゃならないというふうに考えますので、できるだけ、事業の工事の工費の縮減については、常に考えながら進めて参りたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 3 回目ですね。答弁のとおりでよろしいと思うんですが、最初に申し上げれば良かったんですけども、要は、元々、43 基というのの設置計画があると。で、単純に単価比較すれば、このサイレン設置だけで、要は、2 億かかるという計算になるんですね。逆に計算すれば。総額が 12 億の事業の内、2 億がサイレンに行っているわけがないんで、単体で、1 基、1 基というのは何百万もかかると思うんですけども、やっぱりその、設置の際に、もっと効率的な設置方法というのを、ぜひ、現場で考えていただきたいと。

要は、1 基が 500 万も 600 万もするような物を、16 基追加していただくのはありがたいことなんですけども、やっぱり総額になると、非常に占める割合が高いと思うので、経費の縮減、具体的には、ちょっと内容が分からないので、申し上げられないんですけども、ぜひ、よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁いりませんね。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、関連で、契約金額の確認をしておきたいんですが、今、石堂議員が言われたように、元々、落札額が 12 億 750 万ということで、その時の予定価格が、12 億 6,210 万ということで、あの時に落札率が 96 パーセントというね、当局の説明があったと思います。

で、それで問題は、今回、入札をせずにね、追加分は随意契約ということになっていま

す。

それで、今回の 16 基の 8,700 万からの金額というのは、どういうはじき出しをされたのか。つまり、何かその、専門家がないから、モーターサイレン 1 基で、どのくらいかかるというの分からないというような感じで聞いていたんだけど、その設計価格、予定価格ね、今度の。それを、どのようにはじき出して、で、当然のことながら、96 パーセントで落札しておるから、その落札率の 96 パーセントをかけて、今回、変更額をはじき出されたのかどうか。その点を 1 点確認します。

と合わせて、以前にね、南光支所建設の時に、追加工事の関係で、落札率の関係で、ちょっと当局説明したことあったんだが、追加工事で、あの時、90 何パーセントの落札額だけども、追加工事については、最低価格でやるというような話を、聞き違いかも分からんけど、その記憶が、もの凄くあるんですね。追加工事で、入札してないから、最低価格ではじき出して追加工事をはじいたというようなことも聞いた記憶があるんですけど、今回は、どうされたのか、確認します。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） この金額については、当然、落札率、95.6 パーセント、これを基にやりました。

新たにこれ、入札してやるということになりますと、当然まあ、新しい業者ということになりますと、金額的にも、普通に考えて、高額になるということも勿論ありますし、これはもう、随意契約でやらさせていただきました。

で、南光支所の建築については、ちょっと、今、承知しておりませんが、おそらく、その最低価格ですということはないと思います。落札率掛けて。

〔町長 挙手〕

総務課長（鎌井千秋君） 違うんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私も定かな記憶はありませんけれども、こういう追加契約というものの、設計ですね、基になる設計について、やはり、当然、設計業者のほうに委託をしているんですけども、その設計の、例えば、経費率とかですね、そういうものを、できるだけ実際の、その当初の計画ではなくて、追加でありますので、そういうものを圧縮して、設計額というものを算定するということですね。それは、業者との最終的に話し合いにもなるんですけども、それプラス、契約上は、それから、その落札率をかけるというの、これは規定に基づいた形を取るということでもあります。はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、ほかにありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第4号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第4号、工事請負契約の変更について、佐用町防災行政無線デジタル整備工事は、原案のとおり可決されました。
ここで、暫く休憩をしたいと思います。議場の時計で、11時5分まで休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時05分 再開

議長（西岡 正君） はい、それでは休憩を解き、会議を続けます。

日程第9．議案第5号 工事委託契約の締結について（町道小赤松線小赤松橋橋梁架設工事）

議長（西岡 正君） 続いて日程第9、議案第5号、工事委託契約の締結について、町道小赤松線小赤松橋橋梁架設工事を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第5号、工事委託契約の締結の変更についてのご説明を申し上げます。

平成24年5月25日に、兵庫県西播磨県民局長との間で、工事委託契約を締結をいたしました、町道小赤松線小赤松橋橋梁架設工事において、当初、契約分の下部工の施工をオープン掘削で設計、積算がなされておりましたが、橋脚の掘削を開始したところ、掘削法面から流出する水量、水勢が大きく、オープン掘削での施工が不可能となり、実施工法を検討された結果、仮設鋼矢板による締切工法を採用したことによる工事費の増額と、残り下部工の追加契約による工事委託契約の追加変更でございます。

委託契約金額2,935万2,000円を6,408万4,000円増額し、委託契約金額を9,343万6,000円に変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げ説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案件につきましても、本日即決とします。
これから質疑を行います。質疑ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 質問をいたします。

まず、この差額ですね、増額が 6,408 万 4,000 円という多大な金額なんですけども、こういった大きな金額であれば、これは、ただ、工事の変更ということになっているわけなんですけども、一つの工事として、これを新たに入札するというようなことは、考えられなかったのかどうか。そのへんをお尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これは、やはり契約としては、非常に、委託でありまして、特殊な例だというふうに考えていただきたいと思います。

ご存知のように、小赤松の橋はですね、町道橋です。町道橋でしたけれども、今回の河川改修に伴いましてですね、それを架け替えるという中でです。今まで、幅があれ、4 メーターを 6 メーターにするということですね、これは、県が事業を実施されておりますけれども、町としては、県に対して、その 6 メーターにする 2 メーター分の、その拡幅分について、町が負担をするという、そういうことに基づいた委託です。

ですから、町の負担分は、総事業費の 0.325。32.5 パーセントを町が負担をするということになっております。

また、工事につきましては、いっきに、全てが発注されるものではなくてですね、橋脚部分から発注をされていくということです。ですから、まだまだですね、この工事については、総額は、7 億近くかかるわけですから、その 30 パーセント。2 億何ぼ、町の負担が掛かってきます。

ですから、それに対して、順次委託をしていくということで、当初の部分について、2,935 万という形で委託をしておりますけれどもね。ですから、県としても、そういう、その追加契約をされていくのは、どういうふうが発注をされているのかということ。それは、別々にまた、上部工は、上部工で発注を、契約、入札をされるわけですが、町としては、県に対して、委託は、元の追加で委託をしていくという形になりますので、こういう形になりました。その点、ご理解いただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

16 番（鍋島裕文君） 町長の言われたとおり委託契約ですから、権限は県ですね。入札執行から何から。

それで、ちょっと確認したいのは、このユーテックの下部工工事は、県との契約、7,400 万円で落札して、今回、その内の 32 パーセントが 2,900 万で、今回、9,000 万円からなるということはね、その契約が 7,000 万から 3 億円になるんですね。2 億 8,000 万か。つまり、7,000 万円で契約したのが、3 億円近い金になると。変更が。ということになります。

勿論、これは県が握っておるんだけどね。

こんな形でね、ドンドン、その内の 32 パーセント、32 パーセントという形でいけばね、やっぱり町としてもね、いくら委託契約でも、これは、どうかなというふうに思わざるを得ないというふうに思うんです。

で、今回のことが、それは、予期せぬ湧水があったようなことで、ことかも分からないけれども、こういった設計でやられているとなると、最終的に、町の負担は、どのくらいになるんだろうというようなことも含めてですね、県の見解を、委託先に、確認することもある必要じゃないか。

追加工事があったら、ドンドンやります。町は、負担金払ってくださいというようなパターンではね、やっぱり問題あるというふうに思うんで、そのあたり、どうなのでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 今回は、変更と同時にですね、最初の町が委託している部分というのは、橋脚、四つあるんですね。

〔鍋島君「分かっておる。分かっておる」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 四つある分の二つ分なんです。

〔鍋島君「ユーテックはね」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） だから、後、二つ分も追加しているわけです。

ですから、変更によってだけ、変更いうんか、工事の、その流水によって、それは、やむを得ない、こういう、その状況が生まれて、工法検討されて、その中で、その工法変えてですね、施工するという形で実施をされるわけですが、当然、その分についての増額はありますけども、ただ、その分の増額だけが、これだけの大きな総額じゃなくって、橋脚を、当然、最終的な 4 基分。だから 2 基分を追加した分も含めた、今度の委託契約の内容になっておりますので。ただし、当初、町として、だいたい、どれぐらいかかるんだろうなということは、聞いておりますけども、実際に、ああいう工事の場合、最終的に、いろいろと変更もあって、最終、どれぐらいになるだろうなということになって、これは、過疎債を充当しているということなんですけれども、

〔建設課長「合併特例債」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） えっ。

〔建設課長「合併特例債」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） ああ、合併特例債。
最終的に、7 億、

〔建設課長「7 億ちょいです」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君）　　ちょいですね。だいたい、それぐらいになるだろうということは、説明を受けております。その 32.5 パーセントですから、2 億余りがかかるということでもあります。

当然、県としても、できる限りのですね、当然、工費節減する工法というのは、全体の中で研究しながら考えていただいていると思っておりますので、その内容について、細かくは、町が、いろいろと口出しすることは、なかなかできませんけれどもね、これは、町と県との信頼関係の中で、この事業は進めていかなきゃならないということだと思っております。

議長（西岡 正君）　　はい、よろしいですか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、矢内議員。

13 番（矢内作夫君）　　今の町長の説明で、この間ちょっと、議会運営委員会で聞いた時には、2,900 万が、その湧水の関係なんかで、矢板打ったりするような工法に変えたということで、6,300、400 万増えたんやということで、僕は説明聞いた思うんですけども、今、町長曰くは、これは 2 基分やと。それが 4 基になるということは、単純に計算したら、これ、2,900 万が、まあ言うたら、5,800 万が当たり前なんやと。それで、増えたんは、その 9,000 何ぼに増えた、3,000 万弱増えただけいうことになるわけですか。

それで、ええんですね。

〔町長「課長、説明せい。課長、間違えたこと言うとう」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君）　　はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君）　　すいません。議運のほうにね、説明してもらったん、僕のちょっと、説明不足でございまして、最初から、ちょっと説明させていただきます。

基本的にはですね、当初ですね、4 基分を発注したということでございましたけれども、そういう湧水が出て、工法検討した結果、それを全部するということになると、要は、金額が、先ほど、出ましたように、倍以上になるということが、県としても、そういう計画はできないということで、2 基を打ち切りまして、新たに、今度、2 基分を発注するという形の中で、二通りの分が出て、その総額で、今回、9,000 万になるということで、二つの工事になるということになるということを聞いております。

だからちょっと、説明が、舌足らずだったんで、申し訳なかったと思います。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君）　　それ確認で、橋脚は 4 基ですよ。全体でね。

〔建設課長「はい」と呼ぶ〕

16 番（鍋島裕文君） それで、1 億数千万円で、小赤松下部工その 1。上野組が、最初落とししましたわね。あれが 2 基分じゃなかったんですか。あれ、どうなったんですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、課長、答弁願います。

建設課長（上野耕作君） 23 年度から、この橋は実施しております。実質は 24 の、23 を繰り越して 24。今年度、当初やって、それで、24 年度分を、この 8 月に発注。この 4 基分です。発注するという形で進めて来ておるということで、3 年計画で、これ計画しておりますので、上部工が、ちょっと今年度計画する予定になっておったんですけども、そういうふうな関係で、総額が増えたということで、下部工工事が、そういう形で、工期も伸びたということで、25 年度に繰り下げてですね、進めていくというようなことになりまして、若干ちょっと、工期も 25 年度いっぱいやるということなんですけれども、急きょ、撤去のほうで、ちょっと間に合わないというようなことで、25 年度では全て終わるんですけども、一部ですね、撤去部分が 26 年度に繰り越しになるだろうということを、今、聞いております。そういう状況でございます。

〔鍋島君「はい、確認だけ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 僕も定かじゃないんですけども、23 年度に小赤松橋その 1 という工事名ね、その 1。このユーテックは、その 2 という工事名で落札しておるんですよ。その 1 の、あの上野組の 1 億何千万という工事は何だったんですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） これにつきましては、左岸側の橋台ね、国道部分です。国道部分の橋台。それからペアが 3 基。それと、右岸側の橋台 1 基ということで、全てで、5 基です。はい。

〔矢内君「今、4 基いうたさかい」と呼ぶ〕

建設課長（上野耕作君） 今年度発注した分が、4 基です。はい。

議長（西岡 正君） よろしいですか。ほかに。
ないようですから、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第5号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第5号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第5号、工事委託契約の締結について、町道小赤松線小赤松橋橋梁架設工事は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第6号 佐用町南光地域福祉センターの指定管理者の指定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第10、議案第6号、佐用町南光地域福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第6号、佐用町南光地域福祉センターの指定管理者の指定についてのご説明をいたします。

南光地域福祉センターは、平成11年4月から福祉の拠点施設として多くの方に利用されており、現在、施設の大半は町社会福祉協議会が利用している状況であります。

本年4月からは、指定管理者制度の導入により、町においても、社会福祉協議会においても、予算の執行や施設の管理事務、更には、状況に応じて迅速な処理・対応が図れるなど多くのことが期待できます。

本町の社会福祉協議会は、デイサービスをはじめとする在宅福祉サービスの拠点でございます。共に支えあう健康と福祉の町づくりを展開する上においても、また、社会福祉協議会の事業拡大と福祉サービスの更なる充実を図っていくためにも、南光地域福祉センターの管理を佐用町社会福祉協議会に指定するものでございます。

以上、簡単ですが提案説明とさせていただきます。ご承認を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましても、本日即決いたします。
これから質疑を行います。ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） 指定管理される場所というか、物について、ちょっと具体的にお尋ねしますが、現在、社協さんが入っている、あの建物だけなのか、あの周辺の用地、駐車場に活用されている所などは、どのようになるんでしょうか。一体のものなんでしょうか。その点、まず、一つお伺いしたいと思います。

それと、当施設は、毎年、ひまわり祭りの会場として、その中心的な施設として活用も

されてきた経過があるんですけれども、そのひまわり祭りなど、毎年されている関係で、この指定管理に伴って、問題は、ありませんか。

取りあえず、その2点、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 範囲につきましては、建物と周辺部分の駐車場を含んだ地域福祉センターの現在関係している施設等でございます。

なお、食堂があろうかと思えます。かわせみにつきましては、営業等の目的等もございますので、今回のかわせみ部分の厨房、それから食堂については、指定場所からは外しております。それ以外、全建物、又は、関係施設でございます。

私のほうは、範囲のほうは以上ということで。はい。

議長（西岡 正君） ほかの影響、

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長ですね。はい。

町長（庵逄典章君） まあ、どこまでというね、明確な線引きをして指定管理することは、やっぱり施設の、あの状況の中ではできません。

建物の施設については、先ほど、課長が申し上げたような形で、明確にこう、指定管理をできるわけですが、周辺の駐車場等につきましては、当然、社会福祉協議会も、公用車の車両管理、また、来庁者の方の所、これは、ある程度、区域は周辺にありますけれども、それはお互いにですね、一緒に融通して利用していくという形になります。

これは、町と社会福祉協議会との関係でありますので、そこに両方が、それぞれ必要な時には、お互いに連絡を取ってですね、利用していくという形になります。

特に、ひまわり祭り等におきましては、今後とも、その建物のトイレ等の解放なり、暑い時期ですので、中での使える休憩所なんか、社会福祉協議会での、このデイサービス等、事業の支障にならない限り、利用をしていただくことが前提になっております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 建物の中の関係で伺いたいんですけれども、会議室などが一般的に、私達も利用させていただくんですけれども、この会議の利用などについては、特に夜間の場合など、今、シルバーさんが配置されて対応されているんですが、そういった点は、この指定管理になることによって、変更はありますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 従来どおりシルバーで対応する予定にしております。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、どうぞ。

17 番（平岡きぬゑ君） この指定管理にしていく点で、昨年、お風呂の一般入浴も、住民の入浴は、介護施設として特化するということで、それは、利用者の声は関係なく、町の考え方として、廃止がされている経過があるんですけど、あの施設は、ほかに、スポーツ公園であるとか、ひまわりドームであるとか、運動施設がありますよね。その中の全体の中の 1 施設という位置づけで、あそこあるんで、それを現状として、社協さんが入っているということで、指定管理にするという提案なんですけれど、それで、町としての指定管理にすることによるメリット。

それから、住民に対してのいいところ。どういう物が具体的ににあるのか、示していただけますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 以前に入浴関係の条例の関係で、質問された時のご説明を申し上げます。

また、指定管理の件で、一般質問の中でもメリットはあるのかという中で、過去の一般質問の中でもご説明を申し上げたと思います。

お風呂につきましては、確かに、地域の方、特定人数ではありますけど、1 日 10 数名というような形で報告をさせていただいたかと思いますが、固定化しているような状況もございました。そういった中で、非常にボイラー等の入浴施設等の維持管理等も含め、また、各施設におきましては、今現在、社会福祉の、本当の町内の地域福祉サービスの拠点という形で、従来から、そういった形で建てている施設等でもございます。

そういったことで、今回は、昨年の 24 年から、いろいろこう、議会の中でもご議論していただいたと思いますが、そういった旨で、やはり使いやすい、町民が親しみやすい社会福祉の拠点施設ということで、今回、当然、議会のほうでご承認をいただき、工事で改修工事等も行いました。そういった形で、25 年の 4 月 1 日からは指定管理の下、社会福祉協議会が、そこを中心として管理、そして運営、拠点施設としてやっていくということで、今後は、幅広く町民の方にご利用できる施設になるのではないかなというふうに思っております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） いいですか。回数多いですが、いいですね。

議長（西岡 正君） いや、今、3 回じゃないですか。

17 番（平岡きぬゑ君） いえ。

議長（西岡 正君） はい、どうぞ。

17 番（平岡きぬゑ君） ほかに、なければ。

議長（西岡 正君） はい。

17 番（平岡きぬゑ君） 介護の施設として、デイサービスを社会福協議会さんがやられているというの実態としてあるんですけど、その施設の管理について、町が管理を、町営で町が直接管理をして、今現在、実態として社会福祉協議会さんが利用されている。それに伴って、利用料として収入をもらってという形で施設そのものを管理されている。その形態が、その指定管理にしなければならないという理由がね、ちょっと、分かり辛いので、その親しみやすい施設になると、課長は、今、答弁されたんですけど、その指定管理することで、親しみやすい施設になるんですか。ちょっと、分かりませんので。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

健康福祉課長（森下 守君） それは、言葉では、いろいろ言い表すことができると思うんですが、そもそも、指定管理制度というの、平成の 15 年ですか、これは全国的に制度化されて全国に浸透されたように聞いております。

今までは、管理委託というふうな形で、使用料をいただく中で管理をしていただくという形で、利用をしていただいていたわけですが、今現在の施設の利用を見ていただいてもお分かりのように、やはり社会福祉協議会の、本当の拠点施設と言っても、もう過言ではないという施設でございますので、そういったことを踏まえますと、やはり、管理につきましては、指定管理ということで、責任を持ってやっていただくというのも一つ必要ではないかということで、今回、4 月から指定管理ということで提案させてもらってます。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

ほな、平岡さんよろしいですか。

それでは、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 議案第 6 号、南光地域福祉センターの指定管理の指定について、反対の立場から討論を行います。

昨年、年間 4,000 人を超える住民の一般入浴を一方的に廃止し、介護施設として特化すると、施設整備が進められてきておりますが、ひまわり祭りは、町の大きな観光イベントです。受入施設として、町が自由に活用して行く。そのためには、町全体の運営をしていくということで、指定管理は問題だと考えます。

また、福祉センターは、スポーツ公園の中の施設です。町が管理し、従来どおり社協に施設を利用してもらうことのほうが、町全体の運営から良いと考えます。

よって、社協への指定管理は、認めない。この立場で反対いたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

はい、ないようですので、これで本案について討論を終結します。

これより議案第 6 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 6 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、挙手、多数です。よって議案第 6 号、佐用町南光地域福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 7 号 町道路線の認定について

議長（西岡 正君） 日程第 11 に入ります。議案第 7 号、町道路線の認定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 7 号、町道路線の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今議会におきまして、町道路線の認定案件 2 路線を上程をさせていただいております。

まず、整理番号 47029 番、路線名、にしはりまクリーンセンター線は、ごみ処理施設にしはりまクリーンセンターの進入路として新設された道路で、起点を佐用町三原 20 の 7 番地先から、終点、佐用町三ツ尾 483 の 6 番地先とし、延長 1,450 メートルを 4 月 1 日の施設供用開始に合わせて、新規路線として認定しようとするものでございます。

次に、整理番号 47030 番、路線名、三ツ尾クリーンセンター線は、にしはりまクリーンセンター線と同様に三ツ尾から、にしはりまクリーンセンターを結ぶ路線として整備された道路で、起点を佐用町三ツ尾 480 の 23 番地先から終点を佐用町三ツ尾 483 の 6 番地先とし、延長 1,176 メートルを新規路線として認定しようとするものでございます。

以上、2 路線の町道路線の認定につきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の理由のご説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 7 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いしたいと思います。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題となっております議案第 7 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 7 号、町道路線の認定については、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 12. 議案第 8 号 町道路線の廃止について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 12、議案第 8 号、町道路線の廃止についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました議案第 8 号、町道路線の廃止につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今議会におきまして、町道路線の廃止案件 2 路線を上程させていただいております。

まず、整理番号 10325 番、路線名、竹内線は、桑野地区ほ場整備事業の地区内編入に伴い、町道路線の全部を廃止しようとするものでございます。

次に、整理番号 20568 番、路線名、久崎団地線は、千種川水系佐用川災害復旧助成事業の起業用地となったことにより、町道路線の全部を廃止しようとするものでございます。

以上、2 路線の町道路線の廃止につきまして、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 8 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第 8 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 8 号、町道路線の廃止については、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 13. 議案第 9 号 町道路線の変更について

議長（西岡 正君） 日程第 13、議案第 9 号、町道路線の変更についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 9 号、町道路線の変更について、提案のご説明を申し上げます。

今議会におきまして、町道路線の変更案件 6 路線を上程させていただいております。

まず、整理番号 10057 番、路線名、山脇線は、千種川水系佐用川災害復旧助成事業に伴う慈山寺橋撤去工事により、路線の起点を佐用町真盛 290 の 3 番地先から佐用町山脇 522 の 6 番地先に、延長を 829 メートルから 766 メートルに変更しようとするものでございます。

次に、整理番号 10237 番、路線名、馬瀬宮の下線は、桑野地区ほ場整備事業の地区内編入に伴い、終点を佐用町桑野 947 の 1 番地先から佐用町桑野 957 の 1 番地先に、延長を 896.94 メートルから 860.5 メートルに変更しようとするものでございます。

次に、整理番号 10323 番、路線名、下河原線は、桑野地区ほ場整備事業の地区内編入に伴い、起点を佐用町桑野 305 の 1 番地先から佐用町桑野 1167 番地先に、延長を 691.22 メートルから 237.0 メートルに変更しようとするものであります。

次に、整理番号 20058 番、路線名、下梶屋線は、千種川水系幕山川災害関連事業に伴い、終点を佐用町本郷 466 の 1 番地先から佐用町本郷 114 の 2 番地先に、延長を 139.29 メートルから 101 メートルに変更しようとするものでございます。

次に、整理番号 20357 番、路線名、松山秋里線は、千種川水系佐用川災害復旧助成事業に伴う戦橋架け換え工事により、路線の終点を佐用町下秋里 4 の 1 番地先から佐用町下秋里 40 の 11 番地先に、延長を 570.71 メートルから 525.7 メートルに変更しようとするものでございます。

次に、整理番号 20364 番、路線名、和田廻り湊線は、千種川水系佐用川災害復旧助成事業に伴い、路線の起点を佐用町円光寺 327 の 1 番地先から佐用町円光寺 295 番地先に、延長を 995.81 メートルから 1,048.5 メートルに変更しようとするものでございます。

以上、6 路線の町道路線の変更につきまして、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 9 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
ただ今、議題となっております議案第 9 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 9 号、町道路線の変更については、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 14. 議案第 10 号 区域外道路の変更の承諾について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 14、議案第 10 号、区域外道路の変更の承諾についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 10 号、区域外道路の変更の承諾につきまして、提案のご説明を申し上げます。

美作市では、平成 24 年度において市町村合併後の土地利用、公共的施設の配置、利用形態の変化等に対応し、市道・幹線 1 級及び 2 級路線の見直しが行われました。

この見直しに伴い、区域外道路として認定されている整理番号 516 の 005 番、路線名、大内谷大聖寺線を整理番号 538 の 006 番、路線名、大聖寺中線に、起点を美作市大内谷 323 の 1 番地先から美作市大聖寺 184 の 1 番地先に、延長を 3,904.6 メートルから 596.5 メートルに変更をされました。

この路線の一部が佐用町才金地内を通過する箇所・延長及び面積については変わりはありません。

以上、美作市道・区域外道路の変更の承諾につきまして、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご承諾賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 10 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題となっております議案第 10 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 10 号、区域外道路の変更の承諾については、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 15. 議案第 11 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 15、議案第 11 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 11 号、平成 25 年度佐用町農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について、ご説明申し上げます。

この賦課金については、毎会計年度、町が共済事業を行うのに必要とする事務費に充てる費用として、共済加入者に賦課金を賦課するものであります。

その内訳は、賦課総額 481 万 4,226 円、賦課単価につきましては、前年と同率とさせていただきます、各共済事業の共済金額に対する割合で、水稻共済割を 1,000 分の 2.7、麦・家畜・畑作物共済割を 1,000 分の 5、園芸施設共済割を 1,000 分の 2 の割合に設定しようとするものであります。

佐用町農業共済条例第 5 条第 2 項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。ご審議賜り、承認いただきますようお願いを申し上げます提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑ございますか。

はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

〔「質疑あるいうとう」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ありますか。

はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） お尋ねしたいんですけども、今回（聴取不能）ますと、家畜の分が多くなっております。特に、乳用牛等は、簡単に言いますと 38 万から 43 万円になってますし、それから、肉用で言いますと 175 万ですか、が、285 万に、金額が凄く上がっているんですが、この理由なんですけれども、頭数が増えたのか、それとも、病気などで、たくさん亡くなったりとかいうことで増えたのか、そのへんの内容説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） これは、若干、頭数も増えておりますが、昨年も、予算の時にもご説明申し上げましたように、1頭当たりの単価が見直しがかかったということでございまして、それに基づく変化が出て来たということです。

議長（西岡 正君） はい、よろしですか。
ほかに。ありませんか。
ないようですので、本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第11号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第11号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第11号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第12号 畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第16、議案第12号、畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程させていただきました議案第12号、畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

畑作物共済の掛金率は、農業災害補償法の規定により、3年ごとに改定することとなっております。今回の改定につきましては、大豆を対象に平成25年産から平成27年産まで適用するものであります。

危険段階基準掛金率につきましては、県から指示された掛金率を基に、過去の被害実績等を勘案し、被害程度の高いものから順次区分けし、大豆の1類・2類・3類毎に危険段階区分を設けるもので、1類の一筆方式及び全相殺方式は、それぞれ6段階の区分で設定し、2類の一筆方式及び全相殺方式では4段階の区分とし、3類の一筆方式及び全相殺方式では1段階とする。別表のとおり改定するものでございます。

改定案につきましては、去る2月18日開催の佐用町損害評価会において審議をいただき、適正であるとの答申をいただいております。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましても、本日即決とします。
これから質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 12 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 12 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 12 号、畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定については、原案のとおり可決されました。

日程第 17. 議案第 13 号 佐用町まちづくり基本条例の制定について

議長（西岡 正君） 日程第 17、議案第 13 号、佐用町まちづくり基本条例の制定についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました議案第 13 号、まちづくり基本条例の制定につきまして提案のご説明を申し上げます。
まちづくり基本条例は、佐用町におけるまちづくりの基本的な事項を定め、まちづくりの主体である、町民、議会、行政の役割、権利や義務を明確にし、それぞれの立場で、自覚と責任を持って佐用町を作っていく意識を高め、また、参画と協働の仕組みづくりとして、町民の参画、意見公募、コミュニティの役割、情報の共有など地域運営のルールや手続きを定め、特に、地域づくり協議会を地域の課題解決のために活動する組織として、条例上、明確に位置づけることにより、町民主体のまちづくりをさらに推進するため、また、さらに、役場の仕事を分かりやすく、もっと身近なものとし、町民の視点に立った町政運営をするためのルール、手続きを定めたものであります。
ご承認賜りますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
これより質疑に入りますが、議案第 13 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） このことは、大学教授を呼んだり、それから、一般の人やら役場職員がご尽力いただいて、こういう文書を明文化されて、今、町長がおっしゃったように、町民の参画、地域コミュニティの共有、町民主体と、いいことがあるんですけど、これを明文化することによってね、先々、心配せんでもええんかも分かんけれども、もし、何か、アクシデントが起きたりした時には、そういう文書で、全部、こういうふうにしておって、どうかなということも、ちょっと老婆心ながら考えるわけでございますけれど、町長としてはですね、今、申し上げた、この三つのほかですね、これを明文化することによって、どのようにお考えいうんか、ちょっと、そういう町長としての見解は、どうでしょう。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） はい、今回の制定を、条例として制定をさせていただく、この内容につきましてはですね、これは、明文化しなくても、当然のことであって、そんなに、理屈っぽくですね、難しいことを、いい条例を制定しようというつもりは、当然、ございません。

ただ、やはり基本的な、当然のことですけれども、改めて、それぞれ、皆が、もう一度、再確認をして、その意識を高める。町民の皆さんを含め、町民全体としてですね、その町に関心を持ち、また、町の今後の課題等についてですね、参画していこうというですね、そのための、やっぱり、個々の意識も高めていこうということが目的でありますのでね、そのことによって、特に、逆にそれが足かせとなったり、いろいろと将来の問題に発展するというようなことではない。そういうことは、心配はいたしておりません。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） まあ、確か、今、町長がおっしゃったように、こういうことまでも、明文化しとかんとあかんのんかないうような、私も、正直言ったところ、腹持ってました。

そやけど、町民全体に対してですね、やっぱり、そういう意識づけするというのが、大事だということを、今、町長が答弁されましたので、そうかないう気持ちで、私も受け止めたいと、このように思っています。以上です。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題となっております議案第 13 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 13 号、佐用町まちづくり基本条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。
お諮りします。ここで休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
あの議場の時計で 1 時から、午後 1 時から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前 11 時 54 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を続けます。

日程第 18. 議案第 14 号 佐用町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 18、議案第 14 号、佐用町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました、議案第 14 号、佐用町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

国は、障害者虐待の予防や早期発見、虐待の防止、さらには障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護、自立の支援等、また、適切な養護者に対する支援を行うため、障害者虐待の防止、障害者の養護に対する支援等に関する法律を公布いたしました。

この法律の施行に伴い、関係機関等の連携協力体制を強化するため、佐用町障害者虐待防止対策ネットワーク運営委員会を附属機関として新たに設置し、続いて、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、委員の報酬を新たに規定するものであります。

以上、簡単ですが提案の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
これより質疑に入りますが、議案第 14 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑ありますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） これ付託案件になっているので、ちょっと主なことだけお聞きしたいんですけども、先ほど、説明ありました障害者虐待防止法の施行にあわせて設置するわけなんですけれども、これ、県がですね、県が県庁に障害者権利擁護センターを、県庁内に開設するというのが、新聞に報道されておるんですけども、これと同時に、町においては、センター設置を義務付けということになっておるんですけど、これ、センターの設置というのは、これは、どの課に設置をしてですね、窓口は、どこになるかということと。

それと、発見者からの通報に対応してですね、家庭への立ち入り調査や一時保護ができるというように明記されておるんですけども、そこらの対応は、町として、どういうふうにされるわけですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 先ほど言われましたセンターにつきましては、現在、特に、別箇所では設けずに、庶務を扱っております健康福祉課内窓口で対応するという事で、周知をさせていただいております。以上です。

議長（西岡 正君） もう 1 件、立ち入り調査。

健康福祉課長（森下 守君） それと、家庭内の調査、これにつきましては、特に、24 年につきましては、そういう案件等は、当然、出ておらないわけなんですけど、今後につきましては、こういうネットワーク会議等で事例等がございましたら、ケース会議等が、当然、その部会内でも開かれると思います。

ご存知のとおり、この虐待ネットワークは、高齢者、それから児童、それぞれ既に、附属機関で町内に設置しております。で、今回は、障害の虐待ということで、今後につきましては、その三つのネットワークが三位一体と言いますか、そういった形で連携を取りながら、関係機関と調整をしながら進めていくということで、当然、事態発生すれば、ケース会議、それから家庭内への調査、そして、訪問活動等も、今後は、行われていくと思います。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） そうしますと、この 9 人立ち入りするということではなしにですね、運営委員ということなんですけれども、どういう役目をするわけですか。

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 虐待委員の運営委員のメンバーにつきましては、龍野健康福祉事務所をはじめまして、佐用警察、それから郡医師会、民生委員さん、社会福祉協議会、それから人権擁護委員、自治会、それから相談支援事業所、福祉サービスの事業者、代表、後、町の関係行政機関が携わって運営委員会を進めていく予定にしております。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、井上議員、よろしいか。

7 番（井上洋文君） はい、分かりました。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 今、課長の答弁の中で、24 年度は、佐用においてはなかったというふうに聞いております。

共立病院で、1 回、何か変なことがあったように思ったんですけど、相談的なことの、そういう電話での、どう言うんですか、そういう相談もなかったというふうに理解していいんですか。

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 個々の詳細は別にしまして、私のほうに、ケースの結果で、相談業務等で、事例として挙がってきたケースは、24 年は、ございません。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。ほかにありますか。

ないようですので、本案に対しての質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 14 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 14 号、佐用町附属機関設置条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 19. 議案第 15 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 19、議案第 15 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程いただきました、議案第 15 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

校医・園医の報酬でございますが、兵庫県教育委員会と兵庫県医師会との協議による兵庫県立学校医の報酬額の改定を参考に、佐用郡医師会と協議し覚書を締結して、小中学校嘱託医及び保育園嘱託医の報酬額を定めることといたしております。

この改正は、小中学校内科医・歯科医が 21 万 8,000 円を 1,000 円減額して 21 万 7,000 円に、耳鼻科医は同額とし、保育園内科医・歯科医が 10 万 9,000 円を 500 円減額して 10 万 8,500 円に改めるものでございます。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決いたします。

これから質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですから、質疑を終結します。

これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 15 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 15 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 15 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 20. 議案第 16 号 佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 20、議案第 16 号、佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 16 号、佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本件は、議案第 21 号で上程いたします、佐用町課設置条例及び佐用町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 24 号で上程をいたします、佐用町消防本部及び消防署の設置に関する条例等を廃止する等の条例に関連して、上程させていただくものでございます。

改正内容は、2 点でございます。

1 点目は、佐用町が兵庫県立大学から受託しております西はりま天文台施設の受託内容に合わせて、研究員を大学職員に移管したため、町職員の研究員が不在となったことにより研究員に支給していた天文台勤務手当を廃止すること。

2 点目は、西はりま消防組合の設立に伴い、佐用町職員に消防職員が不在となるため、消防職員に支給をしていた出動手当と当務手当を廃止することでございます。

ご承認いただきますように、お願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います、ございますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 西はりま消防組合の関係での手当の削除と言いますか、なくなるわけですけども、天文台のほうについては、これ、組織が移管されますので、そういうふうな形になろうかと思いますが、消防組合の関係で、消防職員に対して出していた特殊勤務手当ですね、これについては、当然のことながら、職員との合意ということが前提にあるかと思えます。

当然のことながら、一般職でありながら、やっぱり労働組合ありませんので、職員団体というんか、そういう職員組織との交渉ですね、話し合い、その経過について、要は、同意がちゃんと取れているのかどうか。そのあたりについて、説明してください。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これは、ご存知のとおり、4 月 1 日から、西はりま消防組合が設立されて運営を始めますけれども、実際、指令台等の設備がですね、3 年間かかります。で、この 3 年間の間におきましてはですね、それぞれの、これまでの消防署の勤務になり、こういう手当等につきましてもですね、この 3 年間の間に調整を行うという覚書になっております。

ですから、この 3 年間にしましては、現在あるものを、それぞれ新しい組合として引き継いでですね、それぞれの消防署に対しては、その形で運営をしていくということでありまして、今後、組合としては、一つになったわけですけども、その 3 年間については、若干の勤務、こういう手当、また、給与等についても、やっぱり調整を行わないといけないというところがありまして、それは、3 年後に全て一律に統一して実施していくという形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 3 年間で調整というのは、事前に説明も聞いてますので、その件については、何ら問題ないんですけども、その調整という言葉と、ここに一方的に出て来ている手当の削除というのは、これは、ちょっと若干、ニュアンスが違います。

私が問うているのは、あくまで職員組織、当然、消防の組合員が属する規定の組織はないと思うんですけども、従来でも、消防職員というのは、その勤務の特殊性から、労働組合に加入することができませんでしたので、事前にこういうふうな手当、あるいは給与等の改定については、副長なりが出向いて行って、協議、合意ということが前提だったと思うんですよ。

そういうことが、今回も、ちゃんとなされているのか。その確認をしているわけです。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） そのことについて、私は、今、説明したと思うんですけども、ここで、条例上、佐用町の条例としては、廃止をいたしますけれども、その条例を持って、組合に引き継いでいるということです。

ですから、その3年間に当たっては、現在の条例に基づいたものが支給されるということとありますので、そのことについては、当然、消防署のほうの中の職員には、消防長のほうから、それぞれ、こういう引き継ぎ、3年間の取り扱いについては、説明をさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、もう一度。

1 番（石堂 基君） 分かりました。

ちょっと、私のほうが勘違いをしていたかも分かりませんので、1点だけ確認します。

要は、今現在の、その賃金、給与面に関する条件というのは、現在のところは、何ら変わらない。これを3年間の間に調整するということですね。

町長（庵逄典章君） その通りです。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 16 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 16 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 全員であります。よって議案第 16 号、佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 21. 議案第 17 号 佐用町南光ひまわり館運営基金条例を廃止する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 21、議案第 17 号、佐用町南光ひまわり館運営基金条例を廃止する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 17 号、佐用町南光ひまわり館運営基金条例を廃止する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
南光ひまわり館運営基金につきましては、合併前の旧南光町において造成され、合併後におきましても、備品購入や運営費助成の経費に充当するなど、当初の基金設置目的に沿って運用して参りました。
しかし、合併当初、当時 1,480 万円余りあった基金も残りわずかとなり、平成 25 年度当初予算におきましては、基金残高全額を一般会計に繰り入れ、南光ひまわり館運営費助成に充当する措置を講じており、今後の積み立て予定も立たないことから、この際、基金を廃止したいと考えております。
ご承認いただきますように、お願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
これより質疑に入りますが、議案第 17 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

12 番（岡本安夫君） これ、委員会付託されているんですけども、元々、1,480 万円最初にあったらしいんですけど、その原資が何かということと。
それ、徐々に、いつ頃から減ってきたんかということと、まず、お尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 原資は、当時、南光町時分のことですから、全体的な把握はできていませんけども、当時、新しく作ったというようなことでの補助に基づく事業がなされたというのと、売り上げが、かなり当時はあったということでございますので、これに基づく余剰金の積み立てがなされたということを聞いております。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。

〔岡本安君「いや、違うがな」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

12 番（岡本安夫君） 当初は儲かっていたんですけれども、それが段々、儲からなくなってきた、いよいよまあ、来年度からは廃止するというところで、段々なくなってきたということなんですけれども、その、この運営基金がなくなっても、やっぱりその、今までどおり、やっぱり助成というのは続けられるんでしょうけど。今度は、一般財源からいうことなんですけれども、これはまあ、一つの話としてなんですけれども、一つの経営上の話なんですけれども、そのやはり、佐用町には、ほかにも似かよったような施設というんですか、それぞれ旧町来からある、こういう施設があります。例えば、ふれあいの里上月とか、味里、あるいは、ゆう・あい・いしいや道の駅みたいな感じで、元々、旧町にあった形で、それぞれの形態でですね、有限会社であったり、農事法人であったり、株式会社であったり違うんですけれども、このひまわり館自体は、これ、法人化もされてないし、何かということで、一種の任意団体的な形で、館長に聞きますとですね、いろんなこう、売り込みに行く時にね、やっぱり、その信用度が低いというような形で、非常にこの、そのへんで、アピールするのに、しんどいというようなことがあるので、こういう、やっぱり、きちっとした保障というのか、将来的には法人化するというようなことまで考えてあげて、やはりこの旧南光町、今、ひまわりというのは、佐用町の町花になっているような存在ですからね、やっぱりこれを、あれを、しっかり運営できるように応援していく体制というものもね、やっぱり一度考え直してみるべきじゃないかなと思うんですけど、そのあたりについて、ちょっと。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長ですか。はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 今回の基金条例の、これ、基金をですね、廃止するというのは、これは類似団体においてもですね、こういうものは持っておりません。

ですから、ここへ基金を、南光ひまわり館だけにですね、基金を設定する。置くということ。これは、今後、予定していないということでの廃止であります。

ただ、まあ、それと、今、ご質問のですね、今後の、このひまわり館の運営をどうするか。どう位置付けていくかという問題。これは、以前から、この運営について、地域、こ

この運営委員会等にもですね諮り、地域の皆さんにも、いわゆる、今、任意団体のような形で運営をしてきておりますし、最近、なかなか、この運営自体、厳しい状況です。毎年、かなりの繰り入れをしていかなきゃいけないという状況が続いております。

で、ほかの施設におきましても、当然、町も、いろいろと、それぞれの地域の特色を活かした、特産物なりの加工、販売、こういう中で、施設の更新、整備とかですね、設備なんかの更新、こういうことについては、町が当然、支援をしていく中で、基本的には独立採算で運営をしていただくということで、頑張っているわけでありまして。

当然、任意団体であっても、南光ひまわり館も、そういう努力はしているんですけども、施設の内容と、実際に運営している形態、状況が、なかなか黒字にしているのが、非常に難しい状況にあります。

ですから、これを、どういう今後、運営状態に、形態にしていくのか。それについては、一つの大きな課題というふうになっております。ですから、今回の条例そのものとは別にですね、当然、その課題については、検討しなきゃいけないと、考えなきゃいけないという認識を持っているということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、岡本議員、よろしいか。

はい、ほかに。

ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題となっております議案第 17 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 17 号、佐用町南光ひまわり館運営基金条例を廃止する条例については、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 22. 議案第 18 号 佐用町まちづくり推進会議条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 22、議案第 18 号、佐用町まちづくり推進会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました議案第 18 号、佐用町まちづくり推進会議条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

町では、平成 18 年 4 月に、まちづくり活動推進員を自治会単位に設置し、自治会でのまちづくり活動や地域づくり協議会活動に取り組んでいただいております。まちづくり活動推進員は、自治会において新町合併以前から旧町で同じような取り組みが 30 年以上にわたり展開をされており、地域づくり協議会においても、協議会発足後、協議会運営委員としての活動が展開されるとともに、地域づくり協議会での新たなまちづくりの人材も育成されております。

同じ活動をする中で、まちづくり活動推進員とそれ以外の運営委員の報酬に差異がある

のが課題であります。

さらに、地域づくり協議会活動においては、島根大学の作野准教授のアドバイスも受け、今以上の事業推進を図るためには、地域づくり協議会ごとに組織を見直し、あて職や自治会からの推薦だけでなく、地域住民に広く参加を呼びかけ参加者層を広げるなど、地域全体から役員の参画を図ることが必要であるということ等を学んだところであります。以上の観点や現状を総合的に判断する上で、まちづくり活動推進員制度を発展的に廃止し、まちづくり推進会議条例の一部を改正しようとするものでございます。

ご承認いただきますように、お願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決いたします。

これから質疑を行います、ございますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

12 番（岡本安夫君） これにつきましては、今年の予算でも包括交付金ですか、そういう形の予算の関係では、そういうふうな形で上げていって、今の提案説明でも、発展的解消ということなんですけれどもね、各自治会から、今まで、活動推進員を置きなさいというようなことがあったんですけど、もし、これがなくなりますとですね、いわゆる活動員的な人が、地域づくり協議会に送り出す根拠が、一つなくなるということ。それとですね、年間 1 万 9,000 円報酬を支払っていた、これは税務課長のほうに聞いたほうがいいか分からんんですけど、それまで、おそらく源泉徴収はされていたかどうか。

今後、地域づくり協議会のほうでも、同じように報酬を出すとした場合にですね、そういう源泉の事務を地域づくり協議会がしていくことになるのかということ。

まず、この 2 点について、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。

町が、支払いをさせていただく場合には、全て、源泉をさせていただいております。

で、今、ちょうど、申告期間なんですけども、その中で、申告をしていただいて、還付になる場合は、還付をさせていただくということで、させていただいております。

ただ、今後、集落になりますと、どういう形で支払われるかが問題なんですけども、例えば、現在でも、集落の区長さんに対して、役場から支払いをさせていただいているものにつきましては、源泉をさせていただいて確定申告をしていただくということになっておりますけども、例えば、現在の、各隣保の隣保長さん単位でも、集落のほうから、手当と言いますか、費用弁償という形で交付がされておるんじゃないかと思うんです。私の集落がそうなんですけども。費用弁償については、税の対象とはしておりませんので、集落で支払われるのであれば、そういう形で支払いをしていただくほうがいいのではないかなと

考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、ほかに。

〔岡本安君「いや、違う。ほかにじゃなくて」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

12 番（岡本安夫君） 最初のあれを、その地域づくり協議会には、それぞれ、その、集落に、その推進員を置きなさいということで、当然、その方が、各集落から出て行ってますよね。だから、これがなくなるということは、集落に、こういう推進員を置かなくてもいいということであれば、今度は、地域づくり協議会のメンバー構成が、かなり変わってくるんじゃないですか。

特に、何で、こういうこと言うのかということですね、やっぱり自治会長さんと並んで、地域づくり協議会の、いわゆる推進員というのは、もうコアメンバーだったわけですよ。いろんな所で、研修したり何かいうことで、だから、そういうものを置かなくなるということは、今後、やっぱり地域づくり協議会、あるいは、まちづくり協議会あたりのいうんかね、その何か、活力いうんかね、逆に、その作野先生は、あれになるんやけど、逆に何か、落ちるんじゃないかという、ちょっという、ちょっと心配いうかね、それがあるので、ちょっと尋ねているんですよ。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

まちづくり活動推進員さんにつきましては、二つの働きがございます。一つは、自治会活動の役割りの委員さんになっていただくこと。それと、もう一つは、地域づくり協議会の役員さんになっていただく、二つの役目がございます。

で、基本的に、今まで、少し課題、先ほど提案、町長が提案説明した中に、課題として、地域づくり協議会の中の運営委員さんの中のメンバーとして、活動員さんが活動される場合に、部落の自治会の活動は一生懸命されるんだけど、地域づくり協議会の中で、運営が少しおろそかになっている方がおられたり、それで、当然、運営委員さんの中には無報酬、それで、その活動員さんだけお金が出ておると。これも、統一感を図っていきたい。

それから、自治会のほうは、ほな、どうなるんだということなんですけれども、自治会活動も、先ほど、提案説明の中で、町長が申し上げましたように、合併以前から、それぞれの旧町で取り組みが、展開されておりました。

例えば、佐用町は公民館活動員。上月のほうでは、部落学習活動員。南光のほうでは、スポーツ推進員。三日月のほうでは、公民館活動推進委員というような形で、名前は違えども、同じような活動が、ずっと継続的に展開されておる。その中で、既に人材的にも、非常に育っておると。もし、こういうことがなくなった場合、町からの指定はなくなるんだけど、各自治会や地域づくり協議会の中で、各々考えていただくと、そういう人に変わる人材があるのではないかとということで、発展的に廃止したいという提案説明を町長が申し上げたわけでありまして、今後、そういうことが、今、センターの中、地域づくり

協議会の中で、センター長を中心に、また、自治会では自治会長を中心に、そういうお話が進められております。

そして、いろいろなご質疑も受けておるわけなんですけれども、それぞれ話をしていく中で、ご理解をいただいて、今までと変わりのない、25年度については展開されていくと確信いたしております。

また、今後、どうなっていくんだという話なんですけれども、先ほど、提案説明の中にありましたこと、繰り返しになります。大学の先生からも、いろいろとご教授を願った中で、地域づくりの課題を、今後、どのようにして解決していくか。やはり、本当にこう、皆さんで考えれるメンバーを揃えて、その地域の活動を展開していくことが、非常に重要であろうという、そういう方向で、町のほうも考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。
もう1回ですね。

12 番（岡本安夫君） 2 回目ですよ。さっき質問に答えてくれてなかっただけで。まあ、よろしいです。

あのね、非常によく分かるんです。かなり希望的なあれと言うんですかね。その、よく発展的解消いうことで、より発展していくだろうということなんですけどね。

私、むしろね。ほんまの協働のまちづくりということで、こういう推進員というのは、ほかの自治体では、どうあったかもしれませんけれども、なかなか、あまりないような、やっぱり佐用町独自の、特色ある、こういう役員じゃなかったかなと思うんです。

そういう中、むしろ今後、ますます、それが重要になっていくのであれば、むしろですね、今まで心配しておったんは、心配して気になっていたんは、推進員の任期が2年ということですね、その中から、その地域づくり協議会へ出て運営委員になられる。で、2年経ったら、また、代わられるということでね、どっちかと言って、その継続性という面でね、自治会長も2年で代わり、それから推進員も2年で代わりということで、なかなか、そういうのが難しかったんじゃないかなと思うんです。

むしろですね、こういう協働のまちづくりを推進していく上にと、住民参加を促す上においてはね、やっぱり、こういう役員の方というのは、むしろ、4年ぐらいの長い任期にしてね、その費用弁償じゃなくて、報酬という形があれば、やっぱりその、その費用弁償というような形で、むしろ、その、いろんな活動に対して、手厚くしていくほうが、より充実していくんじゃないかなと思うんです。これは、私の考え方なんですけれども。

そこで、むしろ逆にね、各地域づくり協議会とか集落で差がつくことのほうに、問題がないんじゃないかということで、やはり、そのへんについては、やはりセンター長さんなり、それから自治会あたりでね、どっこも同じような形をしていかないと、また、うちはもろてないけど、あんたとこ貰いよんかみたいなの、そういう変な不公平感が出るのが、マイナスにならないかなと思うんですけど、そのあたりの調整をね、やっぱり同じような歩調を合わせていきたいと思いますということをしたいなと思っているんですけど。そのあたりの考え方について。

調整役を、町が果たして、同じような歩調を合わせてくださいということをするのか。それとも、もう、本当に、大人になっておるんやから、自分らで決めなさい言うて、ある

意味、言い方悪いけど、丸投げみたいな形になってしまうのかね。そのあたりのこと、ちょっとお尋ねします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 町が、地域づくり協議会や自治会にこう、全くこう、丸投げしておるような考え方じゃございません。

あくまで、地域の課題、自治会における課題については、その中で、十分審議していただいて、役員が必要であれば、必要な役員さんを出していただく。それに対しての来年度から包括補助金を出していくので、それもこう、必要であれば、その中で、協議をしていただく。

当然、今、申されたご質問にもあったように、少しこう、各地域で報酬の出し方とか、金額には、差が出て来るようでございます。それを、こちらのほうで、画一的に、今までと同じようなやり方では、考えておりません。

当然こう、各地域に特色もございますし、当然、問題になる課題も違ってきます。将来的に、それぞれが、自分達の課題を克服して、地域づくりやコミュニティ社会づくりができればなというふうに考えておりますので、片や見ますと、丸投げ的にはなっていきますが、それに対して、行政も何も、指をくわえて見るんじゃないしに、一緒になって、職員も配置しておりますので、その中で一緒に協議して行きたいと思っておりますので、どうぞ、よろしく願いたい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 同じことなんですけども、全員協議会の時に、課長のほうから提案があって、質問をさせていただいたわけですが、その中ではね、活動推進員としての実績が、あの時、聞いたのは皆無に近いと。

それから、2 点目に、この費用弁償、報酬については、これ施行後はね、バラつきも出るかもしれない。それは、課題だというような、そういった説明を受けておりました。

ただ今、岡本議員の答弁聞いてますとね、いわゆる活動推進員としては、今、二つあって、一つは、自治会の生涯学習、それを進めていくという重要な役割があります。これについては、皆無どころか、実際、自治会で、それなりのね、いろんな実績や業績を残してあると。

で、私、全員協議会について思っていたのは、その問題についてね、活動推進員を含めて、自治会長、もう合意が取れたから、廃止の提案をするんだというふうに思っていたんですね。

ところが今、課長の答弁聞いてみたら、今、自治会長を含めてね、廃止後の、そういった各自治会との生涯学習、どうやっていくか。こういうことを今、検討しているというふうなふうに聞こえたんです。

確認したいんです。つまり、活動推進員としての実績は、皆無じゃなくて、自治会においては、いろんな活動をやられていて、やっぱり大きな成果をあげてある。この点は、確認できるかどうか。

それから、2点目に、その内容についてね、単に地域づくり協議会に解消をしてしまつて、後の今までの自治会の大事な生涯学習は、おろそかになるのではないかという点があるんだけど、それについては、もう、自治会長、活動推進員の基本的な了解を得ていると。この2点を確認してよろしいんですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 地域の自治会の活動について、先ほども申し上げたんですけれども、活動員は町としては廃止するわけなんですけれども、当然、必要であるところは、それに成り代わった委員さんを考えられております。

当然、町からの報酬は、直接は、支払いはいたしません。

なお、地域につきましても、地域で、今の名前じゃない委員さん、当然、たくさんのプラスαの委員さんを考えられておるところもあるし、現状のままのところもあると。いろいろ、組織によって、地域づくり協議会や自治会によって、多少、差異はございますが、当然、今まで行ってきた活動を展開していただき、プラス、それぞれの課題に向けての取り組みを、自治会全部で取り組んでいただくなり、それから、地域づくり協議会でも、今後の課題に向けて取り組みを展開していただく。

最初、前の全員協議会の中で、ご説明したように、近い将来ではないと思うんですが、行く末、地域づくり協議会については、小さな役場機能を持てるような組織に成り代わればなという希望、夢を持っております。

それになるよう、行政も、何も丸投げするんじゃないしに、一緒になって考えていきたい。

当然、財政的にも厳しい時が来ますし、人間的にも、ドンドンこう職員も減ってきております。その中で、いろいろと方策を行政が考えれる範囲で、今後も考えたい。また、考えて、次々と展開をしていけないとは思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

16 番（鍋島裕文君） そんな、難しいこと聞いておるんじゃないんや。

そういうね、関係者含めて、了解を取って、議会に提案しておるんですということなのかどうなのかを聞きよんです。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） センター長につきましては、2月のセンター長会で、最終的に確認をいたしました。

それから、自治会長については、一つずつ、確認は取っておりますが、自治会長会でご説明を申し上げます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかにないですか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内議員。

13 番（矢内作夫君） 一つだけ、今の説明の中で、確認をしておきたいんですけども、この推進委員を廃止する一つの、その理由としたら、合併前から各町で、いろんな形の推進的なものがある、それが、もう十数年も続いてきておるさかいに、各地域で、それなりの人が醸成されておるだろうというようなことが、課長らもそうなんですけれども、大学の先生だとか、そういうような、協議の中で、そういうことになったというようなことを言われたと思うんですが、それは、それで間違いはないんですか。ちょっと、一つだけ。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 今、申されたとおり、それぞれ合併以前から、昭和 50 年代の初めから、今の各町まちまちですけども、いろいろな取り組みが展開されて、当然、例えばで申し上げますと、部落の核になるような団体を有しておる地域もあるわけなんです。ですから、そういう核ができれば、それぞれが、地域活動が展開しやすいと。そこに向けて、一個人の委員さん、毎年 2 年に 1 回更新するよりも、その中で、核になるところが醸成できるような、行政のバックアップも、今後していかななくてはならないというふうには考えております。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内議員。

13 番（矢内作夫君） 一つ、今、言われた、そういうふうな形で、醸成をされておることが、本当は、ええこと言うたらおかしいけど、まあまあ、そういうことになっておるのが、当たり前の状況なんが、当たり前だろうと思うんやけども、どうも、そういうふうになってない。残念ながら。ところも多いと思うんです。

そやで、少なくとも、私らの部落、地域の場合は、最低でも、うちの部落の場合は、6 年ぐらい推進員は、続けてくれておるわけですよ。そやさかいに、まあまあ、それなりに頑張ってくれておると思うんですけども、もし、こういうのがなかったら、なかったら、ほなら、醸成された人間が、自発的に、そういうふうなこと、やってもらえるだろうかと言うたら、ちょっと、自信がないわけです。

それで、今、岡本議員も言われたように、これから、そういうことするんだったら、やっぱり、こういうこと、もっと強化していくようなことも、反対に、考えていくほうが、ええんじゃないかなと思うような気がするんですけどね。

反対をしようとは思わんのんですけど、そのへんが、もう一つ、どうもギャップが、お宅らの考え方と、一般的な地域とは、ちょっと、ギャップがあるんじゃないかという感じがします。

議長（西岡 正君） 答弁は、要りませんか。

13 番（矢内作夫君） いや、同じようなことで、変わったこと言うとするわけじゃないんで。

議長（西岡 正君） いいですか。

はい、ほかにありませんか。

ないようですので、これで、本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 18 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 18 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 18 号、佐用町まちづくり推進会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 23. 議案第 19 号 佐用町水防に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 日程第 23、議案第 19 号、佐用町水防に関する条例の制定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 19 号、佐用町水防に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町が兵庫県から指定水防管理団体に指定されたことに伴い、水防法にかかる町の義務として、水防計画を定めること。二つ目に、水防協議会を設置すること。三つ目に水防訓練を行うことの三つが掲げられております。佐用町における水防法に基づく水防体制については、水防団を設置しないで消防団をこれに充てて、水防活動を行えるように条例を制定をいたします。

また、水防協議会については、水防法第 33 条第 2 号による水防協議会を設置せずに、災害対策基本法に規定する佐用町防災会議を以て水防協議会とし、水防計画の制定や変更する場合等に防災会議に諮れるように、防災会議条例の一部を改正するものでございます。

ご承認賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これから質疑に入りますが、議案第 19 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

質疑、ございますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） ちょっと、改正案本体ではないんで、恐縮なんですけれども、確認をさせていただきたいんですが、実はこれ、議案の 18 もそうですし、この 19 も、それから、その前の 14 もそうなんですけれども、ちょっと私、不慣れなんで、違和感を覚えるんは、附則ですね、例えば、この、今、提案されている議案第 19 号であれば、水防に関する条例の制定ということで、議案が挙がっておきながら、附則の中に別の条例ですね、防災会議条例の一部改正を附則で挙げている。このやり方ですね、これ、その前の 18 号も一緒ですね。さっき揉めてたやつですけども、まちづくり推進会議条例の改正の附則に、特別職の費用弁償に関する条例改正を附則に挙げる。

ちょっと、その従来の条例改正のやり方というんか、法務事務から言えば、附則というのはあくまで、その本来の条例に基づく、例えば、経過措置であるとか、準用規定であるとか、但し書きであるとか、施行日であるとかという、関連することを、附則で定めるというふうになっていると思うんです。

で、全く性格の違う、まあ、関連はあるんですけども、性格の違う条例を別の条例の附則で改正するという、こういうやり方は、これは、今、通例なんですか。

というのは、そのやり方で、最終的に条例が変わるというのは、これは、どちらのやり方しても変わると思うんですけども、条例改正の経過が、さっぱり、これ分からなくなる恐れがあるんじゃないかなと思うんです。

で、こういうやり方になっているというのは、これは、どういう目的で、こういうふうなやり方やられているとか、その確認だけお願いします。

議長（西岡 正君） はい。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 今までのやり方と、ちょっと違う面もあるかも分からんのんですけども、こういった例もある。通例でいけるとは思っております。

ちょっと専門的な、ぎょうせい等の名前出してええんかどうか分かりませんが、そういうところとも、相談させていただいて、こういった方法でも、特に問題はないということで、今回、提案をさせていただいております

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） あのね、条例改正のやり方については、若干、僕、ずっと以前から違和感を持っているんですけども、手段的にできんことはないと思うんですよ。附則も、当然、この議会の中で議決される内容ですから、そこに書いてある条例が、こういうふうに直りますというのは、効力あると思うんですよ。

ただ、本来、附則というのは、当然のことながら、どなたもご承知でしょうけれども、

本来の条例に関連する施行期日なりを、まず。

それから、先ほど言いましたように、経過措置とか、準用規定であるとか、但し書きであるとかというものを、そこに並べるものですよね。あくまで、本題に関連するもの。

で、この条例改正のやり方、ずっとしていくと、本題じゃない条例改正の内容が、ずっと附則に出て来るわけですよね。

で、具体的に言ったら、ごめんなさい。この議案じゃないんで、恐縮なんですけれども、報酬、特別職の報酬の表あるでしょう。あれ、皆さん、帰って条例見られたらいいと思うんですけれども、その附則の中に、いろんな条例のやつが、今度、出て来るんですよ。

今、条例、報酬額を別表で定めるというふうになっている、別表の下、ずっと附則が出て来ますけれども、あそこには、だいたい施行期日しか出てこないんですよ。それを、このやり方すると、あの附則のところに、今度、また、まちづくりの何々を削るみたいなのが、全部出て来るわけですから、そうすると、後々、条例が、非常に見にくくなるし、改正の経緯が分からなくなる恐れが、僕は、あると思うんです。

だから、それだけ、まあまあ、意見申し上げて、別に、条例改正、どうのこうのはいませんが、後々、皆さんが間違わないように、私達が見やすいようにだけ、やっぱ、そのへんも考慮して、従来からの条例改正のやり方というのはあったと思うんです。

それを、ちょっとずつ外れて行っているような気がするんで、それについて、もう一度だけ検証してください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

総務課長（鎌井千秋君） そのへん、よく検討させていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 19 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託することに決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 19 号、佐用町水防に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 24. 議案第 20 号 佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 24、議案第 20 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 20 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この度の改正は、主に、さよさよサービス等の移送事業を、社会福祉協議会に移管することに伴い、別表の内容を改正するものでございます。

ご承認いただきますように、お願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決いたします。

これから質疑を行います。質疑ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 社協への、さよさよサービスの移管、移譲ということで、提案説明あったんですけれども、この影響について、お伺いしたいんですけれども、前々から言っていますように、一般質問の中でも、この問題については、取り上げているんですが、さよさよサービスの毎日運行なりね、料金の改定なり、もう移管してしまうと、町の、その責任なりが、係われないということになると思うんです。その影響について、お伺いしたと。

その、一つは、今、販売しているチケット。それが、どうなるんか。

それと、今後、社協でなるとなればね、今までだったら、支所なんかでも、そういうチケット販売されてましたけれども、そのチケットの販売については、どうなるんでしょうか。その 2 点。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） さよさよサービスに関しましては、社協で対応いたします。

残るコミバスについては、町のほうで対応していくようになります。チケットの販売は。

それから、当然、前も、この事業が社協に行くためのご説明を、町長が申し上げましたが、あくまで、町も社協に対して、何もできないというわけじゃございません。一緒になって考えることができますので、その中で、一緒に問題点等については、協議をしていける道が残っておりますので、全然何も、町としてできないようなことはありません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 移管しても、町が何もいうことではないということですが、

それでしたら、今までどおりね、旧三日月でも、そのさよさよサービスに変わるようなやつは、タクシー会社に委託してやっていた。それが、ある程度、その中では、委託することによって、町の責任も、ある程度逃げたんですけれども、移管、移譲となるとね、これが、全く、その運営自体も移譲されるわけですから、それが、課長は、それが、移譲しても、町としては、それが言えるんだということですから、でしたら、そのまま、町の意向なりの、それを活かすためにも、やっぱり、そのまま移譲じゃなくて、委託のほうで、まだ、良かったんじゃないかと思うんですけれども。そのほうが、より町としては、関われる範囲が拡大されると思うんですけれども。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長、はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） これは、移譲は決定をいたしております。

移譲はしておりますけれども、社協と町という、一つの、それぞれね、同じ、いわゆる社協は、福祉全般を、実際に実施してく、一つの公共団体です。

町としても、その社協とは、そういう面で一体、いろいろと当然、一体になって、協議もしていきますし、それから、その運営費用につきましても、町が、責任を持って、必要なものについては、補助をしていくという体制を取っております。

ですから、この運行につきましてもですね、当然、社協と町が、今後ともですね、十分協議をしながら運行に当たっていただく。

また、その責任においてもですね、費用等について、これは、当然、採算の取れると言いますか、この運賃だけでですね、運行できるものではありません。町においてですね、補助を出しながら、運行をしていただくわけですから、そういう面ですね、しっかりと社協との協議と、また、連携を取りながら、町としても、責任を持って行きたいというふうに考えております。

議長（西岡 正君） よろしいか。はい、ほかに。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） この条例の中で、表があるんですけれども、その表で、例えば、路線時刻を定める場合、乗り合い運行ですね、その今までは、その 300 円。1 回 300 円というのを、今度は、就学前が無料。小学生線 1,500 円。その他のものを 3,000 円と、これ 10 枚綴りですけれどもなっているんですが、現在ですね、多分、この中に、江川のふれあい号も入ると思うんですが、ふれあい号は、小学生は、150 円、現在、去年からですね、利用した人から貰っているということなんです、これで言うと、一律 300 円ということになりますから、1 回、ちょっと、そのへんの、現在の状況と、この条例の関連等が、おかしいんじゃないかと思うんですが、そのへんの説明をお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君）　　今回は、変更を申し上げておりますのは、さよさよの部分が、社協に行く部分だけを変更しておりますので、今までどおりと、何もこう、差はございません。同じような考え方で、ご利用いただけるように思っております。

議長（西岡　正君）　　よろしいですか。

〔笹田君「ちょっと待ってよ。ごめんごめん」と呼ぶ〕

議長（西岡　正君）　　どうですか。

〔笹田君「すいません。はい。はい。」と呼ぶ〕

〔山本君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

〔笹田君「ちょっと待って。すいません」と呼ぶ〕

〔山本君「間違って聞きよん違うん」と呼ぶ〕

〔笹田君「いえいえ、あの」と呼ぶ〕

議長（西岡　正君）　　はっきり言ってくださいよ。

8 番（笹田鈴香君）　　有償運送の、この条約の中の、このさよさよサービスの分は、そうなんですけども、その、この、これで言うと、路線と時刻を定める分とがありますね。そのこの分が、今までのんを見ると、1 回 300 円ですね。ということは、1 回、その下の、今度 4 月からの分で、3,000 円なので、1 回が 300 円ということなんですけど、小学生ですね、小学生の分が、その今までには、路線を定める、時刻定めるところにはないので、一律、これ 300 円かと思うんですが、

〔山本君「公共交通機関の利用の困難な小学生いうて、1,500 円って、今まであるやん」と呼ぶ〕

議長（西岡　正君）　　はい、はい、ちょっと、待ってください。

〔山本君「あるで」と呼ぶ〕

8 番（笹田鈴香君）　　いや、それは、予約による乗合の分で、その下の分で、路線と時刻を、これは、コミュニティバスとふれあい号のかと思うんですけど、それは違いますか。

議長（西岡　正君）　　ちょっと、分からん。意味が分からん。
暫く休憩をします。ちょっと、待ってください。

午後 0 1 時 5 7 分　休憩

午後 0 1 時 5 8 分　再開

議長（西岡 正君） 再開します。
どうぞ。

8 番（笹田鈴香君） 現在ですね、この 3 月までは、300 円。全部一律 300 円ということになると思うんですね。1 回ね。

で、ところが、今度、4 月からは、それが、例えば、小学生の場合は、1 回 150 円になるというわけですね。これで言うと。

ところが、今、現実には、お金を払っているのは、小学生が、乗った子どもの関係で言いますと、現実には 150 円だということで、安いから、いいのはいいんですけども、この条例からいうと、ちょっとおかしいんじゃないかということが言いたいんです。どうですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

企画防災課長（平井隆樹君） あくまで、先ほども申し上げたんですけども、さよさよサービスの表、上の表、長いですわね。長い中の予約による運行いうところを削除するわけですね。

それを削除して、その下の路線時刻を定める乗合運行、これを下のように改めるということです。

ですから、中身については、変更がなく、小学生も 1 回 150 円で乗れるということです。

で、当然、就学前の者については、無料と。そういうことを改めて表記したのみでございます。

〔井上君「こういう取り方違うんや。違うんや。言うとり方」と呼ぶ〕

〔笹田君「えっ、違うん」と呼ぶ〕

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） ちょっと、角度を変えてね、町がね、利用料金取る場合は、条例化しておかなきゃならない。これは、例の町営住宅の時に、大いにやったんですけども、それで、現行の、この利用料金の徴収条例でよればね、当然のことながら、予約による乗合運行というのは、さよさよサービスですよ。これが、全部なくなります。

で、何が残るかいうたら、市町村有償運送では、コミバスと、江川ふれあい号も入るのかな、これに、入らないの。ちょっと、確認しますわ。

で、例え、コミバスとすればね、コミバスとすれば、コミバスとは、現行、この表で 1 回 300 円。それから、今度の改正では、1 回 300 円のコミバスが細分化されたと。条例改正。つまり、300 円もあれば、小学生の 150 円もあるというのが、この条例改正です。

だから、今ある小学生 150 円というのは、これはさよさよサービスのことですよ。コミバスのことではありません。この条例ではね。これが、このように、細分化されるというのが、まず、1 点です。これ、確認します。

それで 2 点目に、角度変えて聞いているのは、だったら今ね、コミバスや、さよさよ以外のコミバス、ふれあい号では、小学生の 150 円があると。いや、それは知りませんよ。あるかどうか確認するけど。150 円があるとしたら、条例上は、おかしいことにならない

かという質問なんやね。当たり前のことやけども。細分化されてないんで。今の条例は。

〔山本君「そういう質問じゃなかったで」と呼ぶ〕

16 番（鍋島裕文君） いや、そういうことなんですよ。その質問なんですよ。

〔山本君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

16 番（鍋島裕文君） そういう質問なんやで。そういう質問。

〔山本君「(聴取不能)、こっちが聞いたんは、江川ふれあいあい号だと (聴取不能)」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

16 番（鍋島裕文君） だから、まず、課長、路線・時刻を定める乗合の有償運送にコミバスが入るのは、分かっているわね。ふれあい号も入るんか。江川の。それちょっと確認しますわ。江川のふれあい号。市町村有償運送に。

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 江川ふれあいあい号は、さよさよサービスの一環でございます。

〔鍋島君「だから、市町村有償運送のこれやね」と呼ぶ〕

企画防災課長（平井隆樹君） はい、そうです。はい。

それから、もう一つ、300 円。1 回 300 円を細分化して、150 円に改めるということです。小学生は 150 円。就学前は無料。それから、一般の方は 300 円という形になります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） まあ、それで分かりましたわ。

結局、予約による乗合運行というのに、江川のふれあい号は入れておったんだという解釈やね。あれ、予約によって運行しておるんだと。何も、路線・時刻を定めた乗合じゃないんだということやね。その問題なんですよ。さよさよじゃなくて、路線・時刻を定めた乗合運行であれば、ふれあい号はやで。これに入るのであれば、細分化できないんです。今は。300 円しかないから。

ところが、コミバスだけだと言うんだったら、コミバスも 300 円しかないから、細分化されれば、今度から、コミバスに小学生の 150 円が入って来ると 1 回。そういうことになるんで。

江川ふれあい号は、何度も言うけど、路線・時刻を定める乗合運行ではない。いう確認。

〔山本君「そんなこと言ったら、三河から、ここへ来とう (聴取不能)」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってください。

〔鍋島君「船越からこっちでは。」と呼ぶ〕

〔平岡君「そうそう、そうそう、そう」と呼ぶ〕

〔鍋島君「そこだけ確認したら問題ないけどね」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 暫く休憩します。

----- 午後 0 2 時 0 3 分 休憩

午後 0 2 時 0 3 分 再開 -----

議長（西岡 正君） はい、再開します。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 何度も申し上げますけれども、江川ふれいあい号は、さよさよサービスですので、今度は、社協のほうに変わっていきます。

で、ですから、小学生が乗った場合は、150 円という形になります。

で、当然、地域の特色を出すために、少しく、時間的なことも定めて運行はいたしております。ですから、普通のコミバスのように、予約なしで乗れないわけですね。予約をしないと乗れないという形ですので、少しく、ほかのさよさよとは違った特色の出た運行の仕方を、江川のふれあい号は行っております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔山本君「ちょっと待って」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

10 番（山本幹雄君） これ、こつと右側にあるのは、これ江川ふれいあい号を含むいうわけ。含めへんのんだろう。

〔井上君「含まない」と呼ぶ〕

10 番（山本幹雄君） 含まないんだろう。

〔企画防災課長「市町村運行です」と呼ぶ〕

10 番（山本幹雄君） これはコミバスだけだろう。

途中で、含みます。いうていう話したから。

〔高木君「さよさよサービスは含めへんがな」と呼ぶ〕

10 番（山本幹雄君） 含めへんはな。

そこらへんで、だから、要は、江川のんは抜いた、コミバスだけの話ですよということでしょう。これは。簡単な話、それだけのことやな。うん。OK、分かりました。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） そのへん、じゃあ、聞きたいんですが、コミバスと、その別ということになれば、現在、条例が、今まで、まだ3月までですから、あれなんですけれども、現在、江川のふれあい号は、小学生の場合は、コミバスの券を利用しているということなんですけど、そのへんは、そしたら、どうなる。関連として、どうなりますか。

〔井上君「300 円か。150 円（聴取不能）」と呼ぶ〕

8 番（笹田鈴香君） ああ、すいません。コミバスの 150 円のんを使っているんやということを、現実ちょっと見てないんですけど、乗った子は、3人利用してますから、何回かに分けてね。

それと、その券は、コミバスのんを利用したということ、その運転手の人から聞いたんですけど、そのへんは、一緒になってもいいんですかね。

議長（西岡 正君） 分かりますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教えてください。

企画防災課長（平井隆樹君） 江川のふれあい号については、150 円の分を利用してあって、何か、不思議なことがあるかなと、僕は、よく分からないんですが、要するに、江川ふれあい号のことが、問題視されておるわけなんですけれども、それは、さよさよの中の一環として、今まで、当然、陸運局の認可を受けて、そういう形で運行しております。

ですから、料金については、大人の半額の 150 円をご利用いただいておりますという形です。

チケットにつきましては、150 円の江川ふれあい号独自のものじゃないかも分からないですけども、そこは販売元で、当然、町で扱っておりますので、その 150 円券を販売して、ご利用いただいておりますという形です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

それでは、質疑を終結します。

これから、討論を行います。ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 議案第 20 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例案に反対の討論を行います。

この改定案は、さよさよサービスの運営を、町社会福祉協議会に移譲することによるものですが、社協への移譲は、毎日運行や利用料の負担軽減という、町民の要求に背を向けるものであり、交通弱者に対する町の責任を果たさないものであることを指摘して反対いたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

12 番（岡本安夫君） 町の責任を果たさないとおっしゃいましたが、今までの説明のとおり、町は、やはり関与していくと。社協と一緒にやっていくということなので、問題ないと思います。よって賛成します。

議長（西岡 正君） ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 20 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 20 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって議案第 20 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫く休憩をいたします。20 分まで、議場の時計で 20 分まで休憩しますので、よろしくをお願いします。

午後 02 時 08 分 休憩

午後 02 時 21 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

日程第 25. 議案第 21 号 佐用町課設置条例及び佐用町職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 25、議案第 21 号、佐用町課設置条例及び佐用町職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

議長（西岡 正君） それでは、ただ今、上程いただきました、佐用町課設置条例及び佐用町職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例について、ご説明申し上げます。

この度の条例の改廃等は、兵庫県において、西はりま天文台の管理運営形態が変更されたことに伴い、関係する町条例の規定を整備するものでございます。

最初に、第 1 条、佐用町課設置条例の一部改正でございますが、西はりま天文台公園の分掌事務のうち、天文関係の調査及び研究並びに天文学の教育普及にすることが兵庫県立大学の業務として位置付けられたため、削除をいたします。また、施設名を西はりま天文台公園から西はりま天文台施設に改めます。

次に、第 2 条、佐用町職員の定年等に関する条例の一部改正につきましては、兵庫県立大学の教員を兼職する職員の例外規程を定めておりましたが、今回の変更により該当者がなくなったため削除するものであります。

続きまして、第 3 条、佐用町西はりま天文台公園の臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び佐用町職員の宿日直手当の特例に関する条例の廃止でございますが、今回の変更に伴いまして、必要があれば県立大学で定めるべきものとして、町条例は廃止するものでございます。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決します。

これから質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 21 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 21 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 21 号、佐用町課設置条例及び佐用町職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 26. 議案第 22 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 26、議案第 22 号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました、議案第 22 号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明申し上げます。

国は、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 24 年 6 月 27 日付けで、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律を公布をいたしました。

この法律の施行に伴い、それぞれ関係条例の一部を次のように改正するものでございます。

関係条例中、法律名である障害者自立支援法を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に、障害程度区分を障害支援区分に、第 5 条第 12 項を第 5 条第 11 項に、それぞれ改めるものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の説明とさせていただきます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これから質疑に入りますが、議案第 22 号は、厚生常任委員会に付託することを予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 22 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 22 号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 27. 議案第 23 号 佐用町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 27、議案第 23 号、佐用町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 23 号、佐用町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、ご説明申し上げます。

国は、平成 21 年に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、平成 24 年 5 月 11 日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法を公布いたしました。

この法律の施行に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態が宣言された時は、市町村において対策本部を設置することと定められたため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 37 条において準用する第 26 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策本部に関する必要な事項を定めることを目的とする、佐用町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するものでございます。

以上、簡単でございますが提案の説明とさせていただきます。ご承認いただきますように、お願いいたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これから質疑に入りますが、議案第 23 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） この中でですね、本部長は、国または、どう言うんですかね、以外の者を出席させることができるとなっておりますけれども、そういう方は、どういうふうな方をいうことで、それは、医者の方かもしらんけれど、そこらへんについては、何か、分かっておる範囲でよろしいけど。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 失礼します。

具体的に、今回、ここの条例等には挙げておらないわけですけど、当然、感染予防関係ということでございますので、兵庫県をはじめ、この辺でしたら、龍野健康福祉事務所内にあります龍野保健所といった、そういう関係機関、専門分野等を、その都度、その対応に応じて、今後は、招集をかけていかななくてはいけないかなということでございます。

まだ、具体的にはですね、この内容については、条例 4 月 1 日からの予定をしておりますが、この後は、県の指導の下ですね、行動計画等を立てていくという予定でございます。

ちょっと、今のところ詳細は、まだ、未定でございます。以上です。

議長（西岡 正君） はい。よろしいですか。ほかにありますか。

ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 23 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 23 号、佐用町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 28. 議案第 24 号 佐用町消防本部及び消防署の設置に関する条例等を廃止する等の条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 28、議案第 24 号、佐用町消防本部及び消防署の設置に関する条例等を廃止する等の条例の制定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 24 号、佐用町消防本部及び消防署の設置に関する条例等を廃止する等の条例について、ご説明を申し上げます。

本町の消防業務につきましては、西はりま消防組合が本年 4 月 1 日に設立されることで、佐用町、相生市、たつの市、宍粟市及び太子町の 3 市 2 町での広域行政化されることとなります。

本件は、この消防業務の広域化に伴い、佐用町条例で規定している事項で、4 月 1 日以降、西はりま消防組合条例で規定される内容を削除し、また、なお、佐用町条例で規定が必要な事項について、その内容を整備したものでございます。

主な改正内容といたしましては、町条例での規定が不要となる 3 条例を廃止し、また、現在、消防長が担っている職務を、その内容に応じて西はりま消防組合消防長、或いは佐用消防署長に変更する等になっております。

ご承認いただきますように、お願い申し上げて、提案のご説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 24 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 24 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 24 号、佐用町消防本部及び消防署の設置に関する条例等を廃止する等の条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 29. 議案第 25 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 29、議案第 25 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

議長（西岡 正君） ただ今、上程いただきました、議案第 25 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

建築基準法第 6 条 2 第 1 項に基づいて行う建築確認にかかる建築予定地の調査に関する事務は、業務委託契約を締結して実施し、その受託額についても契約中に規定をしております。

平成 17 年合併時に町手数料条例において、建築確認手数料を規定しておりますが、前述のとおり、業務委託契約による受託収入とすることが適当であるため、町手数料条例中の建築確認にかかる調査手数料を削除し、条例の一部を改正するものであります。

なお、県の建築確認申請手数料の改正にあわせ、平成 25 年 4 月からの業務委託契約中の受託額を変更する予定といたしております。

ご承認いただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決いたします。
これから質疑を行います。ございますか

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） ちょっと、分からないんですけども、建築確認の業務調査に関する手数料の関係ですが、現実問題ね、業務委託していて、それで、この手数料条例で手数料取っていたと。だけど、これが、ふさわしくないということで、今、その説明がありましたけれども、これは、業務委託を行っているのは、どこで、いつからやっているんです

か。業務委託先は。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） これに関しましてはですね、国の行政改革の一環ですね、民間のほうにも規制緩和という形の中で、業務ができるようになりました。これが平成 13 年度からでございます。

それで、実質は、できた当初は、それほど、そういう民間のほうの業者はございませんでしたけれども、現在 9 社あります。そこと、年間契約いたしまして、1 件当たり何ぼという形で、調査事務費をいただいております。以上です。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 確認ですけど、それ民間で 9 社と契約しておって、その内の 1 社ということじゃないんですね。それだけ確認しておきます。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 先ほども述べましたとおり、9 社、要は、この兵庫県近辺ですね、その国の認可受けた会社がございます。民間がございます。それが 9 社あります。

建築確認を速やかに行うという意味でね、近くで建築確認を、それぞれで審査を受けております。それが、うちのほうに、事務依頼ということで来ておりますので、その事務をしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかに。
ほかにないようですので、本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。が、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 25 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 25 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 25 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

- 日程第 30. 議案第 26 号 平成 24 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について
日程第 31. 議案第 27 号 平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 32. 議案第 28 号 平成 24 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 33. 議案第 29 号 平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 34. 議案第 30 号 平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 35. 議案第 31 号 平成 24 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 36. 議案第 32 号 平成 24 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 37. 議案第 33 号 平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
日程第 38. 議案第 34 号 平成 24 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 39. 議案第 35 号 平成 24 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 40. 議案第 36 号 平成 24 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 41. 議案第 37 号 平成 24 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（西岡 正君） 次は日程第 30 に入ります。日程第 30 ないし日程第 41 については一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 30、議案第 26 号、平成 24 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出についてから、日程第 41、議案第 37 号、平成 24 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）の提出についてまでを、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 26 号から議案第 37 号につきまして、一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 26 号、佐用町一般会計補正予算（第 5 号）からご説明をいたします。

今回の補正は、国の緊急経済対策により、事前防災、減災事業を追加いたしております。町においても予算を切れ目なく執行できるよう、国の予備費を用いた財政措置として2億6,051万6,000円、国の24年度補正予算として1億4,400万円の事業費を計上し、翌年度予算を一体とした15カ月予算を編成をいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,653万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億2,610万5,000円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算補正によりましてご説明いたします。

まず、歳入から説明いたします。予算書1ページをご覧ください。

町税につきましては、592万9,000円の減額でございます。うち、町民税におきましては、個人が1,248万8,000円、法人が994万4,000円と減額となり、全体で2,243万2,000円の減額でございます。固定資産税におきましては、2万8,000円の減額。町たばこ税におきましては、1,653万1,000円の増額を見込んでおります。

地方交付税は1,408万4,000円の増額。普通交付税のうち国の24年度補正予算に伴う調整率分の追加交付でございます。

分担金及び負担金につきましては、442万3,000円の増額でございます。うち、分担金におきましては、250万2,000円の減額で、総務費分担金、農林水産業費分担金の精算見込でございます。負担金におきましては、692万5,000円の増額。情報通信網引き込み等工事費用負担金、老人保護措置費施設費負担金などの実績見込みに基づくものでございます。

使用料及び手数料につきましては、使用料963万円の減額でございます。うち、使用料におきましては、793万8,000円の減額で、キャンプ場使用料などの実績見込みを計上いたしております。手数料におきましては、169万2,000円の減額で、収集ごみ処理手数料などの実績見込みに基づくものでございます。

国庫支出金につきましては、1億2,514万5,000円の増額でございます。うち、国庫負担金におきまして、2,239万円の減額で、子ども手当国庫負担金2,000万円、障害者福祉サービス負担金239万円の減額でございます。国庫補助金におきましては、1億4,789万9,000円の増額。国の24年度補正予算に伴い、道路維持事業に防災安全交付金4,800万円、国の予備費を用いた財政措置に伴い、佐用小学校の大規模改修事業に学校施設環境改善交付金5,723万2,000円を追加計上するなどいたしております。委託金におきましては、住民税の年少扶養控除廃止などにより子ども手当事務費交付金が一般財源化され、36万4,000円の皆減でございます。

県支出金につきましては、2,408万3,000円の増額でございます。うち、県負担金におきましては、障害者福祉サービス負担金119万5,000円の減額。県補助金におきましては、3,483万7,000円の増額。国の24年度補正予算に伴い、ため池等整備事業助成費5,280万円の増額などが主な内容でございます。委託金におきましては、955万9,000円の減額。県営地籍調査事業委託金の精算見込みによる減額などでございます。

財産収入につきましては、143万2,000円の増額でございます。うち財産運用収入におきましては、31万3,000円の増額で、土地賃借料と、財政調整基金預金利子など収入見込額に応じて利子及び配当金を増額いたしております。

財産売却収入におきましては、111万9,000円の増額で、法定外公共物の土地売却代金、土づくりセンターのダンプ売却代金の増額でございます。

寄付金につきましては、23万2,000円の増額で、一般寄付金や災害義援金などがございます。

繰入金につきましては、2億6,835万円の減額で、財政調整基金繰入金、災害復興基金繰入金をそれぞれ2億6,398万8,000円、436万2,000円減額いたしております。

諸収入につきましては、2,414 万 7,000 円の増額でございます。うち、延滞金加算金及び過料におきまして、600 万円の増額。町預金利子におきましては、23 万円の減額。受託事業収入におきましては、201 万 4,000 円の増額。雑入におきまして、1,636 万 3,000 円で、ひまわり祭り駐車料金、派遣職員給与費弁償費の増額などが主なものでございます。

町債につきましては、3 億 690 万円の増額でございます。過疎地域自立促進事業では、ソフト分の限度額超過分を増額。農業生産基盤整備事業では、実績見込みにより減額。道路維持事業、橋梁維持事業は国の 24 年度補正予算、義務教育施設整備事業は国の予備費を用いた財政措置に伴い追加計上いたしております。

次に、歳出でございますが、国の予備費使用、補正予算に伴う追加事業以外は、実績見込み、あるいは精算見込みによる整理が主な内容でございます。

まず、議会費 204 万円の減額は、人件費等でございます。

総務費につきましては、2,332 万 9,000 円の増額であります。うち、総務管理費におきましては、2,537 万 4,000 円の増額で、過疎集落等自立再生緊急対策事業交付金の追加、河川災害復旧事業に伴う光ファイバーの移設工事費の増額のほか、予算整理が主な内容でございます。徴税費におきましては、人件費などの予算整理を行い、196 万 7,000 円を減額いたしております。戸籍住民登録費におきましては、9,000 円の増額で人件費でございます。統計調査費におきましては、人件費などの予算整理を行い、8 万 7,000 円を減額いたしております。

民生費につきましては、5,526 万 2,000 円の減額であります。うち、社会福祉費におきましては 2,101 万 3,000 円の減額で、国民健康保険特別会計繰出金や自立支援医療給付事業などの扶助費を実績見込みに基づき、減額をいたしております。児童福祉費におきましては 3,424 万 9,000 円の減額で、子ども手当や保育園費の人件費など、実績見込みに基づきまして減額をいたしております。

衛生費は、9,659 万 1,000 円の減額であります。うち、保健衛生費におきましては、8,448 万 3,000 円の減額で、簡易水道事業特別会計及び生活排水処理事業特別会計への繰出金の減額が主なものでございます。清掃費におきましては、1,210 万 8,000 円の減額で、人件費などの予算整理のほか、にしはりま環境事務組合への負担金を減額いたしております。

農林水産業費につきましては、3,350 万 1,000 円の減額でございます。うち、農業費におきましては、628 万 9,000 円の減額。農地費におきましては、国の 24 年度補正予算に伴い、農業水利施設保全合理化事業や震災対策農業水利施設整備事業を追加をいたしております。農業振興費、団体営ため池等整備事業費、地籍調査事業費などは、事業の実績見込み、あるいは精算見込みによりまして予算整理を行っております。林業費におきましては、2,721 万 2,000 円の減額。人件費の予算整理と町単独間伐事業補助金など事業の実績見込み、あるいは精算見込みによる減額でございます。

商工費につきましては、315 万 1,000 円の減額。災害対策運転資金融資利子補給金などの実績見込みによる減額が主な内容でございます。

土木費につきましては、5,355 万 9,000 円を増額いたしております。うち、土木管理費におきましては、1 万 1,000 円の減額で、土地開発基金への繰出金でございます。道路橋梁費におきましては、8,320 万円の増額。国の 24 年度補正予算に伴い、道路維持費では、道路ストック総点検事業、橋梁維持では、橋梁長寿命化事業を追加をいたしております。下水道費におきましては、2,963 万円の減額で、特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

消防費につきましては、124 万 9,000 円の増額で、播磨科学公園都市消防業務委託料の増額が主なものでございます。そのほか、常備消防費、非常備消防費、災害対策費におきましては、人件費と、実績見込み、あるいは精算見込みによる予算整理でございます。

教育費につきましては、2億3,507万9,000円の増額でございます。うち、教育総務費におきましては、39万9,000円の減額で、人件費などの精算見込みによる減額であります。小学校費におきましては、2億5,185万9,000円の増額で、国の予備費を用いた財政措置に伴う佐用小学校大規模改修事業の追加が主なものでございます。中学校費におきましては、650万2,000円の減額で、人件費と、実績見込みによる予算整理であります。社会教育費は、555万3,000円の減額で、さよう文化情報センター運営費の自主事業関係委託料などの減額が主な内容であります。保健体育費におきましては、432万6,000円の減額で、人件費と実績見込みによる予算整理が主なものでございます。

災害復旧費につきましては、農林水産施設災害復旧費479万3,000円を減額いたしております。

公債費につきましては、財源変更でございます。

諸支出金につきましては、9,865万9,000円を増額しております。公営企業費におきましては、水道事業会計への人件費繰出金11万9,000円の増額。基金費におきましては、財政調整基金など各種基金積立金を9,854万円増額いたしております。うち、任意積み立ては、過疎地域自立振興基金9,660万円、災害復興基金1万5,000円。あとは基金利子分の積立金の予算整理でございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第2表、繰越明許費補正によりまして、ご説明いたします。5ページをご覧ください。

過疎集落等自立再生緊急対策事業4,277万9,000円、平福保育園改修事業6,102万円、農業水利施設保全合理化事業300万円、震災対策農業水利施設整備事業5,700万円、町単独土地改良事業580万円、体質強化基盤整備促進事業490万5,000円、道路維持事業5,850万円、橋梁維持事業3,200万円、橋梁新設改良事業8,443万1,000円、河川改良事業1,165万円、科学公園都市消防業務委託料615万4,000円、公立学校施設整備事業2億6,051万6,000円、それぞれの事業につきまして、地方自治法第213条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

次に、債務負担行為の変更につきまして、同じく5ページの第3表、債務負担行為補正によりましてご説明をさせていただきます。

住宅災害復興融資利子補給につきましては、平成24年度の実績見込みに基づきまして、限度額を784万円から367万4,000円に変更いたしております。

次に、地方債の追加・変更でございますが、第4表、地方債補正によりましてご説明いたします。予算書6ページでございます。

地方債の追加は、道路維持事業2,000万円、橋梁維持事業1,200万円、公立学校施設整備事業1億9,060万円。いずれも国の補正予算及び予備費に伴う起債予定額の限度額を設定をいたしております。

地方債の変更は、過疎地域自立促進事業におきまして、借入限度額の超過が認められたため、限度額を2億130万円に改めます。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第27号、佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてのご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,525万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,026万1,000円に、改めるものでございます。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算補正によりましてご説明をいたします。

まず、歳入から説明をいたします。予算書1ページをご覧ください。

国民健康保険税につきましては、2,397万円の減額で、被保険者の資格異動に伴う、課

税額の実績見込みによるものでございます。内訳は、一般被保険者国民健康保険税を 2,263 万 1,000 円、退職被保険者国民健康保険税を 133 万 9,000 円、減額いたしております。

国庫支出金につきましては、3,017 万 5,000 円の減額で、国庫負担金の療養給付費等負担金は、一般被保険者の保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等の実績見込による 2,592 万 4,000 円の減額で、高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金の実績見込による 384 万 9,000 円の減額であります。

療養給付費等交付金につきましては、2,504 万 6,000 円の増額で、退職被保険者の保険給付費の実績見込に基づき増額いたしております。

県支出金につきましては、394 万 4,000 円の減額で、高額医療費共同事業負担金の実績見込による、県費負担金の減額で、国庫負担金の減額に合せ、384 万 9,000 円の同額を減額をいたしております。

共同事業交付金につきましては、6,995 万 6,000 円の減額で、事業実施主体である、兵庫県国民健康保険団体連合会からの、高額医療費共同事業交付金などの実績見込により、高額医療費共同事業交付金 4,058 万 4,000 円、保険財政共同安定化事業交付金 2,937 万 2,000 円を減額いたしております。

財産収入につきましては、2 万 2,000 円の減額、基金の預金利子の実績見込みにより減額をいたしております。

繰入金につきましては、1,223 万円の減額で、職員給与等繰入金、その他一般会計繰入金の実績見込によるものでございます。

次に歳出についてご説明いたします。

総務費につきましては、186 万 1,000 円の減額で、総務管理費等の人件費及び事務費の実績見込みによる整理が、主なものであります。

保険給付費につきましては、6,522 万 9,000 円の減額で、一般被保険者及び、退職被保険者の医療費・高額療養費の実績見込による整理が、主な内容であります。

共同事業拠出金につきましては、4,596 万 2,000 円の減額で、事業主体である兵庫県国民健康保険団体連合会からの、高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金の、実績見込による整理でございます。

保健事業費につきましては、261 万円の減額で、特定健康診査等事業費、保健衛生普及費の実績見込による予算整理が主なものであります。

基金積立金につきましては、2 万 2,000 円の減額。

諸支出金につきましては、43 万 3,000 円の増額で、一般被保険者の保険税の還付金の実績見込みによる整理であります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 28 号、佐用町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 99 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 1,210 万円とするものであります。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして、説明を申し上げます。

まず、歳入から説明をいたします。1 ページをご覧ください。

財産運用収入で 2,000 円を増額、一般会計繰入金で 100 万 1,000 円を減額いたしております。

次に歳出でございます。

総務管理費で 100 万 1,000 円の減額。人件費の減額であります。

基金積立金で 2,000 円の増額は、介護保険給付費準備基金預金利子の積立金を計上した

ことによるものでございます。

以上、簡単でありますが介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 29 号、佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 16 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,766 万 4,000 円とするものであります。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明をいたします。

まず、歳入であります。1 ページをご覧ください。

事業収入は、入所者の変動により、生活扶助費で 29 万 6,000 円。施設事務費では、538 万 2,000 円を、それぞれ増額いたしております。繰入金では、一般会計からの繰入金 540 万 4,000 円を減額し、諸収入の受託事業収入で、短期宿泊事業 36 万 5,000 円を減額、雑入では、短期宿泊事業食事代 7 万 2,000 円を減額いたしております。

次に歳出であります。老人ホーム費が 16 万 3,000 円の減額であります。うち、一般管理費におきましては、18 万 2,000 円を増額。主な要因は、備品購入費で 34 万 9,000 円の増額、時間外勤務手当で 12 万円の減額によるものでございます。運営費の 34 万 5,000 円減額の主な要因は、需用費において、光熱水費、使用料及び賃借料などの減額によるものでございます。

以上、簡単でございますが朝霧園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 30 号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,605 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 4,976 万 1,000 円に改めるものであります。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明をいたします。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、490 万円の増額で実績見込みに基づくものであります。使用料及び手数料につきましても、実績見込みに基づき 178 万 9,000 円の増額、財産収入につきましては、財政調整基金預金利子で 15 万円の増額であります。繰入金につきましては、7,744 万 7,000 円の減額で河川改修関連事業の減によるものでございます。諸収入につきましては、3,855 万 7,000 円の増額で、河川改修関連事業による送配水管移設工事補償費でございます。町債につきましては、実績見込みにより 3,400 万円の減額でございます。

次に、歳出であります。簡易水道事業費につきまして、6,605 万 1,000 円の減額でございます。減額の主な理由は、24 年度事業計画の実績及び精算見込みによるもの、河川改修関連事業において、河川復興室と事業計画の進捗協議した結果、委託料、工事請負費等に変動が生じたものであります。管理費におきまして、3,228 万 7,000 円、建設改良費で 3,376 万 4,000 円それぞれ減額をするものでございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第 2 表、繰越明許費補正によりまして、説明をさせていただきます。2 ページをご覧ください。

簡易水道事業 2,610 万円につきまして、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

以上、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 31 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,335 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 35 万 6,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算補正によりましてのご説明をさせていただきます。

まず、歳入から、予算書1ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、460万円の増額で実績見込みに基づくものでございます。使用料及び手数料につきましても、実績見込みに基づき6,000円の増額であります。国庫支出金につきましては、国庫補助金におきまして、公共下水道事業補助金302万5,000円の減額、繰入金につきましては、2,963万円の減額で、河川改修関連事業の減によるものでございます。諸収入につきましては、5,530万9,000円の減額で、河川改修関連事業において、河川復興室と事業計画協議で管渠移設補償費の減額でございます。

次に、歳出であります。公共下水道事業費につきましては、8,335万8,000円の減額でございます。減額の主な理由は、24年度事業計画の実績及び精算見込みによるもの、河川改修関連事業において、事業計画の進捗協議をした結果、委託料、工事請負費等に変動が生じたものであります。管理費におきましては、1,654万2,000円の減額で、一般管理費の消費税などで96万5,000円の減額。現場管理費におきましては、精算見込みにより委託料等1,557万7,000円の減額でございます。事業費の建設改良費におきましては、河川改修計画の変更で委託料、工事請負費で6,681万6,000円の減額でございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第2表、繰越明許費補正によりまして、説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。

特定環境保全公共下水道事業3,123万円につきまして、地方自治法第213条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

以上、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続いて、議案第32号、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ798万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億799万2,000円に改めるものであります。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算補正によりまして、説明をさせていただきます。

まず、歳入から予算書1ページをご覧ください。

使用料及び手数料につきましては、10万6,000円の増額で実績に基づくものでございます。繰入金につきましては、769万2,000円の減額であります。諸収入につきましては、40万円の減額で、河川改修関連、管渠移設補償費の減でございます。

次に、歳出であります。生活排水処理事業費につきましては、798万6,000円の減額であります。減額の主な理由は、24年度事業の実績に基づくものと精算見込みにより変動が生じたものであります。浄化槽管理費におきましては、浄化槽ブロワーの部品交換の増で、150万円の増額。農業集落排水施設管理費におきまして、維持管理の実績に基づき798万6,000円の減額。農業集落排水施設建設改良費におきましては、河川改修計画変更等により150万円の減額でございます。

以上、生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第33号、佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第4号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,513万9,000円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算補正によりまして説明をさせていただきます。

まず歳入からであります。県支出金につきましては、県委託金 272 万 6,000 円の増額で、天文関係機器の整備要求に対する増額であります。財産収入につきましては、利子及び配当金 2 万 6,000 円の減額で、整備基金預金利子の実績見込みに基づくものでございます。

次に歳出であります。教育費につきましては、272 万 6,000 円の増額です。天文台公園運営費におきまして、60 センチ望遠鏡の主鏡再メッキ、気象モニター及び避雷設備の保守点検、小型望遠鏡の購入などを計上したほか、実績見込みに基づく予算整理により増額をいたしております。諸支出金につきましては、2 万 6,000 円の減額でございます。基金費におきましては、基金積立金利子の確定により基金利子積立金を減額をいたしております。

以上で、佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 34 号、佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 1 号）についての説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 万 5,000 円を追加をし、予算総額を 1 億 1,994 万 6,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明を申し上げます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

繰入金につきましては、1 万 5,000 円の増額で、全額が一般会計繰入金で、笹ヶ丘荘管理運営の実績見込みに基づくものでございます。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、1 万 5,000 円の増額で、全額が笹ヶ丘荘管理運営費で、その内容は、実績見込みに基づく共済費の増額、賃金の減額及び、エアコン更新に係る備品費の増額でございます。

以上、佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 35 号、佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 89 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,591 万 8,000 円とするものであります。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明を申し上げます。

まず、歳入から、1 ページをご覧ください。

診療収入につきましては、外来収入の保険診療報酬 300 万円の減額でございます。繰入金につきましては、一般会計繰入金で 210 万 2,000 円の増額であります。

次に歳出でございますが、総務費につきましては、89 万 8,000 円の減額で、歯科医師報酬 80 万円など減額したものでございます。

以上で、佐用町歯科保健特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 36 号、佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、既決の収入支出予算の総額から収入・支出それぞれ 395 万 7,000 円を減額し、収入支出総額を 1 億 1,345 万 1,000 円にするものでございます。

農作物共済勘定につきましては、収入では、24 年産水稻及び 25 年産麦引受から適用の共済掛金率の変更に伴い、共済掛金が 101 万 4,000 円の減額、農作物交付金が 78 万 5,000 円減額いたしております。また、農作物保険金では、共済事故の減少で 63 万円減額いたしております。支出では、共済事故の減少により農作物共済金を 173 万 1,000 円減額し、水稻無事戻金対象農家の減により農作物無事戻金を 48 万 9,000 円減額いたしております。

畑作物共済勘定につきましては、農業者戸別所得補償制度にて平成 23 年度引受した農家の認定方法の取り扱いにより、共済掛金の一部を返還するため、収入では、畑作物還付収入金で 2,000 円を設け、支出では畑作物還付支払金で 2,000 円を追加するものでござい

ます。

業務勘定につきましては、家畜共済引受時の付合割合により事務費賦課金が減額したほか、人事異動に伴う精算や預金利息減によるもので、収入支出それぞれ 129 万円を減額をいたしております。

以上、佐用町農業共済事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

最後に、議案第 37 号、佐用町水道事業会計補正予算（第 3 号）についてのご説明を申し上げます。

今回補正の主な理由は、24 年度事業計画の精算見込みを確定させるもので、河川改修関連事業において、河川復興室と事業計画の進捗協議をした結果、橋梁工事等に係る送配水管移設及び移設後の道路舗装復旧、工事等に係る県補償費、水道施設維持管理業務委託費等の減額、特定収入分に係る消費税の増額により補正するものでございます。

その中身についての説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

第 2 条の収益的収入及び支出につきましては、収入の第一款、水道事業収益におきまして、第 2 項の営業外収益で一般会計からの繰入金を 11 万 9,000 円増額するものでございます。

支出の第一款、水道事業費におきまして、第 1 項、営業費用で水道施設維持管理業務委託費を 318 万 4,000 円の減額、第 2 項の営業外費用で、特定収入分消費税等、248 万 3,000 円増額するものでございます。

第 3 条の資本的収入及び支出につきましては、収入の第一款、資本的収入におきまして、第 4 項、工事負担金で送配水管移設工事負担金を 2,166 万 5,000 円減額するものであります。

支出の第 1 款、資本的支出におきましては、第 1 項、建設改良費で河川改修工事に伴う委託費、工事費を 3,031 万 7,000 円の減額でございます。

予算の繰越につきましては、資本的支出の上水道施設改良事業 2,670 万円を地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により繰り越すものでございます。

内容の詳細につきましては、4 ページからの佐用町水道事業会計補正予算実施計画、資金計画、収入及び支出見積基礎、損益計算書、貸借対照表等をご覧いただきたいと存じます。

以上で、各会計補正予算の提案の説明をさせていただきました。

ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております、議案第 26 号ないし議案第 37 号につきましては、3 月 18 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

ここで、暫く休憩をいたします。議場の時計で、30 分まで休憩します。

午後 03 時 16 分 休憩

午後 03 時 30 分 再開

議長（西岡 正君）

それでは、休憩を解き、会議を再開します。

-
- 日程第 42. 議案第 38 号 平成 25 年度佐用町一般会計予算案の提出について
日程第 43. 議案第 39 号 平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について
日程第 44. 議案第 40 号 平成 25 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について
日程第 45. 議案第 41 号 平成 25 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について
日程第 46. 議案第 42 号 平成 25 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について
日程第 47. 議案第 43 号 平成 25 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について
日程第 48. 議案第 44 号 平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について
日程第 49. 議案第 45 号 平成 25 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について
日程第 50. 議案第 46 号 平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
日程第 51. 議案第 47 号 平成 25 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
日程第 52. 議案第 48 号 平成 25 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
日程第 53. 議案第 49 号 平成 25 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
日程第 54. 議案第 50 号 平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について
日程第 55. 議案第 51 号 平成 25 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について
日程第 56. 議案第 52 号 平成 25 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 42 に入りますが、日程第 42 ないし日程第 56 についても一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 42、議案第 38 号、平成 25 年度佐用町一般会計予算案の提出についてから、日程第 56、議案第 52 号、平成 25 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてまでを一括議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 38 号から議案第 52 号、平成 25 年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算の提案のご説明をさせていただきます。

まず、議案第 38 号、佐用町一般会計予算の提案をご説明を申し上げます。

予算第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 137 億 5,302 万 6,000 円、対前年度比 6 億 6,810 万円、5.1 パーセントの増加でございます。

予算額の増加要因でございますが、前年度着工いたしました防災行政無線デジタル整備事業は、本年度仕上げの年となり、事業費が 4 億円余り減少いたしますが、新規事業として庁舎整備事業費を約 11 億円計上いたしております。これによりまして歳出額が増嵩したところでございます。

それでは、予算の中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算によりまして、説明をさせ

ていただきます。

まず、歳入から説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

町税につきましては、22億2,422万5,000円を計上、対前年度比279万8,000円、0.1パーセントの微増であります。うち、町民税におきましては、7億2,712万4,000円、対前年度比527万7,000円、0.7パーセントの減でございます。固定資産税におきましては、13億1,264万5,000円、同じく2,569万9,000円、1.9パーセントの減。軽自動車税におきましては、5,226万9,000円、同じく107万7,000円、2パーセントの減。町たばこ税におきましては、1億3,165万4,000円、法人税改正に伴い、県たばこ税から町たばこ税への税源移譲が行われたため、対前年度比3,475万4,000円、35.9パーセントの増加でございます。入湯税は53万3,000円、同じく9万7,000円、22.2パーセントの増でございます。

次に、地方譲与税及び各種交付金でございますが、全て、地方財計画に基づく見込み数値を計上いたしております。

地方譲与税につきましては、1億3,830万円を計上、対前年度比5.2パーセントの減でございます。内訳は、地方揮発油譲与税が4,110万円、1.9パーセント減。自動車重量譲与税が9,720万円、6.5パーセント減でございます。

利子割交付金は、499万円。配当割交付金は、645万円。株式譲渡所得割交付金は、80万円。地方消費税交付金は、1億7,900万円。ゴルフ場利用税交付金、6,100万円。自動車取得税交付金、3,590万円。それぞれ増減がございますが、見込み額を計上させていただいております。

地方特例交付金は、610万円で、対前年度比22パーセントの増でございますが、決算見込額ベースでは、前年度並みの金額を計上いたしております。

地方交付税は、61億9,516万6,000円で、対前年度比0.9パーセント減を計上いたしております。地方公務員給与費の臨時特例として、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、地方財政計画において地方公務員給与費が削減されたため、前年度を下回る見込みでございます。

交通安全対策特別交付金は、500万円、例年、一定額を計上させていただいております。

分担金及び負担金につきましては、1億3,635万7,000円、対前年度比1.9パーセント減を計上いたしております。うち、分担金におきましては、1,021万6,000円、24.6パーセントの減で、土地改良事業分担金、県単独補助治山事業分担金など、前年同様の受益者分担金を計上しております。負担金におきましては、1億2,614万1,000円、0.6パーセント増。さよさよサービス事業の町社会福祉協議会への移管に伴い、利用者負担金を皆減しておりますが、老人保護措置費施設費負担金や周辺整備事業に伴う、にしはりま環境事務組合負担金の増加によりまして、全体では微増でございます。

使用料及び手数料につきましては、2億7,960万2,000円、対前年度比2.4パーセント減を計上いたしております。うち、使用料につきましては、2億849万9,000円、1.4パーセント減。南光地域福祉センターの指定管理委託に伴い、当該施設の使用料を皆減しておりますが、町営住宅使用料、文化情報センター使用料、町民プール使用料など、経常収入を前年度同様、計上いたしております。手数料におきましては、7,110万3,000円、5パーセントの減。戸籍関係手数料など、これらにつきましても、経常収入でございますが、収集ごみ処理手数料の減収を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、4億6,478万6,000円、対前年度比5.6パーセント増を計上いたしております。うち、国庫負担金におきまして、4億2,223万7,000円、4.2パーセント増。児童手当負担金、障害者福祉サービス負担金などが主なものでございます。国庫補助金につきましては、3,826万6,000円、27.9パーセントの増。障害者地域生活支援

事業補助金、子育て支援交付金、社会資本整備総合交付金などが主なものでございます。国庫委託金におきましては、428万3,000円、11.9パーセント減。外国人の新たな在留管理制度が導入されたことにより、外国人登録事務委託金を廃止し、替わって中長期在留者居住地届出等事務委託金を新規計上いたしております。

県支出金につきましては、7億2,820万円、対前年度比4.1パーセント増を計上いたしております。

うち、県負担金におきましては、2億4,377万8,000円、2.8パーセント増。児童手当負担金、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金、障害者福祉サービス負担金などが主なものでございます。

県補助金におきましては、2億5,797万3,000円、10.4パーセントの減。総務費関係の緊急雇用創出補助事業補助金は、当年度限りの予定でございます。民生費関係は、福祉医療費関係の補助金と、地域介護拠点整備補助金が主なものでございます。農林水産業費関係では、ため池等整備事業補助金、緊急防災林整備事業補助金、有害鳥獣対策関係の補助金、治山事業補助金など、継続的な事業を中心に、当該財源を計上いたしております。商工費関係では、消費者行政活性化事業補助金、当初、平成24年度限りの基金事業でございましたが、国の補正予算により基金が上積みされ、当該年度も補助金が交付される予定でございます。土木費関係では、地域の夢推進費補助金を新規計上。教育費関係は、前年度同様の予算計上を行っております。

県委託金におきましては、2億2,644万9,000円、29.8パーセントの増。従前から、県税徴収事務委託金、県営地籍調査事業費委託金が主なものでありましたが、平成25年度は、県知事選挙及び参議院議員通常選挙が予定されておりますので、関係交付金の収入を見込んでおります。

財産収入につきましては、7,410万8,000円、対前年度比30.7パーセント減を計上いたしております。うち、財産運用収入におきましては、7,390万円、3.5パーセントの減。内訳は、土地、建物および光ファイバー網の賃貸料と、利子及び配当金でございます。財産売却収入におきましては、20万8,000円、99.3パーセントの減となっております。

寄附金につきましては、400万2,000円、対前年度比33.3パーセント減を計上しております。ふるさと応援寄附金につきましては、400万円を見込んでおります。

繰入金につきましては、2億7,071万4,000円、対前年度比2.0パーセント減を計上いたしております。うち、特別会計繰入金におきましては、449万7,000円、6.2パーセントの増。基金繰入金におきましては、2億6,621万7,000円、2.1パーセント減で、財政調整基金1億2,600万円、減債基金5,852万4,000円、南光ひまわり館運営基金203万3,000円、ふるさと応援基金150万円、災害遺児等修学・生活支援基金136万円、災害復興基金7,680万円、それぞれ予算に繰り入れるものでございます。

繰越金につきましては、1,000円、前年同額で、名目予算でございます。

諸収入につきましては、1億6,858万3,000円、対前年度比8.9パーセント減を計上いたしております。うち、延滞金加算金及び過料におきましては、300万円、前年度と同額であります。町預金利子におきましては、100万円、対前年度比33.3パーセント減。受託事業収入におきましては、651万8,000円、62.2パーセントの増。貸付金元利収入におきましては、141万3,000円、95.5パーセントの減。雑入におきましては、1億5,665万2,000円、8.1パーセントの増。消防団員退職報償金受入金、県市町村振興協会市町交付金、物件移転等補償費などを受け入れております。

歳入の最後、町債につきましては、27億6,974万2,000円、対前年度比38.5パーセント増を計上いたしております。総務債におきまして、庁舎建設等整備事業債、合併特例債を起債する予定でございますが、10億5,340万円、皆増でございます。消防債におきまし

ては、消防施設設備整備事業債 4 億 4,040 万円、前年度に着工し、本年度仕上げとなる防災行政無線デジタル整備事業に充てる起債でございます。

次に、歳出について、予算書 4 ページ、5 ページでございます。

まず、議会費につきましては、1 億 3,469 万 7,000 円、対前年度比 6.1 パーセント減を計上いたしております。議員報酬及び職員給与等に係る経費が主なものでございます。

総務費につきましては、25 億 2,360 万 2,000 円、対前年度比 87.2 パーセント増を計上しております。

うち、総務管理費におきましては、22 億 8,744 万 6,000 円、93.9 パーセント増と、ほぼ倍増しておりますが、冒頭申し上げましたとおり、庁舎整備事業費として 11 億円余りを計上いたしております。そのほか、主なものとしたしましては、一般管理費で、災害訴訟が結審する見込みであるため、弁護士相談料 1,081 万 2,000 円を計上。企画費では、災害記録誌の作成委託料 600 万円、及び上月太陽光発電施設整備事業費約 9,000 万円。まちづくり推進費では、地域自治包括交付金 2,800 万円。情報通信施設費では、携帯電話等エリア整備事業費約 800 万円、姫新線利用促進費では、ハイキングマップ作成事業費 180 万円余りを計上いたしております。

徴税费におきましては、1 億 4,012 万 4,000 円、11.8 パーセントの増。賦課徴収費におきまして、納期前納付報奨金、本年度は経過措置分 4 分の 1 で、305 万円でございます。また、平成 27 年度評価替えの準備経費として、土地鑑定評価委託料約 1,200 万円を計上いたしております。

戸籍住民登録費におきましては、3,199 万 1,000 円、6.2 パーセントの減。戸籍副本管理システム導入委託料 392 万 7,000 円を新規計上いたしております。

選挙費におきましては、5,454 万円、999.9 パーセントの大幅な増加要因は、町長選挙費 1,473 万円、県知事選挙費 1,671 万 2,000 円、参議院議員選挙費 2,255 万 2,000 円の皆増でございます。

統計調査費におきましては、840 万円、10.8 パーセントの増。本年度分から費目の名称を指定統計費から基幹統計費に改めておりますが、工業統計及び住宅・土地統計調査を予定いたしております。

監査委員費におきましては、110 万 1,000 円、22.7 パーセント増でございます。

次に、民生費につきまして、29 億 1,932 万 4,000 円、対前年度比 2.2 パーセント増を計上いたしております。

うち、社会福祉費におきましては、19 億 6,808 万 7,000 円、4.4 パーセントの増。主なものとしたしましては、社会福祉総務費で、町社会福祉協議会助成金 5,000 万円、国民健康保険特別会計繰出金 1 億 8,550 万 6,000 円、介護保険特別会計繰出金 3 億 2,393 万 1,000 円などを計上しております。高齢者福祉費では、従前の事業費に加え、さよさよサービス等の町社会福祉協議会への移管に伴う外出支援事業助成金 2,100 万円、地域介護拠点整備費補助金 3,000 万円を新規計上しております。そのほか、後期高齢者医療費が、総額 3 億 9,313 万 8,000 円。障害者福祉費は、障害福祉サービス費など扶助費を中心に総額 5 億 2,850 万 1,000 円。介護予防事業費では、高齢者等住宅改造費助成金に 700 万円を重点配分をいたしております。南光地域福祉センター運営費は、総額 250 万円、町社会福祉協議会へ指定管理委託を行います。ほっとちゃん運営費では、施設改修事業費 3,210 万円を計上いたしました。

次に、児童福祉費におきましては、9 億 3,188 万 3,000 円、1.3 パーセントの減。主なものとしたしましては、児童福祉総務費で、学童保育事業委託料 697 万 7,000 円、出産祝い金 600 万円、乳幼児等医療費 7,140 万円など。児童措置費では、児童手当 2 億 7,930 万円。保育園費は、経常的な運営経費 5 億 2,893 万 7,000 円を計上しております。子育て支援セ

ンター運営費は、総額 1,986 万 8,000 円、こんにちは赤ちゃん訪問事業、養育支援訪問事業、子育てひろば事業など、継続して進めて参ります。

国民年金事務取扱費におきましては、891 万 8,000 円、0.5 パーセントの増でございます。

災害救助費におきましては、1,043 万 6,000 円、37.7 パーセントの減。平成 21 年台風第 9 号災害に係る高齢者住宅再建支援事業の受付期間が平成 24 年度で終了をしております。

次に、衛生費につきましては、12 億 7,715 万 6,000 円、対前年度比 9.3 パーセント減を計上しております。

うち、保健衛生費におきましては、8 億 3,615 万 1,000 円、7.3 パーセントの減。主なものといたしましては、保健衛生総務費で、救急医療等確保対策助成金 625 万円、病院群輪番制運営事業補助金 2,180 万円、簡易水道事業等特別会計繰出金 2 億 4,135 万 9,000 円など。予防費では、予防接種委託料 4,332 万 3,000 円、がん検診委託料 1,486 万 2,000 円などでございます。母子衛生費では、妊婦健康診査委託料 784 万円及び妊婦健康診査補助金 166 万 6,000 円、不妊治療支援補助金 60 万円など、継続事業に加え、県からの事務移譲に伴う未熟児養育医療費 10 万 8,000 円を計上しております。環境衛生費では、住宅用太陽光発電システム設置補助金 560 万円、生活排水処理事業特別会計繰出金 3 億 1,369 万 4,000 円などでございます。

清掃費におきましては、4 億 4,100 万 5,000 円、12.9 パーセントの減。主なものといたしましては、清掃総務費で、にしはりま環境事務組合負担金 1 億 5,663 万 6,000 円、資源回収ステーション設置補助金 660 万円などでございます。塵芥処理費は、最終処分場の経常的な経費のほか、塵芥処理施設全体の電源設備等の工事費 500 万、収集車両購入費 681 万 7,000 円などを計上いたしております。

次に、農林水産業費につきましては、8 億 2,500 万 3,000 円、対前年度比 7.0 パーセント減を計上いたしております。

うち、農業費におきましては、6 億 3,970 万 9,000 円、8.8 パーセントの減。主なものといたしましては、農業振興費で、土づくりセンターの設備更新に係る工事請負金 2,215 万 5,000 円、農作物特産定着化対策補助金 1,319 万円、中山間地域等直接支払推進事業補助金 3,521 万 9,000 円、野生動物防護柵設置費補助金 1,900 万円、新規就農総合支援事業費補助金 450 万円、農地集積協力金 695 万 1,000 円などでございます。地域農政対策事業費では、農業の担い手確保補助金 2,328 万 9,000 円などを計上致しております。農地費では、震災対策農業水利施設整備事業を活用した、ため池の一斉点検と耐震診断などの測量調査設計委託料 1,300 万円、町単土地改良事業、土地改良維持管理適正化事業、ふるさとの風景づくり事業などに係る工事請負金 930 万円、県営ため池事業負担金 210 万円などでございます。団体営ため池等整備事業費は、総額 1,050 万円。地籍調査事業費は、口長谷地区など 11 地区、7.16 平方キロの関係経費、総額 2 億 48 万 8,000 円でございます。

林業費におきましては、1 億 8,529 万 4,000 円、0.3 パーセントの減。主なものといたしましては、林業総務費で、町行造林事業委託料 500 万円、有害鳥獣対策として、鳥獣被害対策実施隊隊員報酬 151 万 2,000 円、シカ捕獲実施委託料 1,210 万円、有害鳥獣駆除活動補助金 591 万 3,000 円、シカ緊急捕獲拡大事業負担金 1,044 万 9,000 円などでございます。林業振興費では、林道・作業道の路網整備事業費 2,350 万円、緊急防災林整備事業補助金 1,030 万円などでございます。治山事業費では、災害関連事業の荒廃溪流整備事業費として、総額 6,447 万円を計上いたしております。

次に、商工費につきまして、1 億 5,746 万 8,000 円、対前年度比 13.4 パーセント減を計上いたしております。

主なものといたしましては、商工総務費で、消費者行政活性化事業費 474 万 6,000 円。商工業振興費では、町商工会助成金 2,672 万円、災害対策融資利子補給金 23 万円、災害対策運転資金融資利子補給金 210 万円などがございます。観光費では、笹ヶ丘公園整備計画作成委託料 100 万円、町観光協会補助金 617 万 2,000 円、西はりま天文公園特別会計繰出金 1,787 万 5,000 円、笹ヶ丘荘特別会計繰出金 2,421 万 3,000 円などがございます。

次に、土木費につきましては、16 億 3,046 万 6,000 円、対前年度比 9.3 パーセント増を計上いたしております。

うち、土木管理費におきましては、8,714 万 1,000 円。主なものといたしましては、土木総務費の、急傾斜地崩壊対策事業負担金 2,175 万円でございます。

道路橋梁費におきましては、7 億 6,550 万 3,000 円、20.6 パーセントの増。主なものといたしましては、道路維持費の工事請負金 1 億円、災害関連事業としての道路補修を、なお一層推進するため、予算額を例年以上に上積みし、災害復興基金を充当いたしております。道路新設改良費、橋梁維持費、橋梁新設改良費の総額は、それぞれ 4 億 77 万 3,000 円、3,200 万円、1 億 4,187 万 9,000 円でございます。

河川費におきましては、3,607 万 1,000 円、8.5 パーセントの増。災害関連河川維持修繕工事費や河川清掃工事費などがございます。

都市計画費におきましては、4,489 万 8,000 円、6.8 パーセント減。播磨高原広域事務組合上下水道事業繰出金が主なものでございます。

下水道費におきましては、6 億 3,475 万 4,000 円、1.8 パーセントの減。特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

住宅費におきましては、6,209 万 9,000 円、50 パーセントの増で、町営住宅長寿命化計画策定委託料 750 万円を新規計上しており、後は、通常の維持管理費でございます。

次に、消防費につきましては、9 億 9,551 万円、対前年度比 33.7 パーセント減を計上いたしております。常備消防費は、西はりま消防組合の発足により、当該経費のほとんどを組合への負担金として計上させていただいております。非常備消防費で主なものといたしましては、団員報酬 1,711 万 5,000 円、退職消防団員報償金 2,700 万円、消防団員等基金負担金 2,454 万 4,000 円、消防施設整備費補助金 1,053 万 2,000 円などであります。災害対策費では、本年度完成予定の防災行政無線デジタル整備事業費が 4 億 4,071 万 6,000 円、土嚢袋・毛布等の備蓄消耗品費として 518 万 6,000 円、避難所用の備品費 147 万 9,000 円でございます。

次に、教育費につきましては、9 億 249 万 8,000 円、対前年度比 0.7 パーセント減を計上いたしております。

うち、教育総務費におきましては、1 億 9,496 万 2,000 円、4.5 パーセントの減。主なものといたしましては、事務局費で事務用パソコン更新に係る備品費 164 万 5,000 円、三土中学校事務組合負担金 2,265 万 8,000 円、平成 21 年台風第 9 号災害遺児等修学・生活支援金 136 万円などがございます。国際理解教育推進事業費、特別支援教育推進費の総額は、それぞれ 1,064 万 8,000 円と 911 万 2,000 円でございます。

小学校費におきましては、1 億 4,012 万 9,000 円、12.9 パーセントの減。内訳といたしましては、学校管理費が総額 9,372 万円、教育振興費が 2,588 万 5,000 円、通学対策費が 2,052 万 4,000 円。それぞれ例年同様の経費がほとんどでございますが、町独自に行う学力調査実施委託料 48 万 4,000 円を教育振興費に新規計上いたしております。

中学校費につきましては、9,407 万 1,000 円、2.7 パーセントの減。内訳といたしましては、学校管理費が総額 6,050 万 5,000 円。教員用、及び教育用パソコンの更新費用を、例年の備品費に上積みをいたしております。教育振興費は、総額 1,905 万 6,000 円。小学校費と同様、学力調査実施委託料 42 万 7,000 円を新規計上しており、通学対策費は、総額

1,451 万円で、従来からの経費でございます。

社会教育費におきましては、2 億 4,613 万 5,000 円、4.9 パーセント増。主なものとしたしまして、社会教育総務費では、文化協会補助金 85 万円、子ども歌舞伎育成会負担金 160 万円、手作り文化スタッフ助成金 40 万円などでございます。生涯学習振興費は、総額 1,312 万 4,000 円。町高年大学、人権啓発、町文化祭などの経費であります。図書館費は、総額 1,211 万 8,000 円で、前年同額を計上いたしております。さよう文化情報センター運営費も、前年同様、総額 3,291 万 8,000 円で、それぞれ通常の管理運営費であります。上月文化会館運営費では、舞台の吊り物点検の結果を受けまして、修繕料を例年の予算に上積みをしており、青少年育成センター運営費では、総額 928 万 6,000 円。適応指導教室をセンターの事業と位置づけ、関係予算を教育総務費の事務局費から移し替えております。

保健体育費におきましては、2 億 2,720 万 1,000 円、7 パーセントの増。主なものとしたしまして、保健体育総務費では、スポーツ推進委員報酬 108 万 8,000 円、体育協会補助金 670 万円、マラソン大会運営助成金 246 万 8,000 円などであります。スポーツ公園運営費は、総額 1,904 万 1,000 円。上月スポーツグラウンド、南光スポーツ公園、三方里山公園などの管理費でございます。体育館運営費では、ホタルドーム駐車場整備費といたしまして、工事請負金と土地購入費 1,698 万円を計上いたしております。

次に、公債費につきましては、22 億 2 万 8,000 円、対前年度比 2.7 パーセント増を計上いたしております。元金償還金 19 億 1,442 万 6,000 円、利子償還金 2 億 8,057 万 2,000 円でございます。

次に、諸支出金につきましては、1 億 7,727 万 4,000 円、対前年度比 12.3 パーセントの減を計上いたしております。うち、公営企業費におきましては、3,545 万 2,000 円、23.2 パーセントの増。地方公営企業法の適用を受ける水道事業会計への繰出金等でございます。

基金費におきましては、1 億 4,182 万 2,000 円、18.2 パーセントの減。一般会計に係る各種基金の積立金でございます。

歳出の最後、予備費につきましては、1,000 万円、毎年同額を計上させていただいております。

続きまして、予算第 2 条、債務負担行為につきまして、第 2 表、債務負担行為によりまして説明をさせていただきます。6 ページでございます。南光地域福祉センター指定管理委託につきましては、平成 26 年度から平成 27 年度まで、400 万円。災害記録誌作成業務委託につきましては、平成 26 年度、250 万円。それぞれ、地方自治法第 214 条の規定に基づきまして、期間、限度額を定めるものでございます。

次は、予算第 3 条、地方債につきまして、第 3 表、地方債によりましての説明を申し上げます。7 ページでございます。臨時財政対策債 5 億 6,364 万 2,000 円、庁舎建設等整備事業 10 億 5,340 万円、過疎地域自立促進事業 1 億 890 万円、再生可能エネルギー推進事業 8,480 万円、介護予防拠点施設整備事業 3,040 万円、農業生産基盤整備事業 1,100 万円、道路新設改良事業 4 億 5,810 万円、急傾斜地崩壊対策事業 1,910 万円、防災行政無線整備事業 4 億 4,040 万円、以上のとおり、起債予定額につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に、予算第 4 条、一時借入金につきましての説明を申し上げます。地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 30 億円と定めるものでございます。

最後に、予算第 5 条、歳出予算の流用についての説明を申し上げます。地方自治法第 220 条第 2 項の規定に基づきまして、歳出予算の流用の禁止の例外を設けるもので、一般会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第 5 条第 1 項第 1 号に規定する人件費と定めております。

以上で、一般会計予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計の説明を申し上げます。

特別会計、まず、議案第 39 号、佐用町国民健康保険特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22 億 5,889 万 5,000 円といたしております。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算によりまして説明を申し上げます。

まず、歳入からで、予算書 1 ページをご覧ください。

国民健康保険税につきましては、3 億 7,438 万 3,000 円を計上し、対前年度比 2,474 万 4,000 円、6.2 パーセントの減額でございます。うち、一般被保険者国民健康保険税、3 億 2,643 万 1,000 円、対前年度比 2.234 万 7,000 円、6.4 パーセントの減でございます。退職被保険者国民健康保険税、4,795 万 2,000 円、239 万 7,000 円、4.8 パーセントの減であります。

一部負担金は 4,000 円、前年度と同額を計上いたしております。

使用料及び手数料は 15 万円、前年度同額で、督促手数料でございます。

国庫支出金は 4 億 8,085 万 8,000 円、うち、国庫負担金は、療養給付費等、高額医療共同事業、特定健康診査等負担金で 3 億 5,704 万 5,000 円を、国庫補助金は、財政調整交付金が主なものでございます。

療養給付費等交付金は 1 億 7,592 万円、退職被保険者に係る保険給付費に係る交付金でございます。

前期高齢者交付金は 6 億 4,935 万 3,000 円、前期高齢者の各医療保険者間の医療費の不均衡を調整する交付金であります。

県支出金は 1 億 2,949 万 1,000 円、うち、県負担金は、高額医療費共同事業、特定健康診査等負担金で 1,401 万 1,000 円を、県補助金は国民健康保険事業補助金、財政調整交付金で 1 億 1,548 万円を計上いたしております。

共同事業交付金は 2 億 6,137 万 4,000 円で、著しく高額な医療費の発生による影響を緩和するため、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金でございます。

財産収入は、6 万 8,000 円で、国保準備基金から生じる利子分を計上しております。

繰入金は 1 億 8,550 万 7,000 円で、保険基盤安定繰入金、職員給与、出産育児一時金等の、他会計繰入金を 1 億 8,550 万 6,000 円、基金繰入金 1,000 円を繰入れるもので、対前年比 3,002 万 9,000 円、19.3 パーセントの増でございます。

繰越金は、2,000 円。名目であります。

諸収入は 178 万 5,000 円で、延滞金、加算金及び過料を 110 万円、雑入 68 万 4,000 円が、主な予算でございます。

次に歳出の、主なものについてのご説明を申し上げます。

総務費は 3,436 万 9,000 円、総務管理費は、職員の人件費・事務費に係る経費 3,221 万 8,000 円、徴税費は、保険税の賦課徴収に係る経費 185 万 6,000 円が、主なものでございます。

次に、保険給付費は 15 億 8,754 万 2,000 円で、療養諸費 14 億 1,349 万 4,000 円、高額療養費 1 億 6,562 万円、出産育児諸費 630 万 4,000 円、葬祭諸費 200 万円などが、主な予算でございます。

後期高齢者支援金等は 2 億 5,023 万 4,000 円、後期高齢者医療制度を支える拠出金でございます。

前期高齢者納付金等 32 万 9,000 円、老人保健拠出金 1 万 8,000 円を計上し、介護納付金は 1 億 244 万 7,000 円、介護給付に要する経費を社会保険診療報酬支払基金からの算定通知に基づく額を計上いたしております。

共同事業拠出金は2億6,137万4,000円、各市町の保険者が、共同に負担し、高額な医療費等の発生による影響を緩和するための、共同事業交付金の財源となる、拠出金として計上いたしております。

保健事業費は1,119万1,000円、特定健康診査等事業費、保健事業費などが、主な予算、ものでございます。

基金積立金は6万8,000円、国保準備基金から生じます利子分の積み立てを行います。諸支出金は132万3,000円、保険税の還付金が、主なものでございます。

予備費は、1,000万円を計上いたしております。

次に、予算第2条、一時借入金についてご説明させていただきます。地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を3,000万円と定めるものでございます。

最後に、予算第3条、歳出予算の流用についてでございますが、地方自治法第220条第2項の規定に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、同条第1項第1号に規定する保険給付費と定めるものでございます。

以上で、佐用町国民健康保険特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第40号、平成25年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算について、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,954万9,000円といたしております。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算によりましてご説明いたします。

まず、歳入からで、予算書1ページをご覧ください。

後期高齢者医療保険料につきましては、1億8,580万4,000円を計上し、対前年度比545万8,000円、3パーセントの増額でございます。うち、特別徴収保険料におきましては、1億4,863万4,000円、対前年度比278万8,000円、1.9パーセントの増、普通徴収保険料におきましては、現年度分、滞納繰越分を合わせまして3,717万円、対前年度比267万円、7.7パーセントの増でございます。

使用料及び手数料は1,000円、前年度同額で、督促手数料でございます。

県広域連合支出金は134万円、後期高齢者の健康診査に係る、兵庫県後期高齢者医療広域連合からの補助金でございます。

寄付金は1,000円。

繰入金は1億739万円、一般会計繰入金からの繰入で、対前年度比549万2,000円、5.4パーセントの増額でございます。

繰越金は、450万円、前年度繰越金でございます。

諸収入は51万3,000円で、償還金及び還付加算金などが主なものでございます。

次に、歳出の主なものについてのご説明を申し上げます。

総務費は2,294万2,000円で、総務管理費は、職員等の人件費及び電算システム更新等の事務費を計上いたしております。

保健事業費は158万1,000円、後期高齢者の健康診査に係る経費を計上しております。

後期高齢者医療広域連合納付金は2億7,441万5,000円、兵庫県後期高齢者医療広域連合に納付する保険料や運営事務費等の負担金でございます。

諸支出金は51万1,000円、償還金及び還付加算金が、主な予算でございます。

予備費は、10万円を計上しております。

次に、予算第2条、一時借入金につきましてであります。地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中に一時借入金の借入の最高額を、1,000万円と定めるものでございます。

以上で、佐用町後期高齢者医療特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 41 号、平成 25 年度佐用町介護保険特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21 億 1,477 万 4,000 円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 930 万 3,000 円と定めております。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算により説明をさせていただきます。

本予算の内、まず、事業勘定の歳入からありますが、1 ページをご覧ください。

主なものは、第 1 号被保険者保険料が 3 億 6,936 万 3,000 円、国庫負担金は 3 億 4,404 万 2,000 円、国庫補助金は 1 億 7,966 万 1,000 円、支払基金交付金は 5 億 7,046 万 9,000 円、県負担金は 2 億 9,396 万 5,000 円、県補助金は 610 万 5,000 円となっております。繰入金は、一般会計繰入金が 3 億 2,623 万 1,000 円、介護給付費準備基金繰入金が 418 万 7,000 円でございます。諸収入の主なものといたしましては、ハイムゾンネからの返納金 1,686 万 8,000 円を計上いたしました。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。

主なものは、総務費では、介護支援システムソフト保守点検委託料 177 万 7,000 円、主治医意見書等手数料 626 万 7,000 円、介護認定審査会委員報酬 300 万円、地域包括支援センターシステム保守管理料 75 万 6,000 円などを計上し、総務費合計で 9,001 万 1,000 円となっております。各種の給付事業の保険給付費の合計額は、19 億 7,996 万 5,000 円となっており、地域支援事業費の合計額は、2,096 万 1,000 円、公債費として財政安定化基金貸付金償還元金で 2,000 万円、予備費 300 万円をそれぞれ計上いたしました。

続いて、サービス事業勘定についての説明を申し上げます。23 ページをご覧ください。

歳入では、サービス収入で、居宅支援サービス計画費収入として 930 万 3,000 円を計上しております。

歳出では、サービス事業費で、介護予防支援委託料として 660 万 8,000 円を計上し、一般会計への繰出金は 269 万 5,000 円としております。

次に、予算第 2 条、一時借入金につきましてありますが、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額は、事業勘定 3,000 万円、サービス事業勘定 3,000 万円と定めるものでございます。

最後に、予算第 3 条、歳出予算の流用についてでございますが、地方自治法第 220 条第 2 項の規定に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、同条第 1 項第 1 号に規定する保険給付費と定めるものでございます。

以上で、平成 25 年度佐用町介護保険特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 42 号、佐用町朝霧園特別会計予算について、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 2,670 万 9,000 円とし、対前年度比で 43 万 8,000 円の減額となっております。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算によりましての説明を申し上げます。

まず、歳入から、1 ページをご覧ください。事業収入につきましては、定員 50 名の施設入所者にかかわる収入金として 1 億 1,489 万 4,000 円、一般会計からの繰入金は 1,127 万 6,000 円でございます。また、諸収入では、短期宿泊事業の受託事業収入など 53 万 8,000 円などを計上いたしております。

続いて、歳出についてご説明をさせていただきます。民生費の内、一般管理費では施設運営のための人件費及び施設管理費など 8,148 万 1,000 円、運営費では、入所者に関する食事材料費など 4,518 万 8,000 円を計上し、予備費 4 万円とで、合計 1 億 2,670 万 9,000 円といたしております。

次に、予算第 2 条、一時借入金についてでございますが、当該年度中の一時借入金の借

り入れの最高額は、100 万円と定めております。

以上で、平成 25 年度佐用町朝霧園特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 43 号、佐用町簡易水道事業特別会計予算につきましての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 5,298 万円に定めるものでございます。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算によりましての説明を申し上げます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金におきましては、新規加入 5 件、給水工事負担金 2 件を見込み 190 万円計上いたしました。

使用料及び手数料におきましては、3 億 5,553 万 1,000 円を計上し、使用料につきましては、平成 24 年度の使用状況を勘案し、現年度分を 3 億 5,400 万円、滞納分として 120 万 1,000 円を見込み、行政財産使用料 7,000 円を計上、手数料につきましては、設計・検査手数料 10 万 2,000 円、開閉栓手数料等 22 万 1,000 円でございます。

財産収入におきましては、46 万 1,000 円を計上し、内訳は、財政調整基金預金利子 35 万 6,000 円を、土地建物貸付収入といたしまして広山水道管理住宅貸付収入 10 万 5,000 円でございます。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金として、建設改良費及び元利償還金などの財源といたしまして 2 億 5,635 万 9,000 円でございます。

諸収入につきましては、雑入におきまして河川改修事業等に伴う送配水管移設工事などの県補償費として 8,372 万 8,000 円を、町債につきましては、簡易水道事業債 5,500 万円を計上いたしております。

次に歳出であります、2 ページをご覧ください。

簡易水道事業費につきましては、3 億 8,674 万 2,000 円を計上しております。

うち、管理費におきましては、2 億 1,901 万 7,000 円で、一般管理費の主なものといたしましては、審議会委員報酬、人件費及び経常経費でございます。なお、公課費として消費税納付金は 950 万 7,000 円でございます。

現場管理費におきましては、1 億 8,020 万 7,000 円で、簡易水道施設の維持管理運転経費でございます。内訳は、需用費では、浄水場などの光熱水費、医薬材料費及び電気計装設備・送配水管の修繕費などとして 8,073 万 3,000 円を計上し、役務費におきましては、浄水施設等の電話回線使用料 301 万 1,000 円、委託料は、電気保安業務委託料として 74 万 3,000 円、施設清掃管理委託料 216 万 1,000 円、メーター検針委託料 5,470 件で 460 万 2,000 円、水質検査委託料は、臨時分として 43 万 8,000 円、電気計装設備管理委託料 688 万 1,000 円、メーター交換委託料 1,450 個分として 335 万 3,000 円でございます。また、24 年度より水道施設管理運転の業務委託費として 4,814 万 7,000 円を計上いたしております。工事請負費におきましては、浄水設備整備工事、浄水場ろ過膜洗浄工事、薬注装置の更新、沈殿池、取水井の清掃などで 2,137 万 7,000 円でございます。原材料費では、水道嵩上げ資材及びメーターなどの購入費、漏水などの補修資材費として 777 万 6,000 円でございます。

建設改良費におきましては、1 億 6,772 万 5,000 円で、委託料として河川改修事業及び国・県道改良工事に伴う送配水管移設設計費などに 1,872 万 5,000 円、工事請負費として、同じく河川改修に伴う送配水管移設工事費、消火栓設置工事、給水工事などで 1 億 4,900 万円でございます。

公債費につきましては、簡易水道事業債などの償還元金 3 億 107 万 1,000 円、償還利子 6,506 万 7,000 円でございます。

予備費は、10 万円を計上させていただいております。

また、2 ページ、第 2 表の地方債につきましては、簡易水道事業で、限度額を 5,500 万円と設定をいたしております。

次に、予算第 3 条、一時借入金についてでございますが、当該年度中の一時借入金の借入れ額の最高額を 2,000 万円と定めるていものでございます。

以上で、平成 25 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 44 号、平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきましての、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10 億 2,761 万 5,000 円に定めるものでございます。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算によりまして説明を申し上げます。

まず、歳入から、予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、5 件の新規加入と 2 件の工事負担金を見込み、157 万 7,000 円を計上いたしました。

使用料及び手数料につきましては、2 億 7 万 9,000 円を計上し、施設使用料におきましては 24 年度を勘案し、現年分は 1 億 9,920 万円、行政財産使用料におきましては 6 万 9,000 円、指定工事店手数料として 6 万円でございます。

国庫支出金につきましては、生活排水施設統廃合事業補助金として 1,000 万円、繰入金につきましては、一般会計からの繰入金 6 億 3,475 万 4,000 円、諸収入につきましては、河川改修事業及び国・県道改良工事に係る管渠移設の県補償費など、1 億 3,250 万 4,000 円、町債につきましては、公共下水道事業債として 4,870 万円でございます。

次に、歳出であります、2 ページをご覧ください。

公共下水道事業費につきましては、4 億 3,594 万 7,000 円を計上しております。

うち、管理費におきましては、1 億 9,124 万 6,000 円で、その主なものといたしましては、一般管理費につきましては、人件費及び関係団体の負担金などの経常経費でございます。公課費は、消費税の納付金 2,230 万 1,000 円でございます。

現場管理費につきましては、5 カ所の処理場、約 120 カ所のマンホールポンプ場及び雨水ポンプ場並びに下水道管路の維持管理に要する経費で、需用費 4,797 万円は、各施設の電気料 3,715 万 2,000 円、水道料 41 万 8,000 円、医薬材料費 604 万 8,000 円、機器修繕及びマンホールの修繕費 430 万 4,000 円、役務費は、通信電話料 474 万円などを計上させていただいております。委託料は 7,609 万 6,000 円を計上し、浄化センターの管理委託料、汚泥処理委託料、水質検査委託料、機器の点検整備委託料などで、工事請負費は、1,478 万 3,000 円で、管路工事、舗装工事、マンホールポンプ工事、各施設の機械電気設備の工事などの経費でございます。

事業費におきましては、2 億 4,470 万 1,000 円でその主なものといたしましては、人件費及び関係団体の負担金などでございます。委託料では、河川改修事業及び国・県道改良工事に伴う管路移設工事設計、雨水排水詳細設計、生活排水施設統廃合計画業務委託料などで 4,150 万円でございます。工事請負費では 1 億 7,000 万円を計上し、新規加入者の公共マス設置工事、管渠工事などと河川改修事業及び国・県道改良工事に伴う管渠移設工事費でございます。

公債費につきましては、5 億 9,156 万 8,000 円で、町債償還元金及び町債償還利子でございます。

予備費につきましては、10 万円を計上しております。

第 2 表、地方債につきましては、特定環境保全公共下水道事業として、地方債 4,870 万円を限度額と定めております。

次に、予算第3条、一時借入金についてありますが、当該年度の一時借入金の借り入れ限度の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

以上で、平成25年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第45号、佐用町生活排水処理事業特別会計予算につきましの提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,388万2,000円に定めるものでございます。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算によって説明を申し上げます。

まず、歳入から、予算書1ページをご覧ください。

分担金及び負担金におきましては、2件の新規加入を見込み、85万円を計上をいたしました。

使用料及び手数料におきましては、現年度分浄化槽使用料6,120万円、農業集落排水施設使用料5,700万円などで、1億1,860万1,000円を計上いたしております。

繰入金におきましては、一般会計からの繰入金といたしまして、3億1,369万4,000円計上いたしております。

諸収入におきましては、検査事務手数料として73万6,000円を計上しております。

次に歳出であります、生活排水処理事業費につきましては、2億279万2,000円でございます。

うち、浄化槽管理費におきましては、ブロー交換、漏水修理などの修繕料として、810万5,000円、浄化槽1,832基の保守管理点検、水質検査などの委託料として、1億234万6,000円、公課費といたしまして消費税納付額961万4,000円を計上しております。

浄化槽事業費におきましては、河川改修に伴う浄化槽移設工事が計画にありませんので、皆減でございます。

農業集落排水施設管理費におきましては、8,026万5,000円とし、内訳は、一般管理費では、人件費及び関係機関負担金など経常経費を1,614万6,000円、現場管理費では、6,411万9,000円を計上し、主なものといたしましては、需用費として処理場などの電気料1,588万4,000円、ポンプ・ブローなどの修繕料として315万円、医薬材料費として95万6,000円を計上しております。委託料として、浄化センター施設管理委託、汚泥処理委託、機器点検整備委託などで3,227万8,000円を計上しております。工事請負費におきましては、936万8,000円を計上し、污水管路工事、舗装工事、マンホールポンプ、機器設備などの工事費でございます。

農業集落排水施設事業費におきましては、190万円とし、国・県道等のマス設置工事を計上いたしております。

公債費につきましては、合併処理浄化槽設置事業及び農業集落排水事業の町債償還元金及び償還利子で2億3,099万円を計上いたしております。

予備費につきましては、10万円でございます。

次に、予算第2条の一時借入金についてでございますが、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を1,000万円と定めているものでございます。

以上で、平成25年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第46号、平成25年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算につきましの提案のご説明を申し上げます。

平成25年度予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億621万1,000円としております。

昨年度の当初予算と比較して、7,500 万円余りの減額となっておりますが、その要因といたしましては、人件費について、研究員等の大学職員への身分移管によることで減少したこと。委託料については、天文機器の保守管理を大学が直接執行することになったために、減少しております。また、3 番目に、歳入の県立大学からの運営委託金について、前述した人件費及び委託料の減額分を超えて削減されたため、予算額を圧縮せざるを得なかったことなどが挙げられます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算によりましての説明を申し上げます。

歳入から説明を申し上げます。

まず、使用料及び手数料につきましては 635 万円でございます。使用料におきまして、町立野外活動センターの使用料収入を計上しております。従前、当該項目に計上しておりました家族用ロッジ使用料につきましては、徴収の根拠となる施設の設管条例が廃止されましたので、雑入にロッジ宿泊料として、組み替え計上をしております。

次に、事項別明細書を参照していただきたいと思いますが、歳入の 15 款、県支出金につきましては、皆減でございます。県立大学が平成 25 年 4 月 1 日から法人化される予定であるため、運営委託金の受け入れ先を雑入に変更をしております。

財産収入につきましては、8 万 3,000 円、基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、1,787 万 5,000 円でございます。町費支弁職員 2 名の人件費に充てる一般会計からの繰入金でございます。

諸収入につきましては、8,190 万 2,000 円でございます。

雑入におきましては、シーツ使用料 202 万円をはじめ水道、電気などの使用料徴収金など、従来のものに加え、先ほど申し上げましたロッジ宿泊料、天文台公園運営委託金を、ここに計上しているために、前年度に比べ約 7,900 万円の増額となっております。

次に、歳出でございますが、教育費につきましては、1 億 582 万 7,000 円でございます。

社会教育費におきまして、社会教育総務費 5,394 万 9,000 円は人件費で、研究員の身分移管により、昨年度に比べると 5,100 万円余りの減額となっております。グループロッジ運営費 779 万 1,000 円は、町施設の野外活動センターの管理運営に伴う費用でございます。天文台公園運営費 4,408 万 7,000 円は、野外活動センターを除く施設の管理運営のための費用であります。天文機器の保守管理委託料を県立大学の予算に移し替えたことに加えて、歳入の減少の影響を受けて、歳出額を抑制したため、前年度に比べ 2,300 万円余りの減額となっております。

諸支出金につきましては、基金費として 8 万 4,000 円を計上しております。

予備費といたしまして、30 万円を計上させていただきました。

以上で、平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、議案第 47 号、佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算につきましての提案のご説明を申し上げます。

この予算は、笹ヶ丘荘の管理運営にかかる予算で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 2,357 万 3,000 円といたしております。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算によりましての説明を申し上げます。

まず、歳入から説明を申し上げますが、予算書 1 ページをご覧ください。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、9,928 万円で、全額が事業収入で、使用料が主なものでございます。

繰入金につきましては、2,421 万円 3,000 円で、全額が一般会計の繰入金でございます。

諸収入につきましては、8 万円で、全額が雑入でございます。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、1 億 2,357 万 3,000 円で、全

額が笹ヶ丘荘管理運営費で、笹ヶ丘荘及び交流会館に係る費用でございます。

次に、予算第2条、一時借入金についてでございますが、当該年度中の一時借入金の借り入れ額の最高額をは1,000万円と定めるものでございます。

以上で、平成25年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第48号、佐用町歯科保健特別会計予算についての提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,746万1,000円といたしております。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算によりましての説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、1ページをご覧ください。

主なものは、保険診療報酬の外来収入1,775万円、一般会計繰入金751万6,000円、歯ブラシ売上料などの諸収入が219万3,000円となっております。

続いて、歳出でございますが、主なものといたしまして、総務費で、歯科医師報酬744万円のほか、歯科衛生士などの人件費などで合計2,351万1,000円、医業費では、医薬材料費・歯科技工委託料などで合計395万円を計上いたしております。

次に、予算第2条、一時借入金でございますが、当該年度中の一時借入金の借り入れ額の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

以上で、平成25年度佐用町歯科保健特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第49号、佐用町宅地造成事業特別会計予算につきましての提案のご説明を申し上げます。

この予算は、さよひめ団地1区画、広山団地2区画、長尾団地2区画の分譲及び、基金造成・公債費の償還にかかるものが主な内容で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,045万2,000円といたしております。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算によりましての説明を申し上げます。

まず、歳入から、予算書第1ページをご覧ください。

財産収入につきましては、2,953万1,000円で、うち、財産運用収入におきましては7万9,000円、財産売払収入におきまして2,945万2,000円でございます。

繰入金につきましては、22万1,000円で、全額が基金繰入金でございます。

繰越金につきましては、69万9,000円であります。

諸収入につきましては、1,000円、全額が雑入でございます。

次に、歳出でございますが、宅地造成費につきましては、2,995万1,000円で、主なものは基金費でございます。

公債費につきましては、22万1,000円で、町債償還金利子でございます。

予備費につきましては、28万円でございます。

次に、予算第2条、一時借入金についてでございますが、当該年度中の一時借入金の借り入れ最高額を1,000万円と定めるものでございます。

以上で、佐用町宅地造成事業特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第50号、佐用町農業共済事業特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

平成25年度の収益的収入及び支出の予定額は、収入・支出とも1億295万円を計上しており、対前年度比104.6パーセントであります。

主な内容は、共済事業予定量、農作物共済の水稲については、引受戸数1,493戸、引受面積7万2,018アール、前年より引受戸数で92戸の減、麦については、引受戸数7戸、引受面積3,600アールで、前年より引受面積で250アールの減でございます。

家畜共済では、引受戸数25戸、頭数では2,990頭、前年より190頭の増で、畑作物共済では、引受戸数32戸、引受面積9,952アールで、前年より引受戸数で4戸の減、引受

面積で 706 アールの減でございます。

園芸施設共済では、引受戸数 26 戸、62 棟で前年より、引受戸数で 1 戸、1 棟の減となっております。

損害防止事業といたしましては、前年度に引き続き獣害対策への補助、家畜の寄生虫駆除、繁殖障害予防などでございます。

収益的収入及び支出の農作物勘定は、537 万 1,000 円、家畜共済勘定は 5,904 万 5,000 円、畑作物共済勘定は 507 万 2,000 円、園芸施設共済勘定は 78 万円、業務勘定では 3,268 万 2,000 円を計上しており、農作物は減額、家畜は増額、畑作物は減額、園芸施設共済は若干の減で、業務勘定は減額となっております。

業務勘定収益の主なものといたしましては、一般会計からの補助金 1,945 万 6,000 円、共済事業加入者からの賦課金 481 万 4,000 円、県共済組合連合会から損害防止助成金 136 万 6,000 円を計上。支出の主なものといたしましては、連合会への支払いの賦課金 257 万 7,000 円、一般管理費 2,434 万 3,000 円、損害評価費 257 万 7,000 円、損害防止費 286 万 8,000 円を計上いたしております。

以上で、平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） すいません。町長。

町長（庵逄典章君） はい。

議長（西岡 正君） すいません。ちょっとだけ、時間、ちょっとだけ延長させてもらいます。

町長（庵逄典章君） はい。

議長（西岡 正君） ここでお諮ります。午後 5 時が来ようとしておりますが、時間を延長して審議を継続したいと思いますので、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

なお、申し遅れましたけれども、教育長については、新採用者面接のため退席ということで、お聞きいたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

町長、すいません。お願いします。

町長（庵逄典章君） それでは、引き続きまして、議案第 51 号、佐用町石井財産区特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

石井財産区特別会計の予算総額は歳入歳出それぞれ 364 万 3,000 円といたしております。

歳入の主なものは、24 年度からの繰越金 364 万 1,000 円、歳出は森林災害復旧委託料 20 万円、作業道整備事業負担金 50 万円及びその他経常経費等を計上させていただいております。

以上で、佐用町石井財産区特別会計の予算の提案説明とさせていただきます。

最後に、議案第 52 号、佐用町水道事業会計予算について、提案のご説明を申し上げます。

予算書 1 ページをご覧ください。

第 2 条の業務の予定量でございますが、給水戸数 1,815 戸、年間総給水量 58 万 56 トン、一日平均給水量 1,585 トン、受託工事 1 箇所を予定しており、主要な建設改良事業は、河川改修事業及び国県道改良工事に伴う送配水管移設工事などでございます。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第 1 款、水道事業収益におきまして、1 億 2,926 万 7,000 円で、第 1 項、営業収益は、水道料金、消火栓使用料、手数料等で 1 億 595 万 7,000 円を、第 2 項、営業外収益は 2,330 万円で、高料金対策一般会計繰入金、新規加入金などを予定いたしております。支出の第 1 款、水道事業費におきましては、2 億 3,526 万 5,000 円で、第 1 項、営業費用は、水道施設維持管理業務委託、電気計装等保守点検、電気料及び薬品費などの経常経費、また、メーター検針委託料、漏水及びポンプ修繕費などで 2 億 572 万 1,000 円。第 2 項、営業外費用は、企業債借入金利息、消費税などで 2,937 万 3,000 円を計上いたしております。

予算書 2 ページをご覧ください。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第 1 款、資本的収入におきまして 2 億 887 万円で、第 1 項、企業債は、河川改修に伴う関連工事などに 5,200 万円。第 2 項、他会計出資金は、1,337 万円で一般会計特別出資金。第 3 項、他会計負担金は、消火栓工事に係るもので一般会計からの負担金 300 万円。第 4 項、工事負担金は、河川改修に伴う送配水管移設工事補償費を 1 億 4,050 万円計上いたしております。支出の、第 1 款、資本的支出額におきましては 2 億 6,037 万 1,000 円とし、第 1 項、建設改良費は、河川改修に伴う水管橋及び送配水管路移設が主なものであり 2 億 1,432 万 5,000 円。第 2 項は企業債償還金で 4,604 万 6,000 円を計上いたしております。収入不足額 5,150 万 1,000 円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補填する予定といたしております。

第 5 条の企業債につきましては、上水道施設改良事業のために、借入れ限度額を 5,200 万円と定めるものでございます。

第 6 条の一時借入金につきましては、当該年度中の借入れ限度額を 2,000 万円と定めるものでございます。

予算書 3 ページをご覧ください。

第 7 条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用できる金額を定め、第 8 条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費及び報酬を定めるものでございます。

第 9 条につきましては、他会計からの補助金として、一般会計から、高料金対策費 2,118 万 9,000 円、基礎年金拠出金分 45 万 2,000 円、法改正対応繰出金 44 万 1,000 円と定めるものでございます。

第 10 条につきましては、たな卸資産購入限度額 39 万円と定めるものでございます。

内容の詳細につきましては、5 ページからの佐用町水道事業会計の予算実施計画、資金計画、収入及び支出見積基礎、給与費明細書、予定損益計算書、予定貸借対照表等を添付いたしておりますのでご高覧いただきたいと存じます。

以上で、平成 25 年度の一般会計並びに各特別会計の当初予算の提案の説明をさせていただきました。

この後、予算特別委員会が予定していただいておりますけれども、委員会で、それぞれ十分にご審議の上、適切妥当な結論をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

長時間、ありがとうございました。

ただ今議題としております議案第 38 号ないし議案第 52 号につきましては、平成 25 年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算であります。

この件に関しましては、日程第 58 で、全員による予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。よって議案第 38 号ないし議案第 52 号につきましては、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 57. 請願第 1 号 年金 2.5%の削減中止を求める請願

議長（西岡 正君） 続いて日程第 57 に入ります。請願についてであります。

今期定例会に請願 1 件を受理いたしております。

請願第 1 号、年金 2.5 パーセントの削減中止を求める請願は、会議規則第 87 条の規定により委員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

それでは、請願第 1 号を議題といたします。

請願に対する紹介議員の説明を求めます。16 番、鍋島裕文君。お願いします。

〔16 番 鍋島裕文君 登壇〕

16 番（鍋島裕文君） 失礼します。16 番、日本共産党の鍋島です。

国民年金である老齢基礎年金で見ると、平均受給額が月額 4 万円代という低い年金額にもかかわらず、更に、年金の受給額が、削減されようとしている今、この度、町民の方から提出された年金削減の中止を求める請願の提案説明をさせていただきます。

さて、昨年 11 月 16 日には、衆議院解散に先立ちほとんど審議されることのないまま、今年 10 月から 3 年間で年金を 2.5 パーセントも削減する法律が成立しました。

物価スライド、特例水準の解消を理由としていますが、これは 2000 年から 2002 年に消費者物価指数が下がった時に高齢者の生活と経済への悪影響を避けるために年金を据え置いた措置であります。

年金削減は、高齢者だけの問題ではありません。高齢者の大幅収入源は地域の経済に大きな影響を与え、自治体の税収減にも直結することはいうまでもありません。深刻な不況が続く日本経済への打撃も看過できません。

本来、物価スライドは、物価高騰に対して年金の目減りを回避するものです。年金削減の手段とするのは本末転倒です。

灯油など生活必需品の値上げ、復興税や各種控除の縮小による増税、社会保険料の増額などで高齢者の生活が厳しさを増している今、10 年以上も遡って年金を引き下げる理由はありません。来年 4 月からの消費税引き上げが重なるならば、その深刻さは計り知れません。特例水準の解消は、毎年 0.9 パーセント以上も年金を削減するデフレ化のマクロ経済

スライドに連動し、限らない年金削減の流れが作られようとしています。

このような年金削減の流れを変えたいとする、私たちの運動にご理解いただき、不況をより深刻にする年金 2.5 パーセント削減の実施を中止するよう、地方自治法第 99 条の規定による意見書を国に提出されるよう請願します。

1、2013 年 10 月からの 2.5 パーセントの年金削減を中止すること。

以上であります。

昨年、3 月議会で同趣旨の請願を否決していますが、この年金削減は、町民に大きな影響を与えるものであります。この重要性に鑑み、再度、本議会で十分検討され、採択されますようお願いし、説明といたします。

議長（西岡 正君） はい、請願に対する紹介議員の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） これ、既に、累積が 7 兆円もの過払いになっておるわけですが、将来的に、そこらが負担になってくるわけですが、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員、お答え願います。

16 番（鍋島裕文君） 過払いの問題、今、ありますけど、結局、今度の問題というのは、2.5 パーセント削減することによって、どうなるかという問題なんですね。

簡単に言いますと、今、公的年金の受給総額というのは、支給ベースで 51 兆円になっておるんです。その 51 兆円の 2.5 パーセントを削減すれば、支給ベースで 1 兆 2,500 億円の減になるんですね。このことが、国民のふところから逃げていくと。入らない。そういう問題になります。

で、前回もあったんですけど、今の、その 7 兆円の問題を含めて、国の負担が増えるじゃないかという問題。その負担を、どうするのかということありますけれども、実際問題、国の負担というのは、老齢基礎年金の 2 分の 1 が国庫負担ですから、だいたい、2 兆 8,000 億から 3 兆円。これが、国庫負担になりました。

その 2.5 パーセントと言え、だいたい、3 兆円としても、750 億円というような状況があつてね、その 750 億円という金が作れないかという問題では、これは、今の国の財政の中でもね、十分、対応できると。例えば、政党助成金なんかだったら、320 億円出しておるわけですから、そういった無駄を削っていけばできるし、何よりも、高齢者の、その年金生活者の生活を守る点と、それから、購買力を高めて、少しでも景気を回復させていくという点からすればね、むしろ、この削減が、逆に当たるという点で、経済的にも大きな影響を与える。このように思いますけど。

議長（西岡 正君） はい、井上議員、よろしいか。

はい、ほかにございますか。

ないようですので、質疑を終結します。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方、ございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） 国民年金などの年金額は、物価スライド方式により、物価の変動に報じて、毎年度改正されている。

物価が下落した平成 12 年度から 3 年間、本来は、年金額も引き下げる必要があったが、高齢者の生活に配慮し、与野党が一致して、特例的に年金額を据え置く措置が取られ、現在の年金額は、本来よりも 2.5 パーセント高くなっております。

この特例水準によって、既に、累積で、約 7 兆円もの過払いが生じており、結果的に将来世代へ負担を先送りしている状態でございます。

国民年金法の一部を改正する法律によって、現行の年金額を、本年 10 月分から 1 パー、平成 26 年 4 月に 1 パー、更に、翌 27 年 4 月に 0.5 パー、それぞれ減額することで、特例水準の解消が図られることになりました。

少子高齢化が進む中、将来世代への負担の先送りを回避するため制定された特例水準の解消措置の中止を求める本請願の趣旨には、賛同できず、反対いたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、賛成の方。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 請願に賛成の立場から討論を行います。

昨年の国会で成立した 2.5 パーセントの年金削減法は、準備されているデフレ化のマクロ経済スライドとも連動し、将来にわたって、限りない年金削減の流れを固定化することになります。この流れを許せば、不況の中、生活苦にあえぐ高齢者の生活を破壊し、次世代の年金額の低下にも直結します。世代を超えて止めなければなりません。

決まった法律の中止は、難しいとの声もありますが、高齢者の生活実態からも、地域経済に対する悪影響からも、国の経済再生からも、年金削減の中止は、絶対に必要です。

この立場から賛成いたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかに、討論ございますか。

はい、ないようですので、討論を終結します。

これより請願第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

この請願第 1 号について、採択することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、少数です。よって請願第 1 号、年金 2.5 パーセントの削減中止を求める請願は、不採択とすることに決定いたしました。

議長（西岡 正君） 日程第 58、予算特別委員会の設置及び委員定数についてを議題といたします。

お諮りします。平成 25 年度佐用町一般会計、12 特別会計および 2 事業会計の予算審議のため、全員による予算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、全員による予算特別委員会を設置することに決定されました。

日程第 59. 予算特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 59 に入ります。

予算特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

委員長及び副委員長の選任については、先の全員協議会において協議され、決定されておりますので、予算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表いたします。

佐用町議会予算特別委員会委員長、大下吉三郎君。副委員長、敏森正勝君。

以上、両君が予算特別委員会委員長及び副委員長に選任されました。

日程第 60. 委員会付託について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 60 に移ります。

日程第 60 は、委員会付託についてであります。

ここで、暫時休憩します。

午後 0 5 時 0 9 分 休憩

午後 0 5 時 1 1 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。委員会等開催のため明 3 月 5 日から 12 日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決します。

次の本会議は、来る３月１３日午前１０時より再開し、一般質問を行いますのでご承知くださいますよう、お知らせをいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さんでした。

午後０５時１２分 散会
